

令和7年度

福岡県水防計画書

福岡県

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	水 防 組 織	4
第 1 節	準備配置体制	4
第 2 節	非常配置体制	7
第 3 節	災害対策本部が設置された時の体制	1 8
第 3 章	洪水予報	1 9
第 4 章	水防警報	2 4
第 5 章	氾濫危険水位到達情報の通知及び周知	5 2
第 1 節	洪水特別警戒水位到達情報の通知及び周知	5 2
第 2 節	高潮特別警戒水位到達情報の通知及び周知	7 2
第 3 節	雨水出水特別警戒水位到達情報の通知及び周知	7 3
第 6 章	水位状況等の公表	7 4
第 1 節	量 水 標	7 4
第 2 節	監視カメラ	7 6
第 3 節	ダムのリアルタイム情報の提供	8 2
第 7 章	重要水防箇所	8 3
第 1 節	知事管理区間	8 3
第 2 節	国土交通大臣管理区間	8 5
第 8 章	気象・雨量・水位・風倒木に関する連絡及び報告	8 6
第 1 節	気 象 連 絡	8 6
第 2 節	雨量及び水位の通報	9 5
第 3 節	風倒木に関する速報	9 4
第 9 章	水門、排水施設、ダムの操作	9 6
第 1 0 章	水防機械器具及び資材	9 7
第 1 節	県有水防機械器具及び資材	9 7

目 次

第 2 節	水防管理団体の水防資器材の基準	9 7
第 1 1 章	輸送路の確保	9 8
第 1 2 章	巡視及び警戒	9 9
第 1 3 章	水防作業	1 0 0
第 1 4 章	水防信号及び標識並びに身分証明	1 0 1
第 1 節	水 防 信 号	1 0 1
第 2 節	水 防 標 識	1 0 1
第 3 節	身 分 証 明	1 0 1
第 1 5 章	他県或は他の機関との援助及び相互協定	1 0 2
第 1 節	福岡県と他県の協定	1 0 2
第 2 節	水防管理団体相互の援助	1 0 2
第 3 節	各県土整備事務所（水防地方本部）相互の援助	1 0 2
第 1 6 章	自衛隊及び警察官の出動要請	1 0 3
第 1 節	自衛隊の災害派遣要請等	1 0 3
第 2 節	警察官の出動要請	1 0 3
第 1 7 章	水防報告と記録	1 0 4
第 1 節	水 防 記 録	1 0 4
第 2 節	水 防 報 告	1 0 4
第 1 8 章	そ の 他	1 0 5
第 1 節	避難及び立退	1 0 5
第 2 節	水防功労者の表彰	1 0 5
第 3 節	水 防 訓 練	1 0 6
第 4 節	水防工法一覧表	1 0 6
第 5 節	水 防 啓 発	1 0 6
第 6 節	水防関係機関	1 0 6

第 1 章 総 則

1. この計画は水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、福岡県における水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を規定し、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2. 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

（1）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

（2）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

（3）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

（4）消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

（5）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

（6）水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

（7）量水標管理者

量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

（8）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

（9）洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

（10）水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

（11）水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるも

のとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

（12）水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位が高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の 3）。

（13）水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

（14）水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

（15）氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

（16）避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発表の目安となる水位であり、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位。

（17）氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

（18）洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

（19）高潮特別警戒水位

法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

（20）重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

（21）洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

ただし、現況の浸水想定区域を想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が指定されるまでの間、新たな洪水浸水想定区域とみなす。

（22）高潮浸水想定区域

水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 の 3）。

3. 県の水防の責任等

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

①指定水防管理団体の指定（法第4条）

②水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）

③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）

④都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）

⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）

⑥洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）

⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）

⑧水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）

⑨洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）

⑩洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）

⑪都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）

⑫水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）

⑬水防信号の指定（法第20条）

⑭避難のための立退きの指示（法第29条）

⑮緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）

⑯水防団員の定員の基準の設定（法第35条）

⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4. 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

5. 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・水防活動は複数人で行う（水門等操作含む）。

第 2 章 水 防 組 織

福岡管区气象台等からの気象情報又は国土交通省九州地方整備局からの水防警報の通知を受け、必要と認めたときは、水防準備本部（準備配置体制）及び水防地方準備本部を設置し、気象情報又は水防警報の推移により必要と認めたときは、水防本部（非常配置体制）及び水防地方本部を設置する。

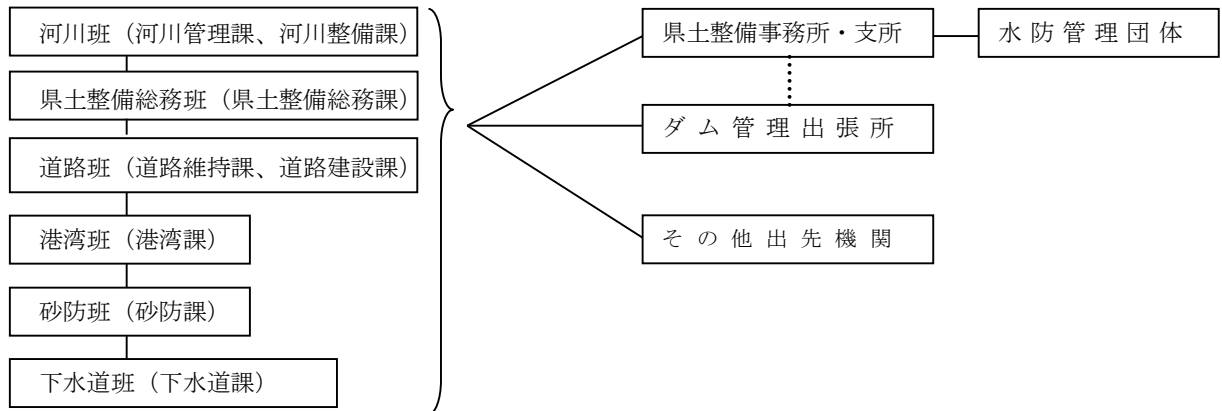
ただし、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部の指揮下に入るものとする。

第 1 節 準 備 配 置 体 制

1. 水防準備本部の設置

区 分		配 置 体 制	基 準 (以下のいずれかに該当で配置)
準備配置体制	水防事態の発生まではかなりの時間的余裕があり、今後の気象情報と水位情報に注意を要するとき。	(第1配備) 情報連絡活動を主とし、事態の推移により水防本部を設置できる体制	・気象注意報（大雨、洪水、高潮、津波） ・水防警報（国直轄区間） ・氾濫注意情報（国・県）
		(第2配備) 水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制	・気象（特別）警報（大雨、洪水、高潮、津波） ・氾濫警戒情報（国・県）

2. 水防準備本部設置時の組織



3. 水防準備本部設置時の活動

(1) 河川管理課、河川整備課（水防準備本部）

水防準備本部を河川管理課、河川整備課内に、水防地方準備本部を各県土整備事務所・支所に設置し、関係各課及び水防地方準備本部・各出先機関との情報収集・情報交換等を行うほか、主として以下の水防業務にあたるものとする。

- ① 福岡管区气象台、県土整備事務所・支所及びその他出先機関との情報連絡
- ② 防災危機管理局、警察本部及び各報道機関との情報連絡
- ③ 水防管理団体及び雨量・水位の各観測所等との緊急時の情報連絡
- ④ 福岡県総合防災情報システム情報端末機等による降雨状況・雨域の移動等の情報を必要に応じ関係各課及び水防地方準備本部・各出先機関に伝達する。

- (2) 本庁各課（県土整備総務課、道路維持課、道路建設課、港湾課、砂防課、下水道課）

県土整備事務所・支所及びその他出先機関との情報連絡

- (3) 県土整備事務所・支所（水防地方準備本部）、ダム管理出張所

河川管理課、河川整備課から気象情報又は水防警報（国直轄区間）を受け必要と認めたときは準備体制をとるとともに、必要に応じて福岡県総合防災情報システム端末機等による降雨状況・雨域の移動等の情報を活用し、迅速な水防活動に資するため、その情報収集に努め、次の活動を行う。

- ① 関係水防管理団体に通知するとともに水防管理団体との情報連絡を行う。
- ② 雨量及び水位観測所の観測員に指示し、観測資料の収集を行う。
- ③ 河川管理課、河川整備課、管内水防関係機関及びその他出先機関との情報連絡を行う。

- (4) その他出先機関（苅田港務所、流域下水道事務所）

河川管理課、河川整備課から気象情報又は水防警報（国直轄区間）を受け必要と認めたとき、あるいは事業主管課から気象情報を受け必要と認めたときは、準備配置体制をとり所轄事項の保全及び情報連絡を行うものとする。

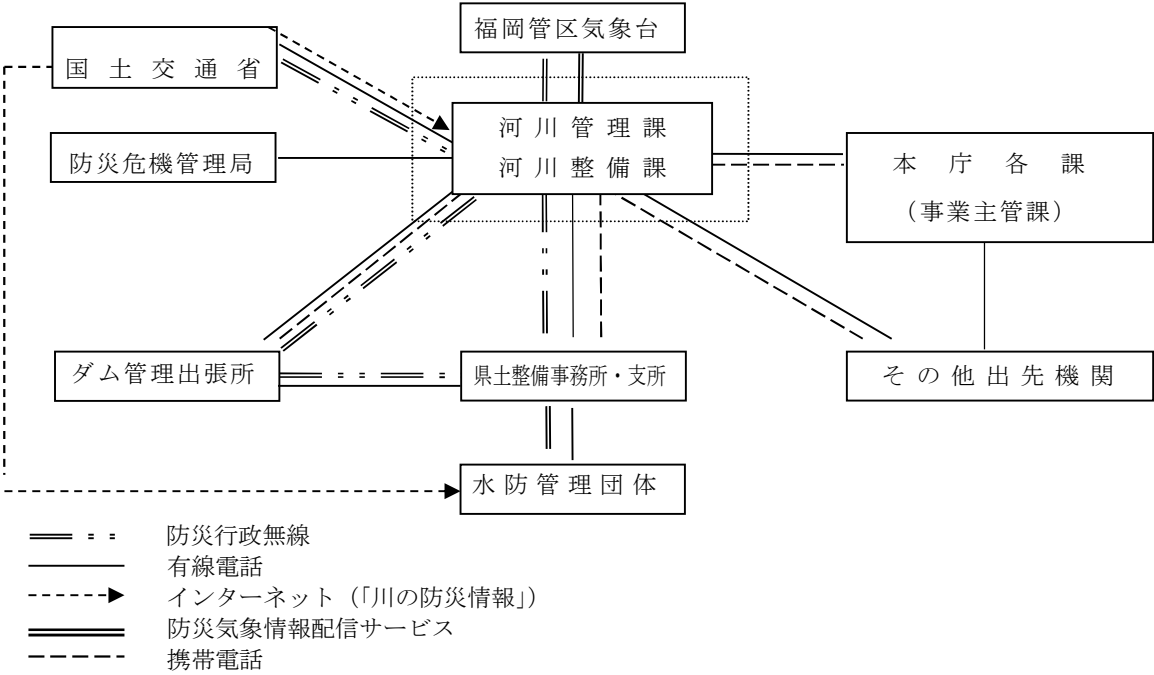
- (5) 水防管理団体

水防管理団体は県土整備事務所・支所から気象情報又は水防警報（国直轄区間）を受け必要と認めたときは、市町村水防計画又は別に定めるところにより情報連絡に支障のない体制をとるものとする。

4. 準備配置体制の配置要員計画

区 分	第1配備（以 内）	第2配備（以 内）	備考
河 川 管 理 課 河 川 整 備 課	4	13	
県 土 整 備 総 務 課	－	2	
道 路 維 持 課	2	8	
道 路 建 設 課	－	1	
港 湾 課	2	2	
砂 防 課	2	4	
下 水 道 課	－	1	
小 計	10	32	
各 県 土 整 備 事 務 所 ・ 支 所	5	※(12) 10	※南筑後県土整備事務所本所 台風高潮警報時の第2配備 12名
各 ダ ム 管 理 出 張 所	全職員の1/2 (0.5人は切り上げ)	全職員	
苅 田 港 務 所	3	5	
流 域 下 水 道 事 務 所	－	2	

5. 準備配置体制の通信連絡



第 2 節 非 常 配 置 体 制

1. 水防本部及び水防地方本部の設置

福岡管区気象台又は福岡管区気象台と九州地方整備局の共同による気象状況や水位情報の通知を受けて、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、水防本部及び水防地方本部を設置する。

水防本部を設置したとき、各県土整備事務所・支所、その他出先機関及びその他の水防関係機関に通知するものとする。

区 分		配 置 体 制	基 準 (以下のいずれかに該当で配置)
非常 配置 体制	水防事態の発生が予想され水防本部が設置されたとき。	(第2配備) 水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制	・水防警報(県水防警報河川)

2. 水防本部設置時の組織

水 防 本 部 長 (知事)		副 本 部 長 (副知事)		水 防 長 (県土整備部長)		副 水 防 長 (県土整備部次長)		水 防 本 部	河川班	水 防 地 方 本 部	水 防 管 理 団 体
									県土整備総務班		
									道路班		
									港湾班		
									砂防班		
									下水道班		

3. 水防本部設置時の活動

各班は、関係課長、各関係職員をもってあて、水防長の指揮を受け水防業務の遂行にあたるものとする。

(1) 本部各班の分担事務

河川班	河川の水防に関する事項 水位、雨量等観測資料の収集連絡に関する事項 水防警報の受報及び発報に関する事項 河川警報に関する事項 水防活動の状況把握に関する事項 水防資器材調達供給に関する事項 水防本部及び水防地方本部の連絡調整に関する事項
県土整備総務班	各班相互の協力、応援に関する事項 連絡用自動車の配車に関する事項
道路班	道路、橋梁の水防に関する事項 道路の通行可否情報（通行不可の場合における迂回ルートの情報を含む）の把握に関する事項
港湾班	港湾区域、海岸保全区域の水防に関する事項 港湾区域、海岸保全区域の潮位、風向、風速、高波（推定）の資料収集連絡に関する事項 災害輸送用船舶の確保に関する事項
砂防班	砂防、地すべり及び急傾斜地の水防に関する事項
下水道班	下水道の水防に関する事項

(2) 水防地方本部の分担事務

各県土整備事務所・支所は、それぞれの地域の特性、規模及び任務に応じた水防体制（水防地方本部）並びに分担を定め、水防事務の遂行にあたるものとする。

水防地方本部の名称、位置および担当区域

地方本部名	所在地	地方本部長	担当区域
福岡水防地方本部	福岡市東区箱崎1丁目18番1号	福岡県土整備事務所長	福岡市（前原支所、那珂県土整備事務所の所管区域を除く）、古賀市、糟屋郡
前原水防地方本部	糸島市浦志2丁目3-1	福岡県土整備事務所 前原支所長	糸島市、福岡市の一部
久留米水防地方本部	久留米市合川町1642-1	久留米県土整備事務所長	久留米市、小郡市、うきは市、三井郡
大牟田水防地方本部	大牟田市小浜町24番1	南筑後県土整備事務所長	大牟田市
柳川水防地方本部	柳川市三橋町今古賀8-1	南筑後県土整備事務所 柳川支所長	柳川市、大川市、みやま市、三潞郡
直方水防地方本部	直方市日吉町9番10号	直方県土整備事務所長	直方市、宮若市、鞍手郡
豊前水防地方本部	豊前市大字八屋2007の1	京築県土整備事務所長	豊前市、築上郡
行橋水防地方本部	行橋市中央1丁目2-1	京築県土整備事務所 行橋支所長	行橋市、京都郡
朝倉水防地方本部	朝倉市甘木2014の1	朝倉県土整備事務所長	朝倉市、朝倉郡

八 女 水 防 地 方 本 部	八女市本村25番地	八 女 県土整備事務所長	八女市、筑後市、八女郡
北 九 州 水 防 地 方 本 部	北九州市八幡西区則松 3 丁目 7 - 1	北九州県土整備事務所長	北九州市、中間市、遠賀郡
宗 像 水 防 地 方 本 部	宗像市東郷 1 丁目 2 番 1 号	北九州県土整備事務所 宗像支所長	宗像市、福津市
田 川 水 防 地 方 本 部	田川市大字伊田4543の 1	田 川 県土整備事務所長	田川市、田川郡
飯 塚 水 防 地 方 本 部	飯塚市新立岩 8 番 1 号	飯 塚 県土整備事務所長	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
那 珂 水 防 地 方 本 部	大野城市白木原 3 丁目 5 番 2 5 号	那 珂 県土整備事務所長	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、福岡市の一部

(3) その他出先機関の分担事務

次の出先機関（以下「その他出先機関」という。）については、所管業務上の分担事務について、あらかじめ県土整備部長に報告しておくものとする。

出 先 機 関 名	所 在 地	所轄業務（所管区域）
苅 田 港 務 所	京都郡苅田町港町29番地	苅田港
流 域 下 水 道 事 務 所	大野城市白木原 3 - 5 - 25	御笠川那珂川、宝満川、多々良川、宝満川上流、筑後川中流右岸、遠賀川下流、矢部川及び遠賀川中流流域下水道

(4) 水防本部設置時の配置要員計画

区 分	非常配置体制 (以内)	備 考
	第 2 配 備	
県 土 整 備 総 務 班 (県 土 整 備 総 務 課)	2	
企 画 班 (企 画 課)	-	
用 地 班 (用 地 課)	-	
道 路 班	(道路維持課)	8
	(道路建設課)	1
河 川 班	(河川管理課) (河川整備課)	13
港 湾 班 (港 湾 課)	2	
砂 防 班 (砂 防 課)	4	
下 水 道 班 (下 水 道 課)	1	
(小 計)	32	
地 方 本 部 (各県土整備事務所・支所)	※(12) 10	※南筑後県土整備事務所本所 台風高潮警報時の第2配備12名
各 ダ ム 管 理 出 張 所	全 職 員	
荻 田 港 務 所	5	
流 域 下 水 道 事 務 所	2	
(小 計)	(台風時 228)程度 226 程度	
(合 計)	(台風時 260)程度 258 程度	

4. 水防管理団体の分担事務及び現況

市町村の区域にかかる水防は、市町村（以下「水防管理団体」という。）において十分に果たすべき責任を有する。
特に、指定水防管理団体の水防管理者は、その団体の水防計画を知事に協議の上定めなければならない。
県内の水防管理団体の現況は、次のとおりである。

水防管理団体の現況（R6.12 現在）

（○印は指定水防管理団体）

事 務 所 名	郡 市	町 村	水 防 団 員 数 (消防団員数)	水防担当課係	電 話 番 号	F A X 番 号	防 災 行 政 無 線 電 話
福岡県土整備 岡 備	○福岡市		(2,361)	市民局 防災推進課	092-711-4153	092-733-5861	78-201-70
	○古賀市		(354)	総務課 危機管理係	092-942-1112 (夜間942-1111)	092-942-3758	78-223-70
	糟屋郡	○宇美町	(144)	危機管理課 防災防犯係	092-932-1111	092-933-7512	78-341-70
		○篠栗町	(260)	総務課 消防防災係	092-947-1111	092-947-7977	78-342-70 (総務課)
		○志免町	(156)	生活安全課 安全安心係	092-935-1001	092-935-2694	78-343-70
		須恵町	(144)	総務課 消防安全係	092-932-1151	092-933-6579	78-344-70
		新宮町	(225)	地域協働課 防災担当	092-963-1734 (夜間962-0231)	092-962-2078	78-345-70
		久山町	(123)	総務課 消防防災係	092-976-1111	092-976-2463	78-348-70
		○粕屋町	(182)	協働のまちづくり課 地域協働係	092-938-2311	092-938-3150	78-349-70
小 計		9	(3,949)				
福岡県土整備 (前原支所)	○糸島市		(968)	危機管理課 防災企画係	092-323-1111	092-324-8355	78-222-70
	○福岡市			市民局 防災推進課	092-711-4153	092-733-5861	78-201-70
小 計		2	(968)				
久留米県土整備	○久留米市		(1,587)	総務部 防災対策課	0942-30-9074 (夜間 30-9000)	0942-30-9712	78-203-70
	○小郡市		(239)	防災安全課 防災係 消防・安全係	0942-72-2111	0942-73-4466	78-216-70
	○うきは市		(447)	市民協働推進課 消防防災係	0943-75-3111	0943-75-5509	78-481-70
	三井郡	○大刀洗町	(104)	建設課 管理係	0942-77-6204 (代表 77-0101)	0942-77-3063	78-503-70
小 計		4	(2,377)				
南筑後県土整備	○大牟田市		(585)	防災危機管理室	0944-41-2894 (夜間 41-2222)	0944-41-2893	78-202-70
小 計		1	(585)				
南筑後県土整備 (柳川支所)	○柳川市		(677)	総務課 安全安心係	0944-73-8111	0944-74-1374	78-207-70
	○大川市		(253)	地域支援課 防災安全係	0944-85-5605 (夜間 87-2101)	0944-87-2363	78-212-70
	○みやま市		(660)	総務課 防災対策室	0944-63-6111	0944-64-1503	78-561-70
	三潞郡	○大木町	(158)	総務課 消防防災係	0944-32-1013	0944-32-1054	78-522-70

事 務 所 名	郡 市	町 村	水 防 団 員 数 (消防団員数)	水防担当課係	電 話 番 号	F A X 番 号	防 災 行 政 無 線 電 話
小 計		4	(1,748)				
直 方 土 整 備	○ 直 方 市		(249)	防災・地域安全課 防 災 安 全 係 (緊急時・夜間) 市 消 防 本 部	0949-25-2223	0949-24-3812	78-204-70
					0949-25-2303	0949-25-2308	78-667-70
	○ 宮 若 市		(356)	総 務 課 防 災 安 全 係	0949-32-0511 (夜間 32-0510)	0949-32-9430	78-403-70
		○ 小 竹 町	(105)	総 務 課 庶 務 係	0949-62-1212	0949-62-1140	78-401-70
		○ 鞍 手 町	(138)	まちづくり課 安 全 安 心 係	0949-42-2111	0949-42-5693	78-402-70
小 計		4	(848)				
京 築 土 整 備	○ 豊 前 市		(411)	総 務 課 防 災 安 全 係	0979-82-1111	0979-83-2560	78-214-70
		○ 吉 富 町	(61)	未来まちづくり課 危 機 管 理 係	0979-24-1122	0979-24-3219	78-642-70
		○ 上 毛 町	(130)	総 務 課 総 務 係	0979-72-3111	0979-72-4664	78-644-70
		○ 築 上 町	(473)	総 務 課 地 域 安 全 係	0930-56-0300	0930-56-1405	78-641-70
小 計		4	(1,075)				
京 築 土 整 備 (行橋支所)	○ 行 橋 市		(483)	防 災 危 機 管 理 室 防 災 係	0930-25-1111	0930-25-0299	78-213-70
		○ 荊 田 町	(97)	総 務 課 危 機 管 理 室 防 災 担 当	093-588-1037 (夜間434-1111)	093-436-3014	78-621-70
		○ みやこ町	(573)	総 務 課 危 機 管 理 対 策 係	0930-32-2511	0930-32-4563	78-623-70
小 計		3	(1,153)				
朝 倉 土 整 備	○ 朝 倉 市		(685)	防 災 交 通 課 消 防 防 災 係	0946-23-0364	0946-22-0418	78-209-70
		○ 筑 前 町	(214)	環 境 防 災 課 消 防 安 全 係	0946-42-6609	0946-42-3185	78-444-70
		東 峰 村	(161)	総 務 企 画 課 消 防 安 全 係	0946-72-2311	0946-72-2038	78-446-70
小 計		3	(1,060)				
八 女 土 整 備	○ 八 女 市		(1,648)	総 務 部 防 災 安 全 課	0943-23-1731	0943-23-2583	78-210-70 (防災安全課)
		○ 筑 後 市	(349)	防 災 安 全 課	0942-65-7260	0942-54-0336	78-664-74
	八 女 郡	○ 広 川 町	(220)	企 画 課 安 全 安 心 係	0943-32-1196	0943-32-5164	78-544-70
小 計		3	(2,217)				
北 九 州 土 整 備	○ 北 九 州 市		(1,714)	河 川 整 備 課 防 災 係	093-582-2281	093-561-5758	78-100-111
		○ 中 間 市	(134)	安 全 安 心 まちづくり課 防 災 安 全 係	093-244-1111	093-246-1661	78-215-70
	遠 賀 郡	○ 芦 屋 町	(79)	総 務 課 庶 務 係	093-223-3572	093-223-3927	78-381-70
		○ 水 巻 町	(70)	総 務 課 庶 務 係	093-201-4321	093-201-4423	78-382-70

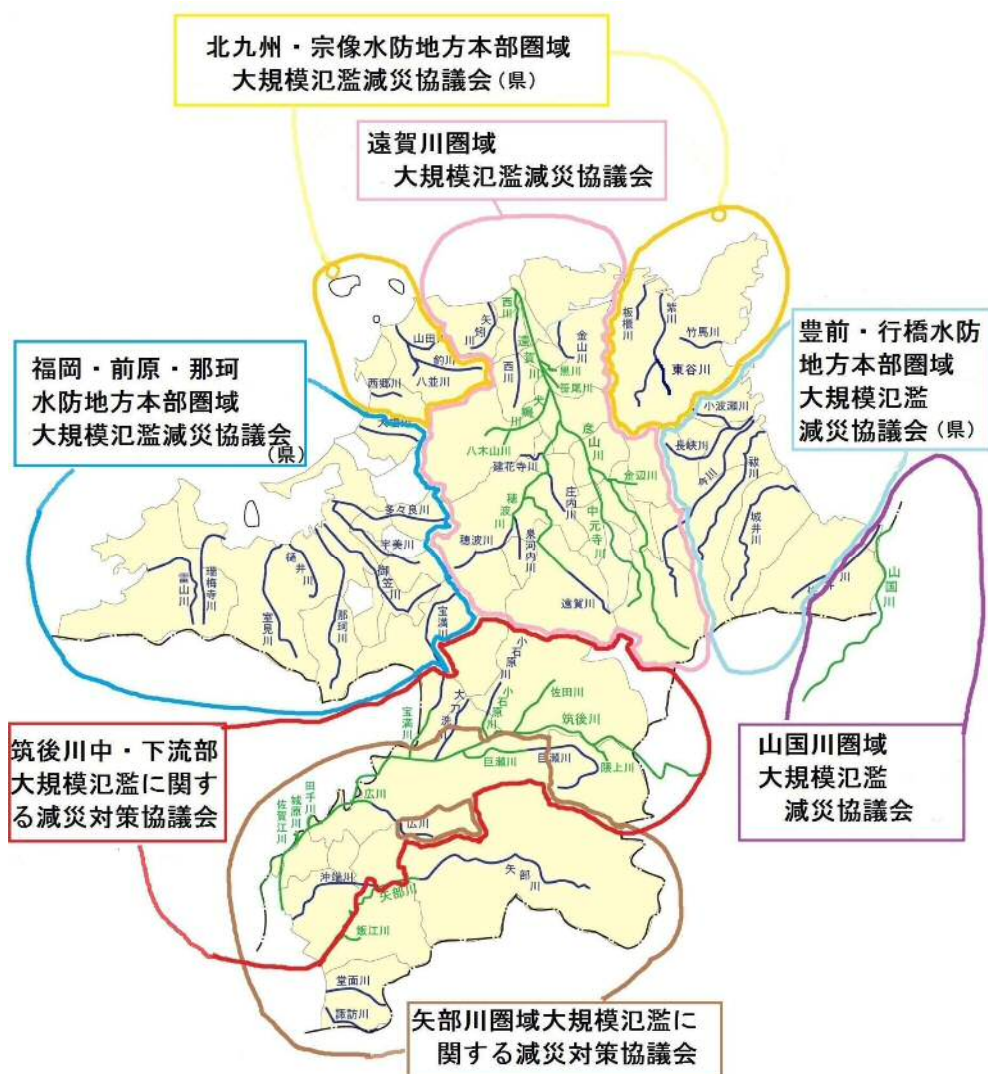
事 務 所 名	郡 市	町 村	水 防 団 員 数 (消防団員数)	水防担当課係	電 話 番 号	F A X 番 号	防 災 行 政 無 線 電 話
北 九 州 県 土 整 備	遠 賀 郡	○ 岡 垣 町	(94)	地域づくり課 安 全 安 心 係	093-282-1211	093-282-1310	78-383-70
		○ 遠 賀 町	(60)	総 務 課 防 災 安 全 係	093-293-1234	093-293-0806	78-384-70
小 計		6	(2,151)				
北 九 州 県 土 整 備 (宗像支所)	○ 宗 像 市		(530)	危 機 管 理 課 防 災 係	0940-36-5050 (夜間 36-1121)	0940-37-1242	78-220-70
	○ 福 津 市		(280)	防 災 安 全 課 安 心 安 全 ま ち づ くり 係	0940-43-8107 (夜間 42-1111)	0940-43-3168	78-362-70
小 計		2	(810)				
田 川 県 土 整 備	○ 田 川 市		(264)	安全安心まち づ くり 課 防 災 安 全 対 策 室	0947-85-7114	0947-46-0124	78-206-70
	田 川 郡	○ 香 春 町	(181)	総 務 課 庶 務 係	0947-32-2511	0947-32-4815	78-601-70
		○ 添 田 町	(205)	防 災 管 財 課 防 災 安 全 係	0947-82-4002	0947-82-2869	78-602-70
		○ 糸 田 町	(93)	防 災 管 財 課 防 災 係	0947-26-1232	0947-26-1651	78-604-70
		○ 川 崎 町	(257)	防 災 管 財 課 消 防 防 災 係	0947-72-3000	0947-72-3415	78-605-70
		○ 大 任 町	(137)	総務企画財政課 総 務 係	0947-63-3000	0947-63-3813	78-608-70
		○ 赤 村	(128)	総 務 課 総 務 係	0947-62-3000	0947-62-3007	78-609-70
		○ 福 智 町	(350)	防災管理・管財課 防 災 危 機 管 理 係	0947-22-7771 (夜間 22-0555)	0947-22-7774	78-603-70
小 計		8	(1,615)				
飯 塚 県 土 整 備	○ 飯 塚 市		(946)	防 災 安 全 課 防 災 係	0948-96-8243	0948-22-5754	78-205-70
	○ 嘉 麻 市		(666)	防 災 対 策 課 防 災 係	0948-42-7417	0948-42-7098	78-423-70
	嘉 穂 郡	○ 桂 川 町	(202)	総 務 課 庶 務 係	0948-65-1100	0948-65-3424	78-421-70
小 計		3	(1,814)				
那 珂 県 土 整 備	○ 筑 紫 野 市		(292)	危 機 管 理 課 危 機 管 理 担 当	092-923-1111	092-923-5391	78-217-70
	春 日 市		(98)	安 全 安 心 課 防 犯 防 災 担 当	092-584-1111	092-584-1143	78-218-70
	○ 大 野 城 市		(180)	危 機 管 理 課 危 機 管 理 担 当	092-580-1966 (夜間 501-2211)	092-573-7791	78-219-70
	○ 太 宰 府 市		(227)	防 災 安 全 課 防 災 対 策 係	092-921-2121	092-921-1601	78-221-71 (防 災 安 全 課)
	○ 那 珂 川 市		(230)	安 全 安 心 課 危 機 管 理 担 当	092-953-2211	092-953-3049	78-305-70
	○ 福 岡 市			市 民 局 防 災 推 進 課	092-711-4153	092-733-5861	78-201-70
小 計		6	(1,027)				
計 (重複を除く)	指定水防管理団体：55 指定水防管理団体以外：5 合計 60		(23,434)				

5. 都道府県大規模氾濫減災協議会

知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会及び国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

県内の都道府県大規模氾濫減災協議会及び大規模氾濫減災協議会の現況は、次のとおりである。

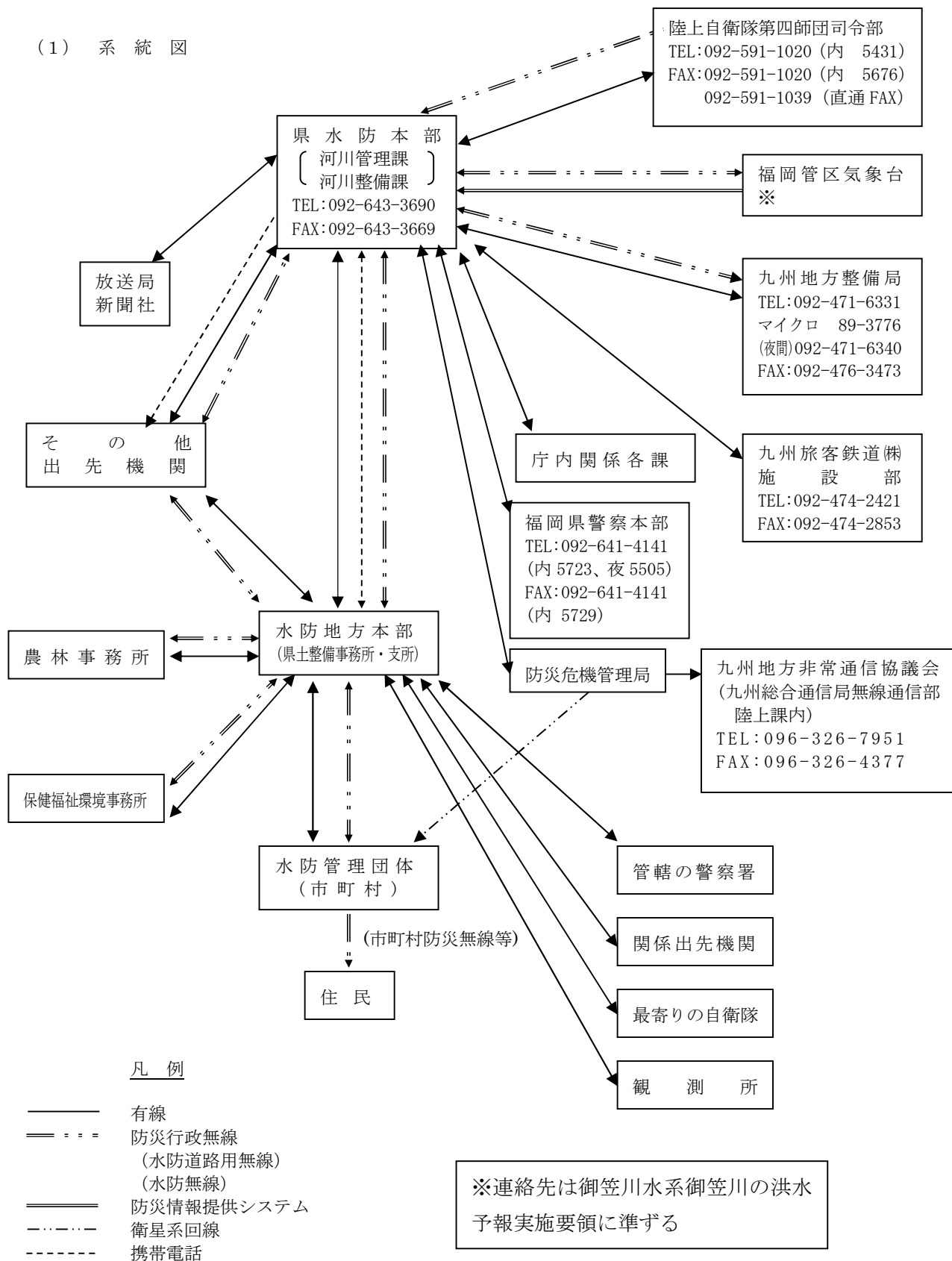
- (1) 知事が組織する都道府県大規模氾濫協議会
 - 福岡・前原・那珂水防地方本部圏域大規模氾濫減災協議会
 - 豊前・行橋水防地方本部圏域大規模氾濫減災協議会
 - 北九州・宗像水防地方本部圏域大規模氾濫減災協議会
- (2) 国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会
 - 筑後川中・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会
 - 矢部川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会
 - 遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会
 - 山国川圏域大規模氾濫減災協議会



6. 水防本部設置時の通信連絡

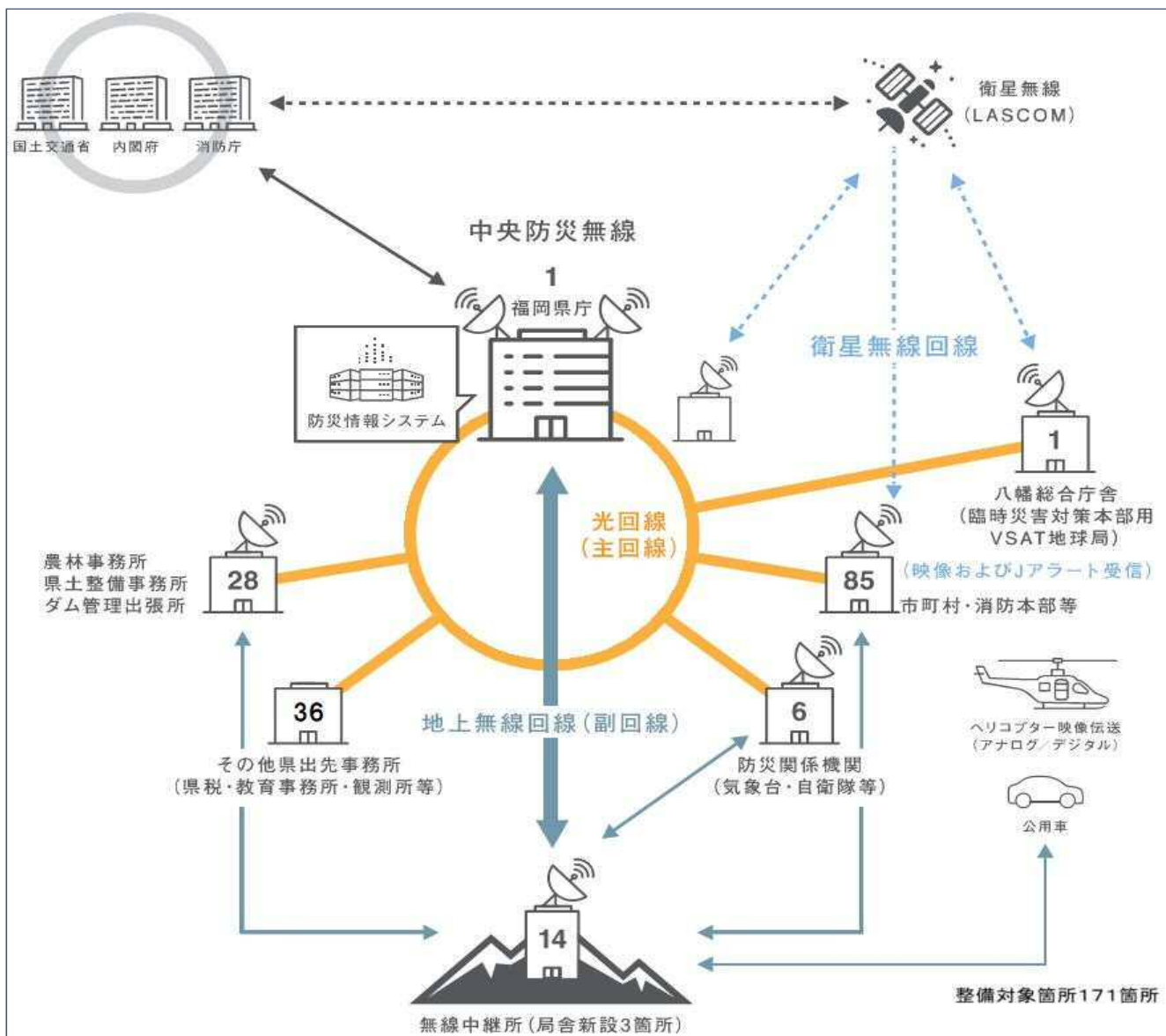
水防時に必要な連絡用の電話、無線電話等の通信系統は以下のとおりとし、連絡にあたっては、確実に期するために、送受信者名、時刻、内容等の主要なる事項を記録しておくこと。

(1) 系統図



(2) 通信施設
 (ア) 無線施設
 ① 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク

【通信網の全体概要図】



② 非常通信の利用（電波法第52条、74条）

非常の場合、最寄りの無線局に非常通信を依頼することができる。

資料編 13. 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク回線構成図 参照

(イ) 電話施設

① 災害時優先電話（電気通信事業法第8条）

非常事態が発生し、又は発生のおそれがあるときは、他に優先（発信規制の対象外）して通話可能な災害時優先電話の指定がある。

指定を受けた主な電話は次のとおりである。

※市外局番（092）

電話番号	発信者機関名	電話番号	発信者機関名
641-4734	総務部防災危機管理局	622-6393	企画・地域振興部
643-3986	福岡県災害対策本部 (ファクシミリ)	622-6394	市町村振興局行財政支援課
643-3987			保健医療介護部
643-3988		622-1404	保健医療介護総務課
643-3989			商工部商工政策課
643-3990		641-4665	農林水産部農林水産政策課
622-1907	総務部県民情報広報課	622-5108	県土整備部河川管理課
641-6657	企画・地域振興部総合政策課	622-5107	〃 道路維持課
		651-6599	〃 砂防課
		622-0618	建築都市部建築都市総務課

② 公衆電話の利用

非常事態が発生し、一般電話から通話ができない時でも、グレー、緑色の公衆電話（ピンクは除く）は優先電話扱いとなっているのでこれを利用する。

③ 専用電話の利用（水防法27条）

西日本電信電話㈱等の電話利用が不可能となった場合における非常通信については、次の専用施設電話を利用することができる。

警察電話、鉄道電話、電気事業電話

第3節 災害対策本部が設置された時の体制

福岡県地域防災計画の定めるところによる。

第 3 章 洪水予報

1. 福岡県と気象庁が共同して行う洪水予報・警報と伝達系統

水防法第 11 条第 1 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 3 項の規定による洪水予報及び警報は、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。

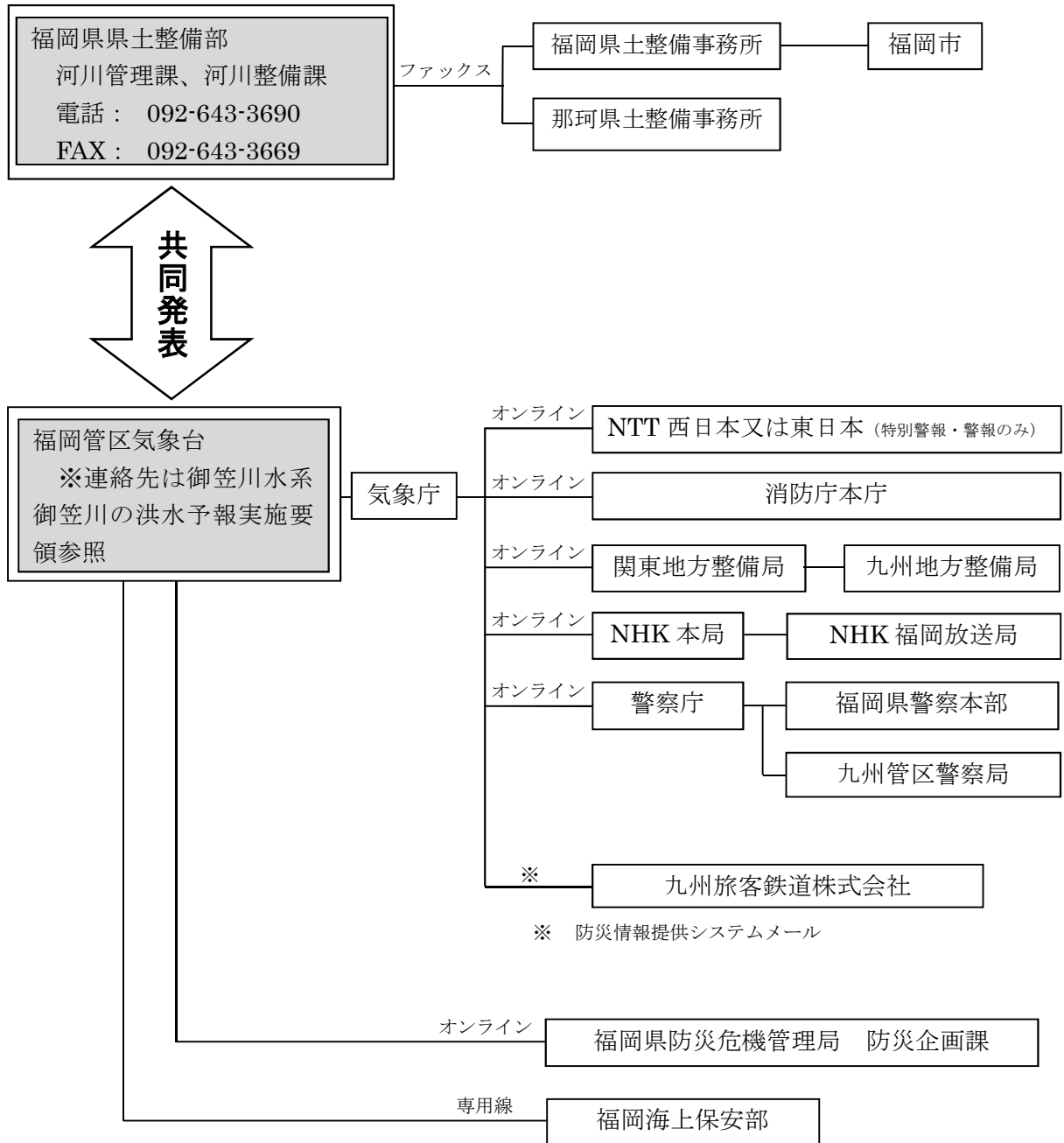
(1) 洪水予報指定河川

水系名	河川名	実施区間	基準地点
御 笠 川 水 系	御 笠 川	左岸：福岡県福岡市博多区東光寺町 2 丁目 7 番地先から海まで 右岸：福岡県福岡市博多区東那珂 1 丁目 6 番地先から海まで	山 王 橋 観 測 所

(2) 基準水位

水位観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
山王橋水位観測所	2.60m	3.50m	4.10m	4.70m

(3) 伝達系統図



2. 国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報と伝達系統

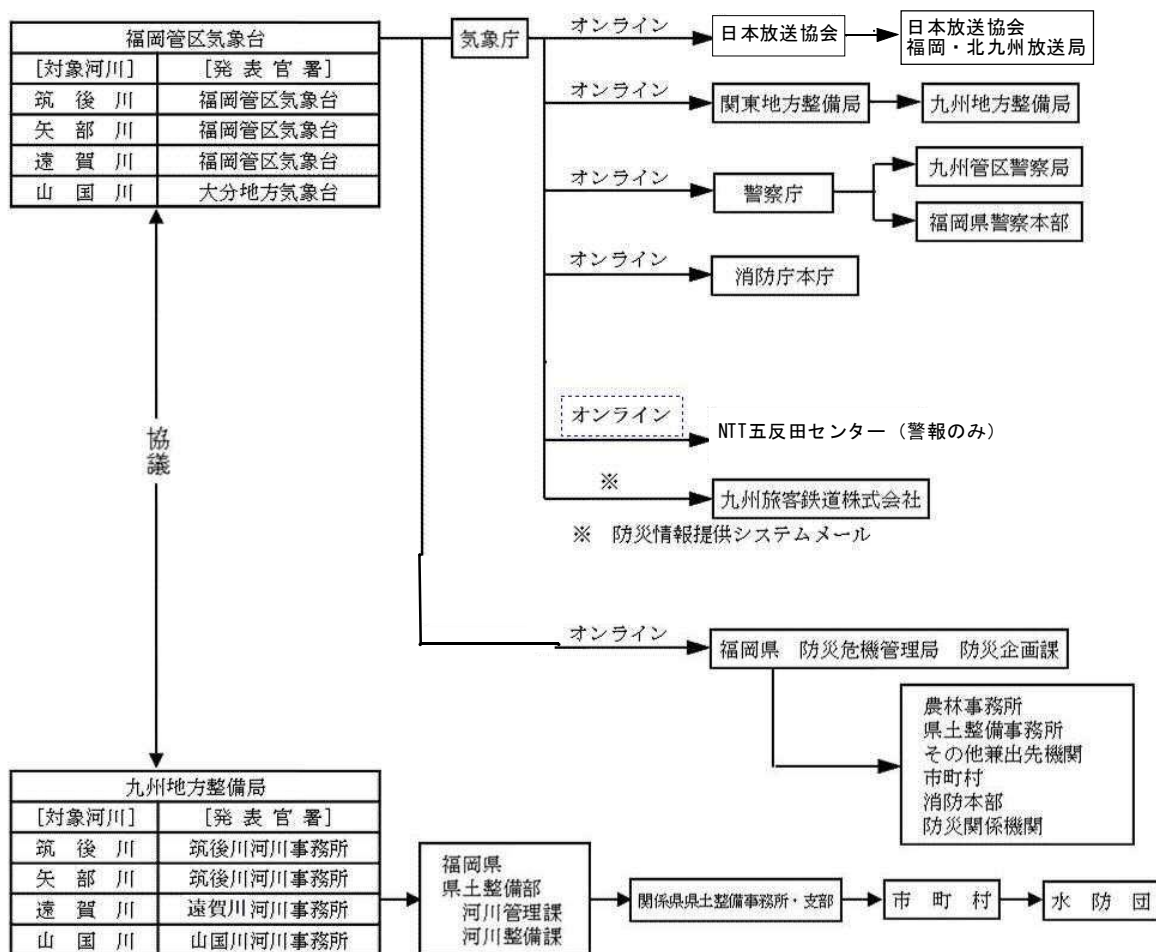
水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定による洪水予報及び警報は、県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。

(1) 洪水予報指定河川

水系名	予報区域名	実 施 区 間	基準地点
筑 後 川	筑 後 川 上 中 流 部	(筑後川) 左岸：大分県日田市大字高瀬字小シマ1138番2地先から 福岡県久留米市東櫛原町地先（小森野床固）まで 右岸：大分県日田市三芳小瀬町121番地先から 福岡県久留米市高野1丁目地先（小森野床固）まで	小 瀬 荒 ノ 瀬 片
		(庄手川) 筑後川からの分派点から筑後川への合流点まで	小 瀬
		(玖珠川) 左岸：大分県日田市大字日高字牧の原二千七百四十二番の一地先から 筑後川への合流点まで 右岸：大分県日田市大字日高字一丁目二千三百九十五番の三地先から 筑後川への合流点まで	小 瀬
	筑 後 川 下 流 部	(筑後川) 左岸：福岡県久留米市東櫛原町地先（小森野床固）から海まで 右岸：福岡県久留米市高野1丁目地先（小森野床固）から海まで	瀬 ノ 下
		(早津江川) 左岸：福岡県大川市大字大野島字服部開5番1地先から海まで 右岸：佐賀県佐賀市諸富町大字為重字石塚掘17番地（筑後川分派点） から海まで	瀬 ノ 下
		(広川) 左岸：福岡県久留米市大善寺町藤吉字井手の口484番地 右岸：福岡県久留米市大善寺町中津字氏口890番地先 } から筑後川への合流点まで	瀬 ノ 下
遠 賀 川	遠 賀 川 上 流 部	(遠賀川) 福岡県嘉麻市中益字火渡田705番地先から 飯塚市口原字池向786番地4まで	川 島
	遠 賀 川 下 流 部	(遠賀川) 福岡県飯塚市口原字池向786番地4から海まで	日の出橋 中 間
		(犬鳴川) 左岸：福岡県宮若市小伏字北川原1894番2地先から 遠賀川への合流点まで 右岸：福岡県宮若市小伏金生字藤原1078番2地先から 遠賀川への合流点まで	宮 田 橋
	彦 山 川	左岸：福岡県田川郡添田町大字落合字打ヶ瀬山1379番の1地先から 遠賀川への合流点まで 右岸：福岡県田川郡添田町大字落合字山ノ下748番の1地先から 遠賀川への合流点まで	伊 田
矢 部 川	矢 部 川	左岸：福岡県みやま市瀬高町大字廣瀬字堤谷739番2地先 右岸：福岡県八女市矢原字二ノ辻561番1地先 } から海まで	船 小 屋

矢部川	楠田川	左岸：福岡県みやま市高田町江浦字立花1762番の1地先から矢部川合流点まで 右岸：福岡県みやま市高田町徳島1046番地先から矢部川合流点まで	船小屋
山国川	山国川 上流部	左岸：大分県中津市耶馬溪町大字柿坂ソノ327番1地先から 福岡県築上郡上毛町大字百留地先まで 右岸：大分県中津市耶馬溪町大字大島字中曽2224番地先から 大分県中津市三光土田字フシキロ地先まで	柿坂
山国川	山国川 下流部	左岸：福岡県築上郡上毛町大字百留地先から海まで 右岸：大分県中津市三光土田字フシキロ地先から海まで	下唐原
		中津川 山国川からの分派点から海まで	下唐原

(2) 伝達系統図



3. 洪水予報の種類及び内容

種 類	情報名	内 容
「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 ・ 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	「氾濫危険情報」	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位上昇が見込まれるとき（御笠川を除く）、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 ・ いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 ・ 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、高齢者等避難の発令の判断の参考とする。
「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ・ 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。

第4章 水 防 警 報

1. 県知事が発する水防警報

(1) 県知事が発する水防警報

- ① 本部長は、水防法第10条第1項の規定により福岡管区气象台から洪水、津波又は高潮の予・警報通知を受け、または、洪水、津波、高潮等水災のおそれがあると認めたときは、水防警報を発する。
- ② 各地方本部長は、本部長からの警報を受けるいとまがなく、洪水、津波、高潮等水災のおそれがあると認めたときは、警報を発するとともにその旨を直ちに本部長および水防管理者（市町村長）に報告・通知しなければならない。
- ③ 水防警報の通知を受けた水防管理者は、関係住民に連絡するとともに水防団、消防機関を待機させ又は必要に応じて出動その他の処置をとらせるものとする。
- ④ 水防法第16条第1項の規定により知事が行う水防警報は、次のとおりとする。

(洪水時)

第1段階 待 機

水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達する見込みがあるとき。

第2段階 準 備

水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を突破する見込みがあるとき。

第3段階 出 動

氾濫注意水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。

第4段階 警 戒

避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。

第5段階 厳 重 警 戒

氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき。

第6段階 解 除

氾濫注意水位以下に下って再び増水のおそれがないと思われるとき。

(高潮時)

P.29 参照

資料編 1.様式 (1)知事が行う水防警報の発表形式 参照

⑤ 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

(2) 県知事が水防警報を行う河川

県土整備事務所名	河川名	区間	観測所	水防団待機水位 氾濫注意水位 氾濫危険水位	関係水防管理団体
福岡	大根川	県管理区間全区間	庄橋	1.64 1.98 2.69	古賀市
	多々良川	県管理区間全区間	雨水橋	2.02 2.41 3.46	福岡市・粕屋町
			金川橋	1.47 2.57 3.72	粕屋町・篠栗町
	宇美川	県管理区間全区間	片峰新橋	2.00 2.80 3.50	福岡市・志免町・宇美町 粕屋町
	樋井川	県管理区間全区間	田島橋	1.59 2.34 2.72	福岡市
	室見川	県管理区間全区間	橋本橋	3.00 3.50 3.90	福岡市
(前原支所)	雷山川	県管理区間全区間	潤橋	1.60 2.14 3.00	福岡市・糸島市
	瑞梅寺川	瑞梅寺ダム～海	池田	1.50 2.16 2.81	福岡市・糸島市
久留米	大刀洗川	県管理区間全区間	西の宮橋	5.67 6.02 6.46	久留米市・小郡市 大刀洗町
	巨瀬川	県管理区間全区間	高橋	1.65 2.12 3.14	うきは市・久留米市
	高良川	県管理区間全区間	下川原橋	1.17 1.43 2.12	久留米市
南筑後	諏訪川	県管理区間全区間	臼井橋	2.11 2.20 3.20	大牟田市
	堂面川	県管理区間全区間	畔切橋	1.77 1.97 2.36	大牟田市
(柳川支所)	沖端川	県管理区間全区間	新村橋	3.70 4.40 5.30	柳川市・みやま市・大木町 筑後市(八女県土整備)
直方	西川	県管理区間全区間	小木橋	1.92 2.16 2.33	鞍手町 中間市(北九州県土整備) 遠賀町(北九州県土整備)
京築	佐井川	県管理区間全区間	新大の瀬橋	1.22 1.60 1.96	豊前市・吉富町・上毛町
	城井川	県管理区間全区間	馬渡橋	1.94 2.23 2.67	築上町
(行橋支所)	今川	赤村との境～海	豊国橋	2.65 2.80 3.67	行橋市・みやこ町
			高崎	2.50 2.65 3.57	行橋市・みやこ町
			犀川	1.52 1.65 2.03	行橋市・みやこ町
	小波瀬川	県管理区間全区間	木ノ元橋	3.15 3.40 3.82	行橋市・苅田町

県土整備事務所名	河川名	区間	観測所	水防団待機水位 氾濫注意水位 氾濫危険水位	関係水防管理団体
(行橋支所)	長峽川	県管理区間全区間	長音寺橋	2.42 2.73 3.47	行橋市・みやこ町
			上稗田橋	2.15 2.49 2.92	行橋市・みやこ町
	祓川	県管理区間全区間	辻垣橋	1.77 1.97 2.30	行橋市・みやこ町
			犬丸渡橋	1.79 2.29 2.78	行橋市・みやこ町
			鳥越橋	2.53 3.02 3.53	行橋市・みやこ町
朝倉	小石原川	江川ダム～直轄区間との境	新甘木橋	1.41 1.79 2.20	朝倉市・筑前町 大刀洗町(久留米県土整備)
八女	矢部川	星野川合流点～直轄区間との境	中川原橋	3.90 4.40 6.90	筑後市・八女市
		松瀬ダム～星野川合流点	黒木	2.60 2.90 4.30	八女市
	広川	広川ダム～直轄区間との境	智徳橋	1.85 2.10 3.00	広川町 久留米市(久留米県土整備)
北九州	紫川	ます淵ダム～海	藪瀬橋	3.12 3.35 3.75	北九州市
			桜橋	1.44 1.81 2.90	北九州市
	東谷川	県管理区間全区間	高志橋	1.46 2.58 3.55	北九州市
	板櫃川	県管理区間全区間	仙房橋	1.40 1.70 2.50	北九州市
	金山川	県管理区間全区間	下上津役大橋	1.36 2.08 2.63	北九州市
	竹馬川	県管理区間全区間	新竹馬橋	1.81 2.15 2.66	北九州市
	矢矧川	県管理区間全区間	前牟田橋	1.37 1.85 2.05	岡垣町
(宗像支所)	釣川	県管理区間全区間	川端井堰	2.45 2.52 2.95	宗像市
			上釣橋	2.69 2.78 3.55	宗像市
			鍵橋	2.96 3.10 3.44	宗像市
	八並川	県管理区間全区間	田熊	1.86 2.17 2.73	宗像市
	山田川	県管理区間全区間	長縄手橋	1.90 2.12 2.22	宗像市
	西郷川	県管理区間全区間	四角橋	1.62 2.38 2.66	福津市
	田川	油木ダム～みやこ町との境	今川橋	0.98 1.46 2.56	赤村・添田町

県土整備事務所名	河川名	区間	観測所	水防団待機水位 氾濫注意水位 氾濫危険水位	関係水防管理団体
飯塚	遠賀川	県管理区間全区間	平成橋	1.10 2.40 3.32	嘉麻市
	穂波川	県管理区間全区間	豆田橋	1.05 1.40 1.80	飯塚市・桂川町
	泉河内川	県管理区間全区間	名代橋	3.77 4.00 4.48	飯塚市・桂川町
	建花寺川	県管理区間全区間	井手浦橋	1.99 2.41 2.95	飯塚市
	庄内川	県管理区間全区間	勢田(宮前橋)	3.24 3.92 4.71	飯塚市 小竹町(直方県土整備)
那珂	御笠川	福岡市と大野城市との境～東光寺橋(福岡市博多区)	隅田橋	0.30 1.00 1.75	福岡市
		牛頸川合流地点～福岡市と大野城市との	筒井橋	2.70 3.50 4.69	大野城市
		北谷ダム～牛頸川合流地点	落合橋	1.50 2.10 2.82	太宰府市・大野城市
	那珂川	梶原川合流地点～海	下日佐	3.83 4.29 5.55	福岡市
		南畑ダム～梶原川合流地点	轟橋	2.40 3.12 3.99	那珂川市
	宝満川	県管理区間全区間	下見橋	2.30 2.68	筑紫野市 筑前町(朝倉県土整備)
				3.29	小郡市(久留米県土整備)

(3) 県知事が水防警報を行う海岸

海岸名
有明海沿岸
玄界灘沿岸
豊前豊後沿岸

(4) 水防警報の種類、内容及び発表基準

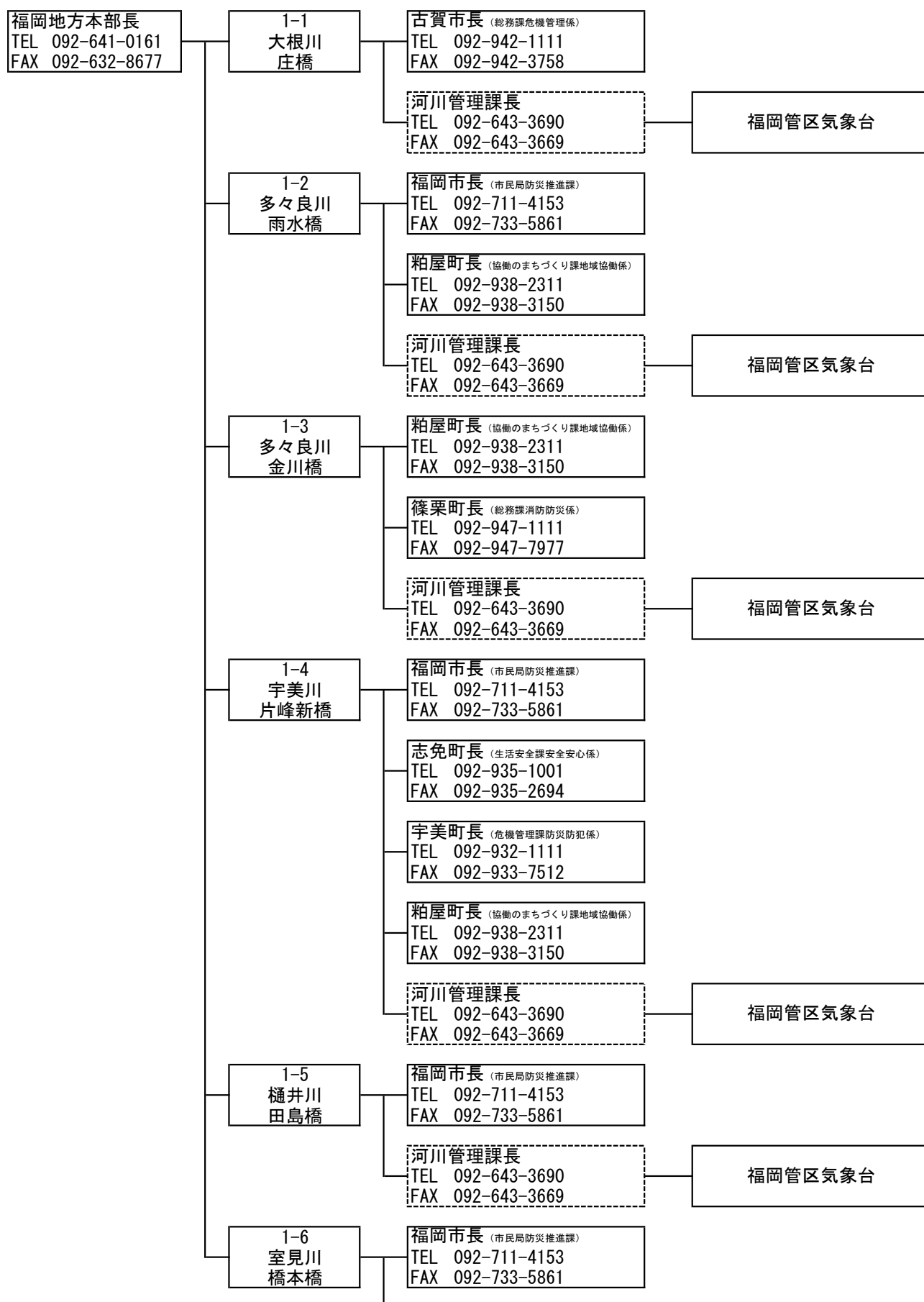
(河川)

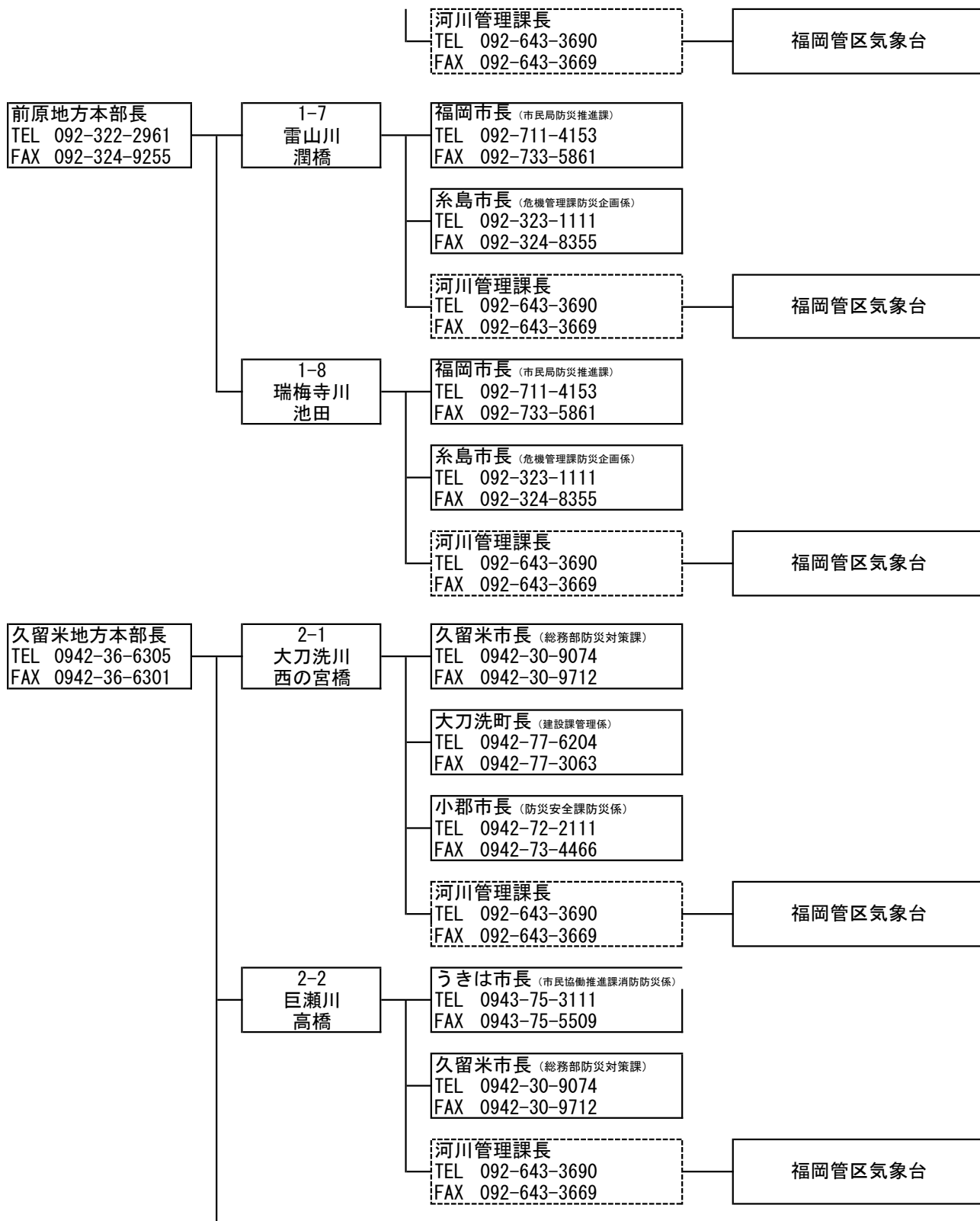
種 類	内 容	発 表 基 準
第一段階 待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達する見込みがあるとき。
第二段階 準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を突破する見込みがあるとき。
第三段階 出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。
第四段階 警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。
第五段階 嚴重警戒	出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき。
第六段階 解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

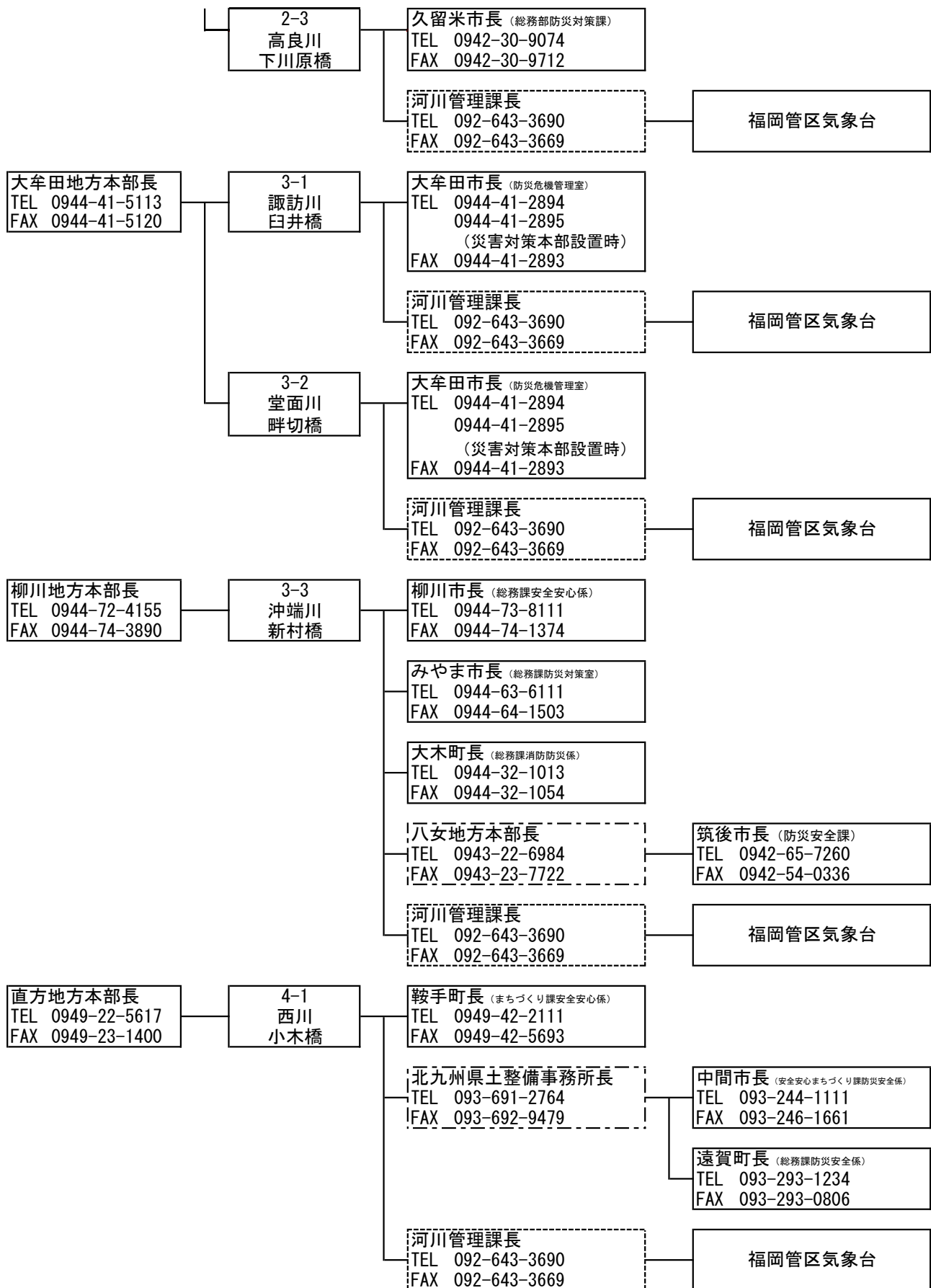
(海岸)

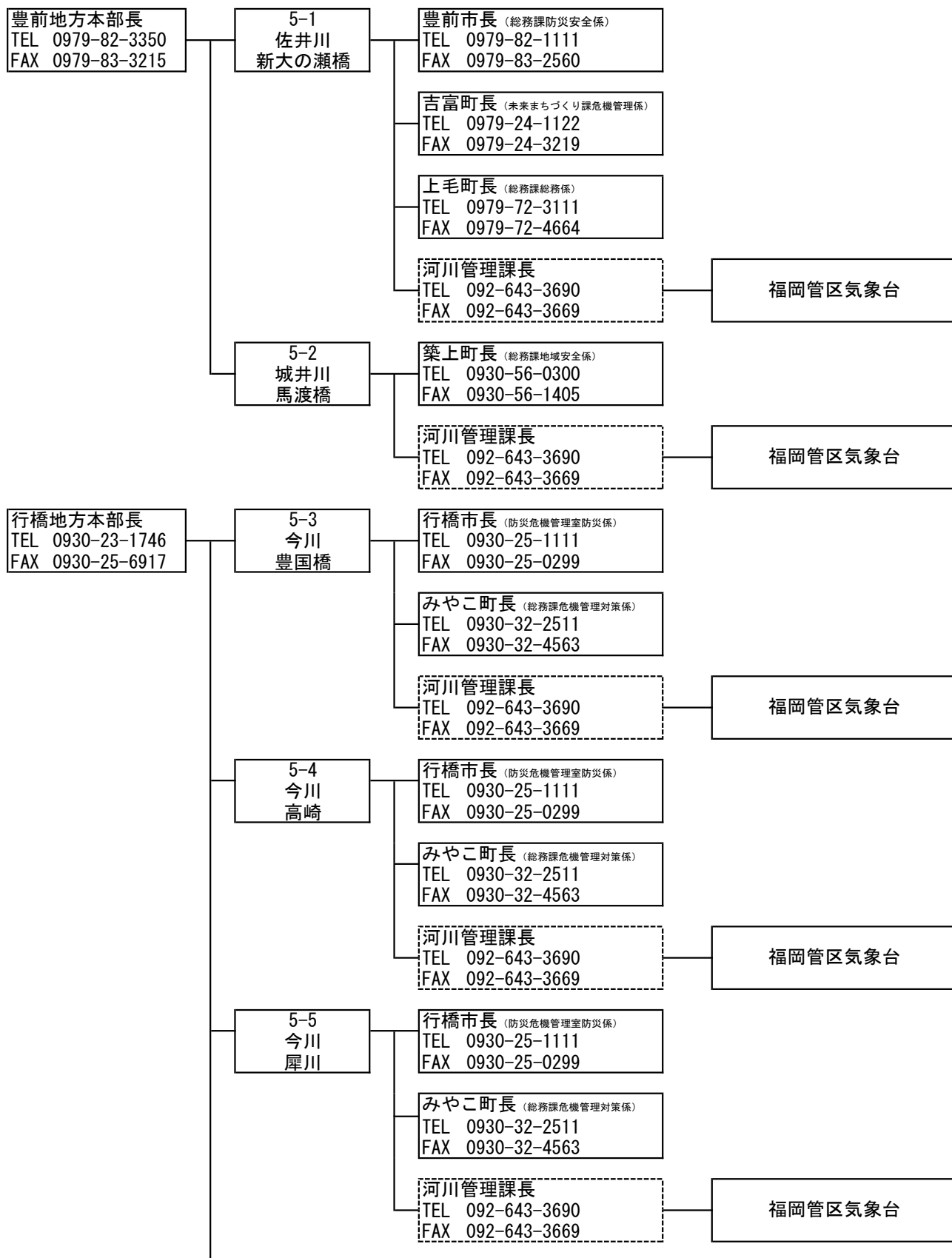
海 岸 名	第 一 段 階 待 機	二 段 階 準 備	第 三 段 階 出 動	第 四 段 階 解 除
有 明 海 沿 岸	台風情報により、台風 接近が確実になったと き	高潮のおそれがあると 思われるとき	高潮水位に達し、なお 潮位の上昇および波浪 が激しくなると思われ るとき	高潮水位を下り再び潮 位の上昇および波浪が 激しくなる見込みがな くなったとき
玄 界 灘 沿 岸	台風情報により、台風 接近が確実になったと き	高潮のおそれがあると 思われるとき	高潮水位に達し、なお 潮位の上昇および波浪 が激しくなると思われ るとき	高潮水位を下り再び潮 位の上昇および波浪が 激しくなる見込みがな くなったとき
豊前豊後沿岸	台風情報により、台風 接近が確実になったと き	高潮のおそれがあると 思われるとき	高潮水位に達し、なお 潮位の上昇および波浪 が激しくなると思われ るとき	高潮水位を下り再び潮 位の上昇および波浪が 激しくなる見込みがな くなったとき

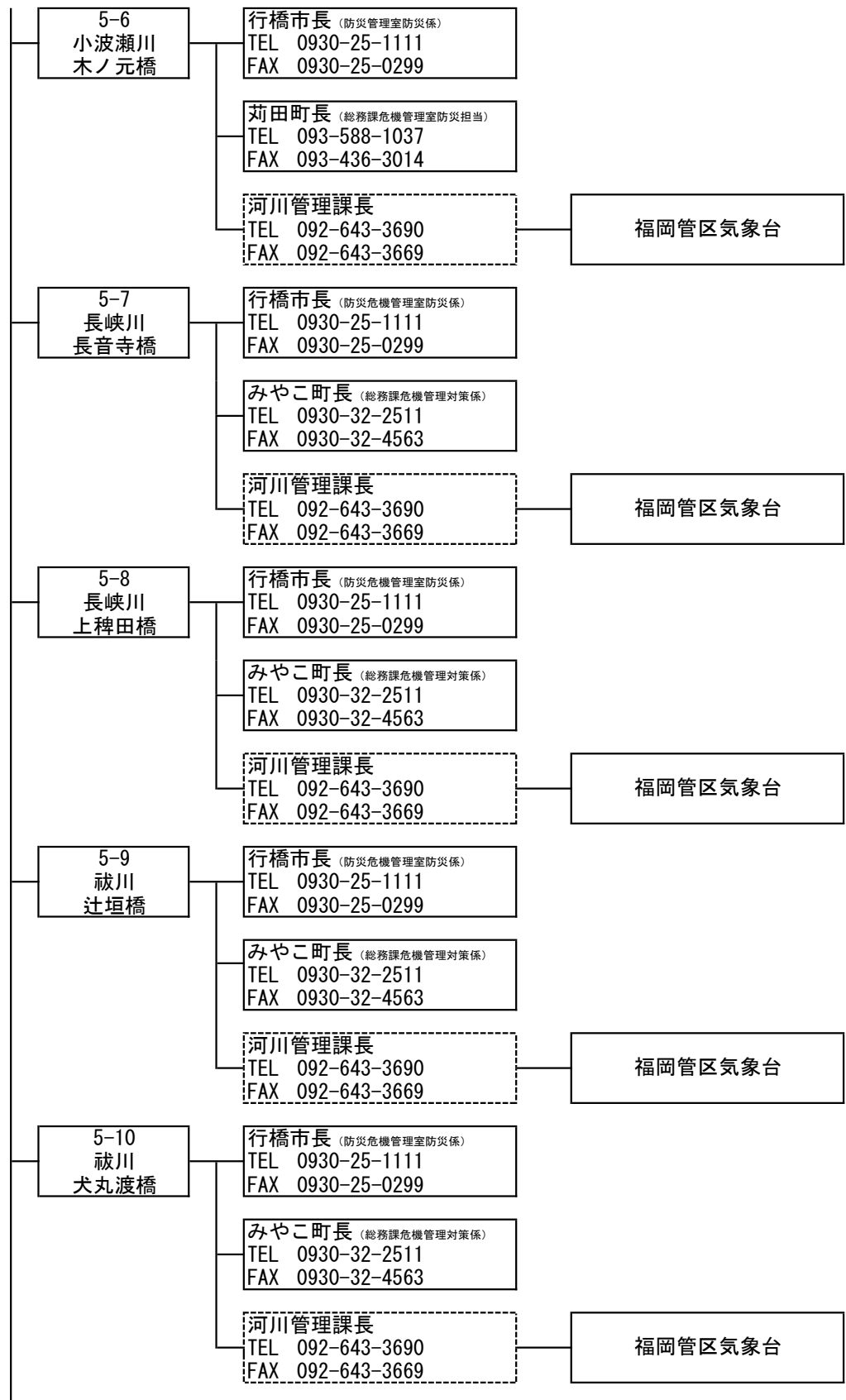
(5) 知事が発する水防警報の連絡系統図

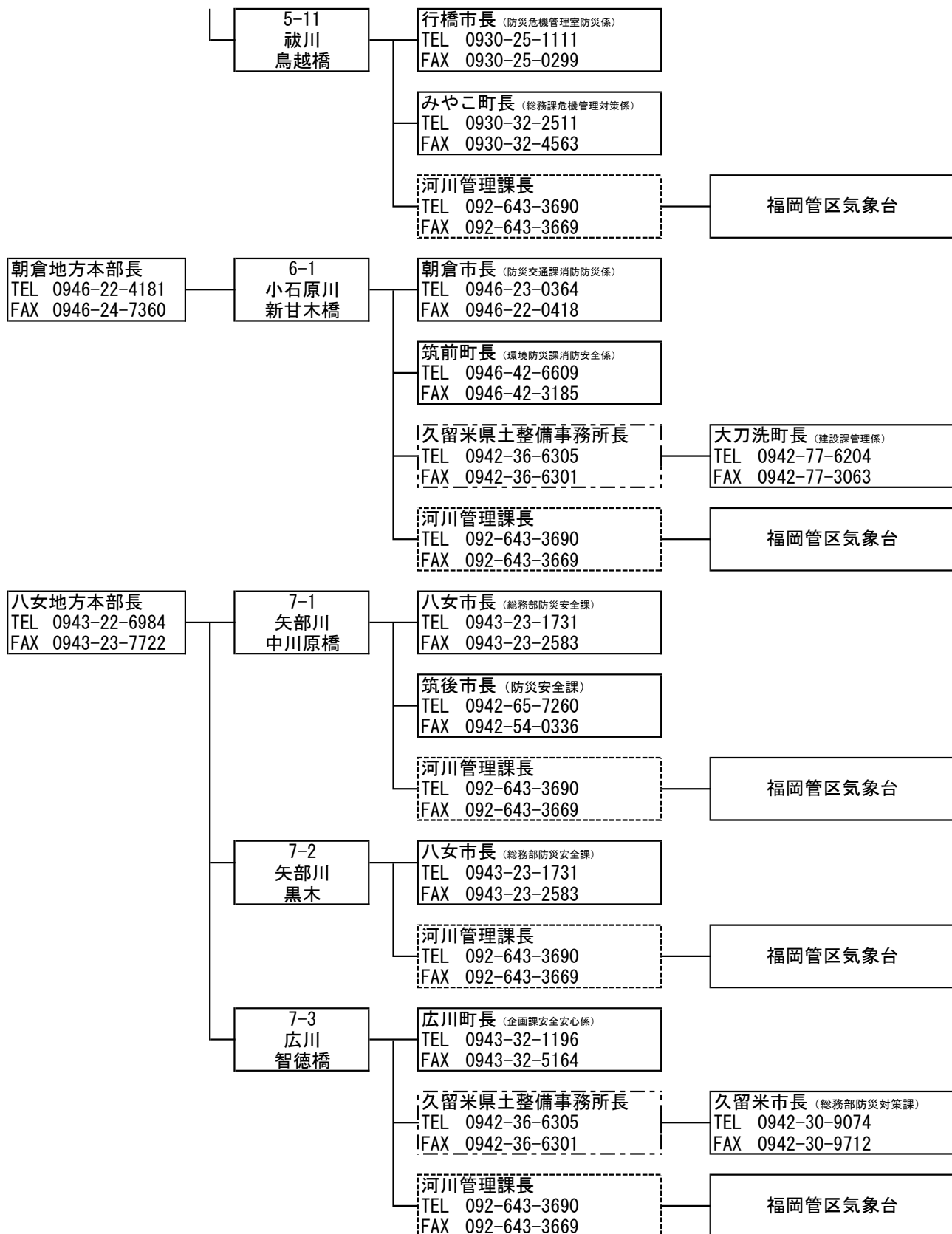


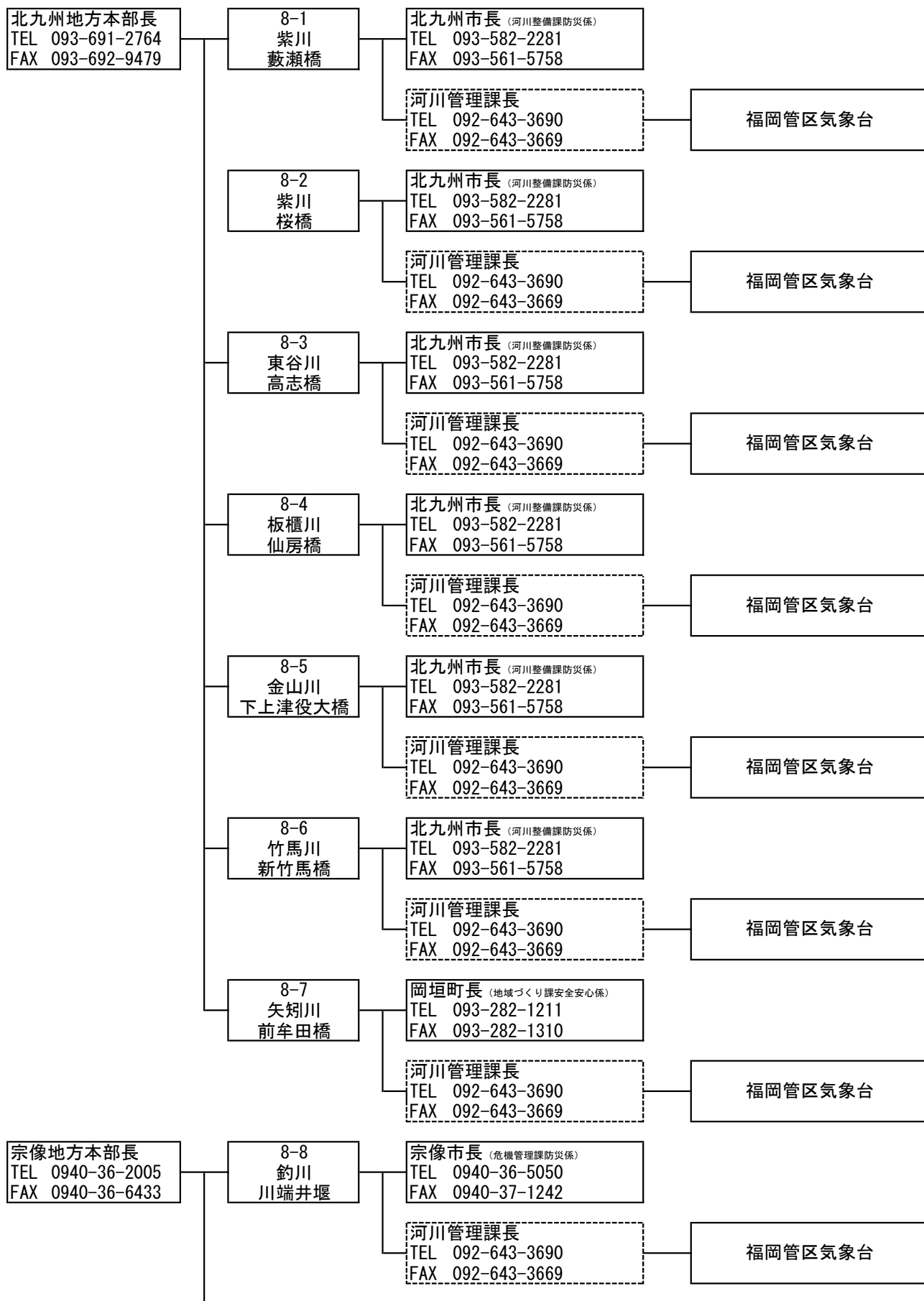


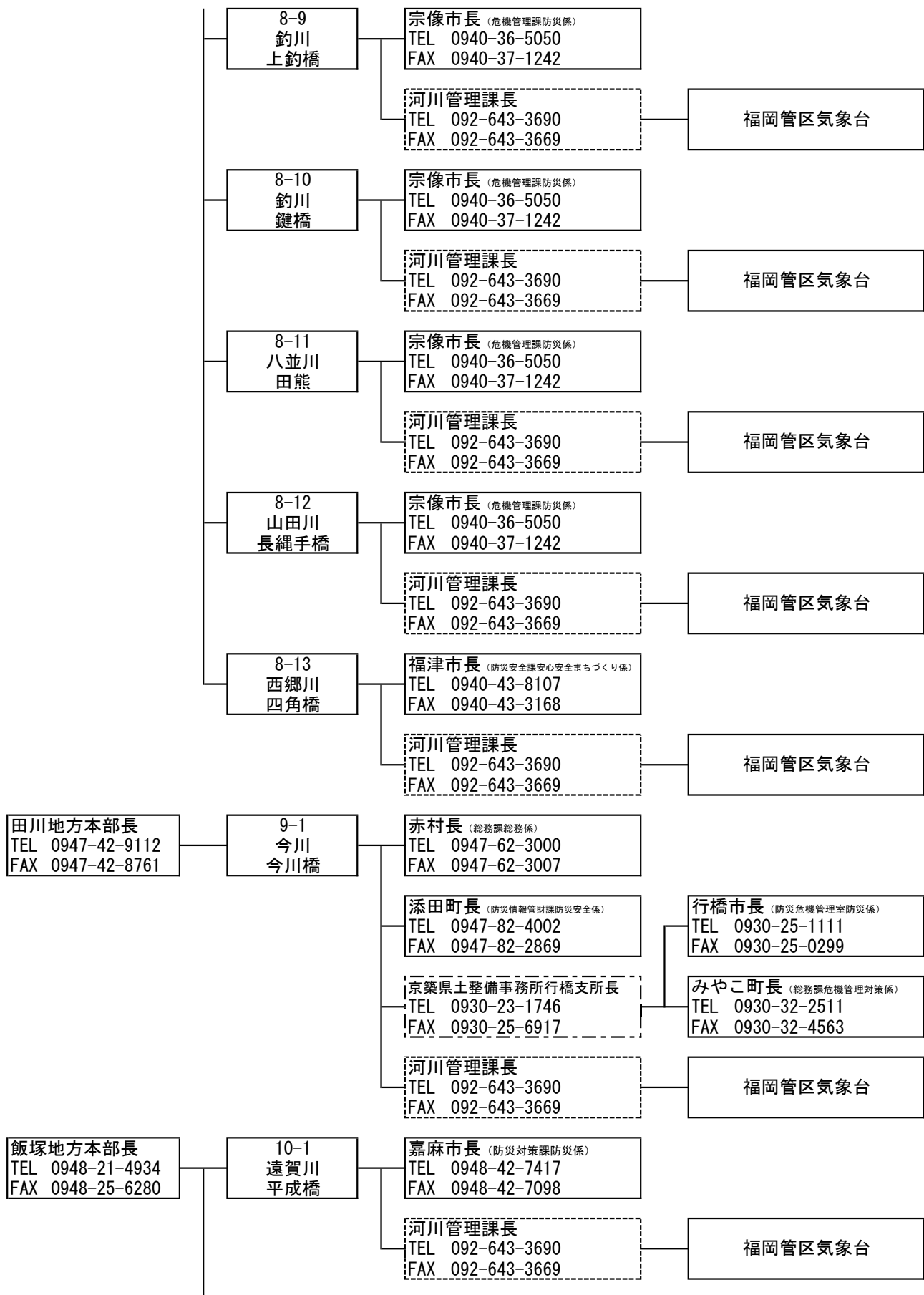


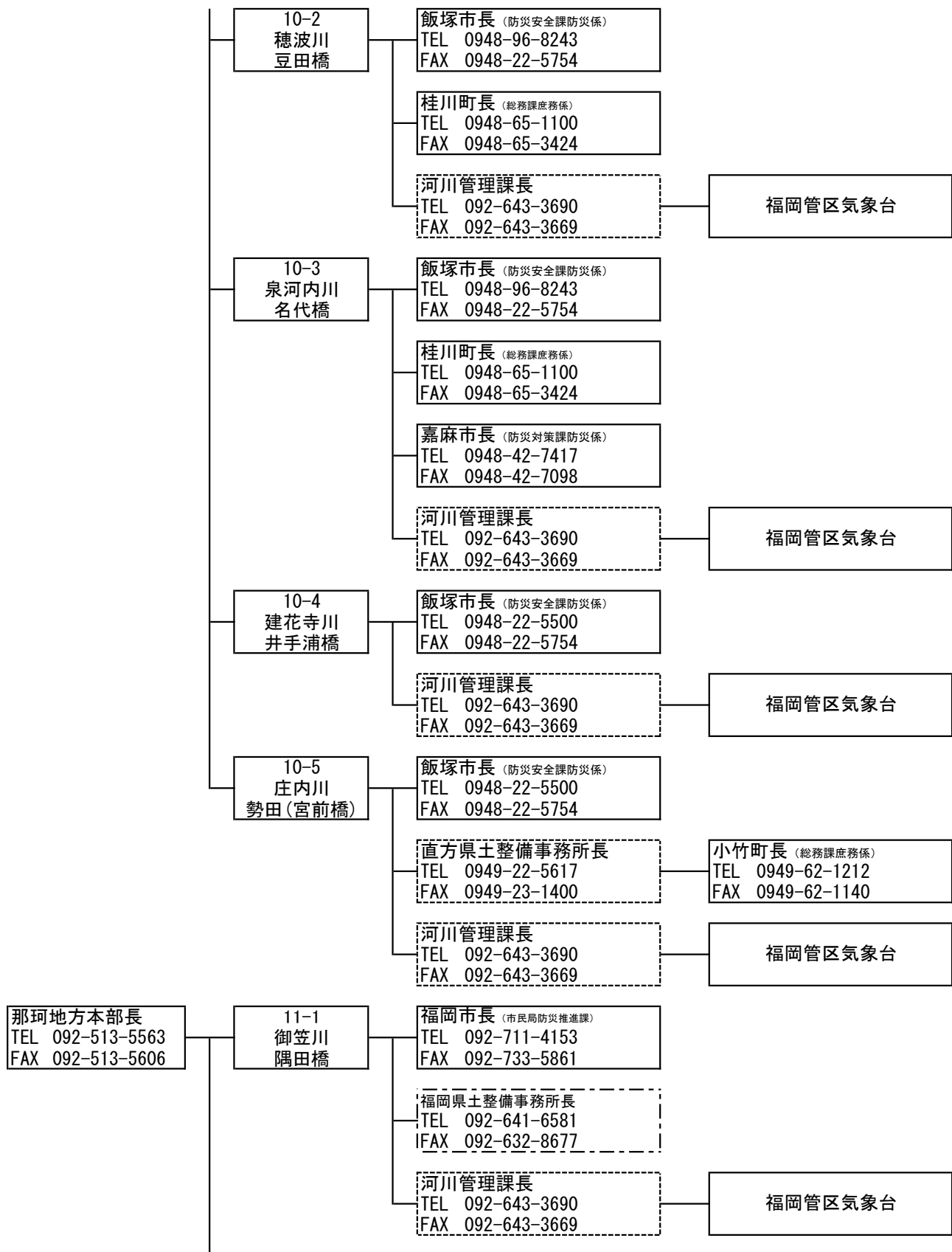


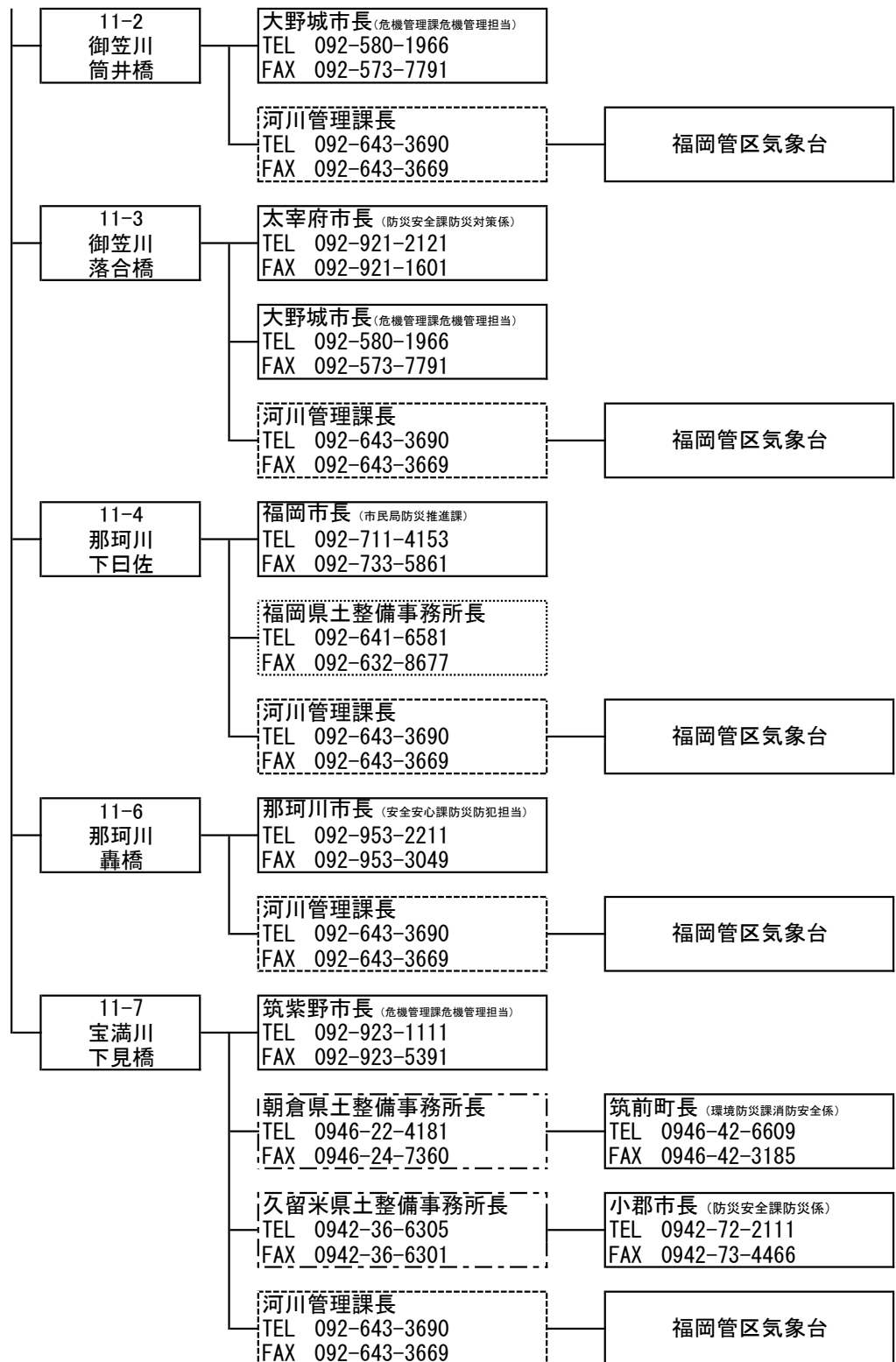












2. 国土交通大臣が発する水防警報の通報

(1) 国土交通大臣が発する水防警報

- ① 県水防本部（河川管理課、河川整備課）は、国土交通大臣（筑後川水系及び矢部川水系については、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長、遠賀川水系については、遠賀川河川事務所長、山国川水系については山国川河川事務所長）から水防警報発令の通報を受けたときは、直ちにその河川を管轄する県土整備事務所長・支所長に通報するとともに、関係機関へ通報するものとする。
- ② 水防警報の通知を受けた県土整備事務所長・支所長は、その旨を関係水防管理者及びその他水防に関係ある機関へ通報するものとする。
- ③ 水防警報の通報を受けた水防管理者は、関係住民に連絡するとともに水防団、消防機関を待機させ、又は必要に応じて出動、その他の処置をとらせるものとする。

なお、水防警報連絡系統図は次図のとおりである。

(2) 国土交通大臣が水防警報を行う河川

① 河川及び区域（今後水防警報河川指定予定含む。）

河川名	区 域		河川事務所
筑後川 幹 川	左岸 右岸	福岡県うきは市浮羽町三春字沓瀬1499番地先 〃 朝倉市杷木林田字城先1655番3地先 } から海まで	筑 後 川 河 川 事 務 所
派 川 早津江川	左岸 右岸	} 幹川分岐点から海まで	
支 川 宝満川	左岸 右岸	} 福岡県小郡市大字二森字馬洗川1725番7地先の端間橋下流端から 幹川合流点まで	
支 川 巨瀬川	左岸 右岸	} 福岡県久留米市田主丸町田主丸字柳ノ内1100番2地先の県道橋中央橋下流端から 幹川合流点まで	
支 川 佐田川	左岸 右岸	福岡県朝倉市小田字林岬371番地先 〃 字下川原381番地先 } から幹川合流点まで	
支 川 隈上川	左岸 右岸	福岡県うきは市浮羽町朝田字大久保1011番1地先 〃 小塩字沓取塚1528の1地先 } から 幹 川 合 流 点 まで	
支 川 小石原川	左岸 右岸	福岡県三井郡大刀洗町大字栄田字西通才1336番の1地先 〃 字下草場866の1地先 } から 幹 川 合 流 点 まで	
支 川 広 川	左岸 右岸	福岡県久留米市大善寺町藤吉字井手の口484番地先 〃 中津字氏口890番地先 } から 幹 川 合 流 点 まで	
矢部川 幹 川	左岸 右岸	福岡県みやま市瀬高町大字広瀬字堤谷739番2地先 〃 八女市矢原字二の辻561番1地先 } から海まで	
支 川 飯江川	左岸 右岸	} 福岡県みやま市瀬高町大字太神字中島2727番3地先の町道橋（安手橋） から幹川合流点まで	
支 川 楠田川	左岸 右岸	福岡県みやま市高田町江浦字立花1762番の1地先 〃 徳島1046番地先 } から矢部川の合 流点まで	佐 賀 河 川 事 務 所
支 川 城原川	左岸 右岸	} 佐賀県神埼市神埼町鶴字柳ノ二3967番地先の町道橋日出来橋から 佐賀江川合流点まで	
支 川 佐賀江川	左岸 右岸	} 城原川合流点から幹川合流点まで	
支 川 田手川	左岸 右岸	佐賀県神埼市千代田町大字下板字南川副2番の1地先 〃 大字詫田二本松175番4地先 } から幹川合流点 まで	遠 賀 川 河 川 事 務 所
遠賀川 幹 川	左岸 右岸	福岡県嘉麻市中益町字火渡 〃 字川原 } 火渡橋から海まで	
支 川 西 川	左岸 右岸	福岡県遠賀郡遠賀町今古賀字正堺157番1地先 〃 木守字長江口959番1地先 } から幹川 合流点まで	
支 川 犬鳴川	左岸 右岸	福岡県宮若市宮田字羅漢4507番9地先 〃 字重森3696番1地先 } から幹川 合流点まで	
支 川 穂波川	左岸 右岸	福岡県嘉穂郡桂川町大字中屋字下川原13番1地先 〃 大字寿命字前川原966番地先 } から幹川合流 点まで	
支 川 彦山川	左岸 右岸	福岡県田川郡添田町大字落合字打ヶ瀬山1379番地1地先 〃 山ノ下748番地1地先 } から幹川合流 点まで	
小支川 中元寺川	左岸 右岸	福岡県田川市大字位登字毛無1508番地先 〃 田川郡川崎町大字池尻字宮ヶ坪2222番2地先 } から彦山川 合流点まで	
小支川 八木山川	左岸 右岸	福岡県宮若市宮田字堀田 〃 字鎌田 } 岩淵堰から 犬鳴川合流点まで	

河川名	区 域			河川事務所
小支川 金辺川	左岸 右岸	福岡県田川郡香春町大字香春字中川原1202番地先 〃 字昭和区1549番地先	から彦山川合 流点まで	遠賀川河川 事 務 所
支 川 黒 川	左岸 右岸	福岡県北九州市八幡西区大字香月字葉川3805番3地先 〃 字三条	三条橋から幹川 合流点まで	
支 川 笹尾川	左岸 右岸	福岡県北九州市八幡西区大字野面字波打1244番1地先 〃 字六反田	四郎丸橋から幹川 合流点まで	
山国川 幹 川	左岸 右岸	大分県中津市耶馬溪町大字柿坂ソノ327番1地先 〃 〃 大字大島字中曾2224番地先	から海まで	山国川河川 事 務 所

(3) 水防警報対象量水標及び条件

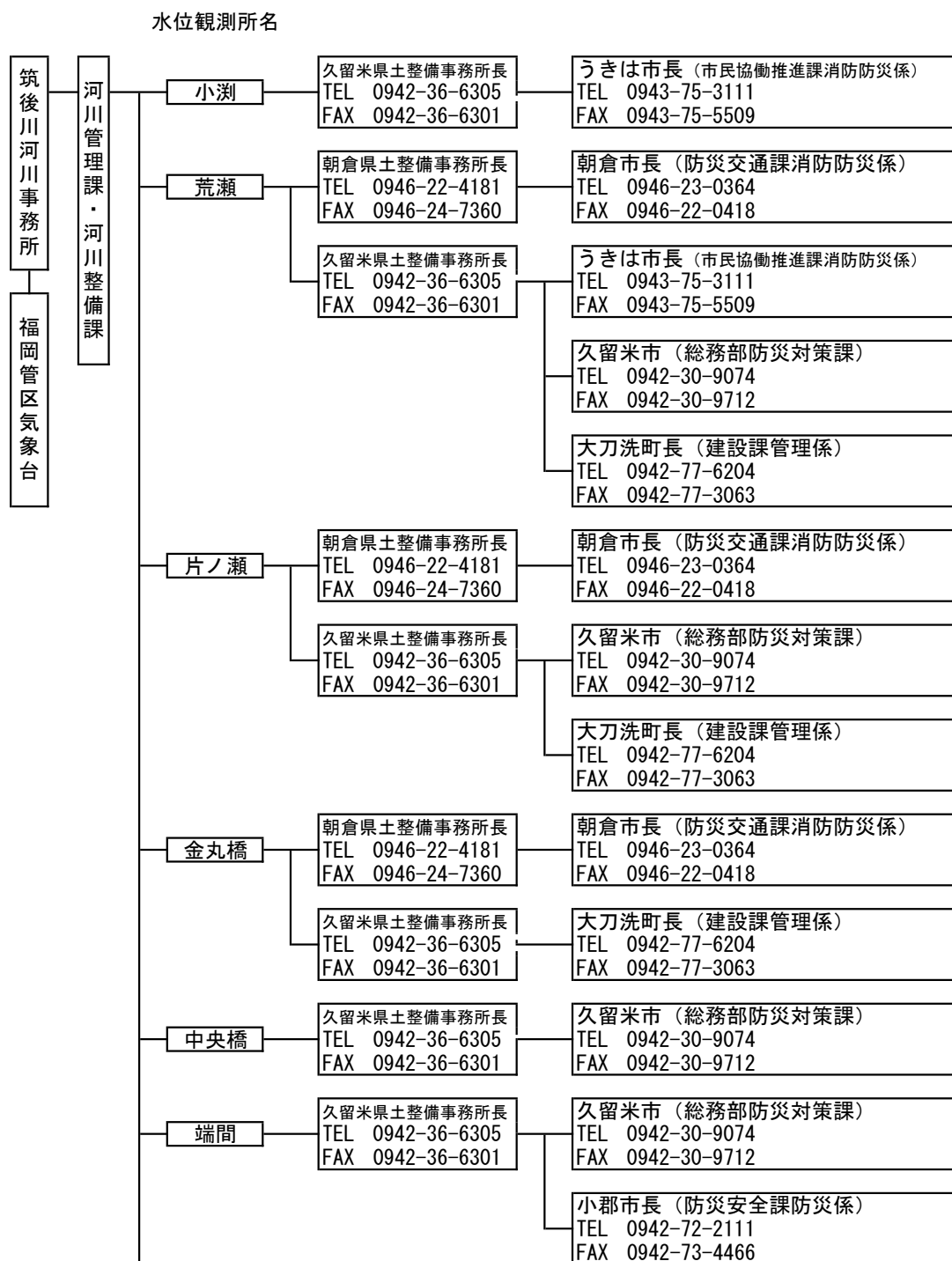
河川名	対象量水標	第一段階 待機	第二段階 準備	第三段階 出動	第四段階 解除	摘 要
筑後川	荒 瀬	水防団待機水位 (3.40m)に達し、 氾濫注意水位 (5.00m)に達する と思われるとき	水防団待機水位 (3.40m)に達し、 氾濫注意水位 (5.00m)を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (5.00m)に達し、な お上昇の見込みが あるとき	氾濫注意水位 (5.00m)以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	幹 川 62k080
	片 ノ 瀬	水防団待機水位 (5.40m)に達し、 氾濫注意水位 (6.70m)に達する と思われるとき	水防団待機水位 (5.40m)に達し、 氾濫注意水位 (6.70m)を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (6.70m)に達し、な お上昇の見込みが あるとき	氾濫注意水位 (6.70m)以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	幹 川 40k610
	瀬 ノ 下	水防団待機水位 (3.50m)に達し、 氾濫注意水位 (5.00m)に達する と思われるとき	水防団待機水位 (3.50m)に達し、 氾濫注意水位 (5.00m)を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (5.00m)に達し、な お上昇の見込みが あるとき	氾濫注意水位 (5.00m)以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	幹 川 25k480
	若 津 (高潮)	台風情報に伴い福岡県筑後地方、佐賀県南部に高潮注意報が発令された場合	台風接近に伴い福岡県筑後地方、佐賀県南部に高潮注意報が発令され、高潮水位 (4.50m)を突破すると思われるとき	福岡県筑後地方、佐賀県南部に高潮警報又は高潮特別注意報が発令され、観測所水位が氾濫危険水位 (5.05m)を超えたとき	高潮水位 (4.50m)を下り再び潮位の上昇及び波浪が激しくなる見込みがなくなったとき	幹 川 6k830
	端 間	水防団待機水位 (2.40m)に達し、 氾濫注意水位 (3.60m)に達する と思われるとき	水防団待機水位 (2.40m)に達し、 氾濫注意水位 (3.60m)を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (3.60m)に達し、な お上昇の見込みが あるとき	氾濫注意水位 (3.60m)以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	宝満川 7K930
	中 央 橋	水防団待機水位 (1.20m)に達し、 氾濫注意水位 (1.90m)に達する と思われるとき	水防団待機水位 (1.20m)に達し、 氾濫注意水位 (1.90m)を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (1.90m)に達し、な お上昇の見込みが あるとき	氾濫注意水位 (1.90m)以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	巨瀬川 9k980
	金 丸 橋	水防団待機水位 (1.50m)に達し、 氾濫注意水位 (2.50m)に達する と思われるとき	水防団待機水位 (1.50m)に達し、 氾濫注意水位 (2.50m)を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (2.50m)に達し、な お上昇の見込みが あるとき	氾濫注意水位 (2.50m)以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	佐田川 2k390

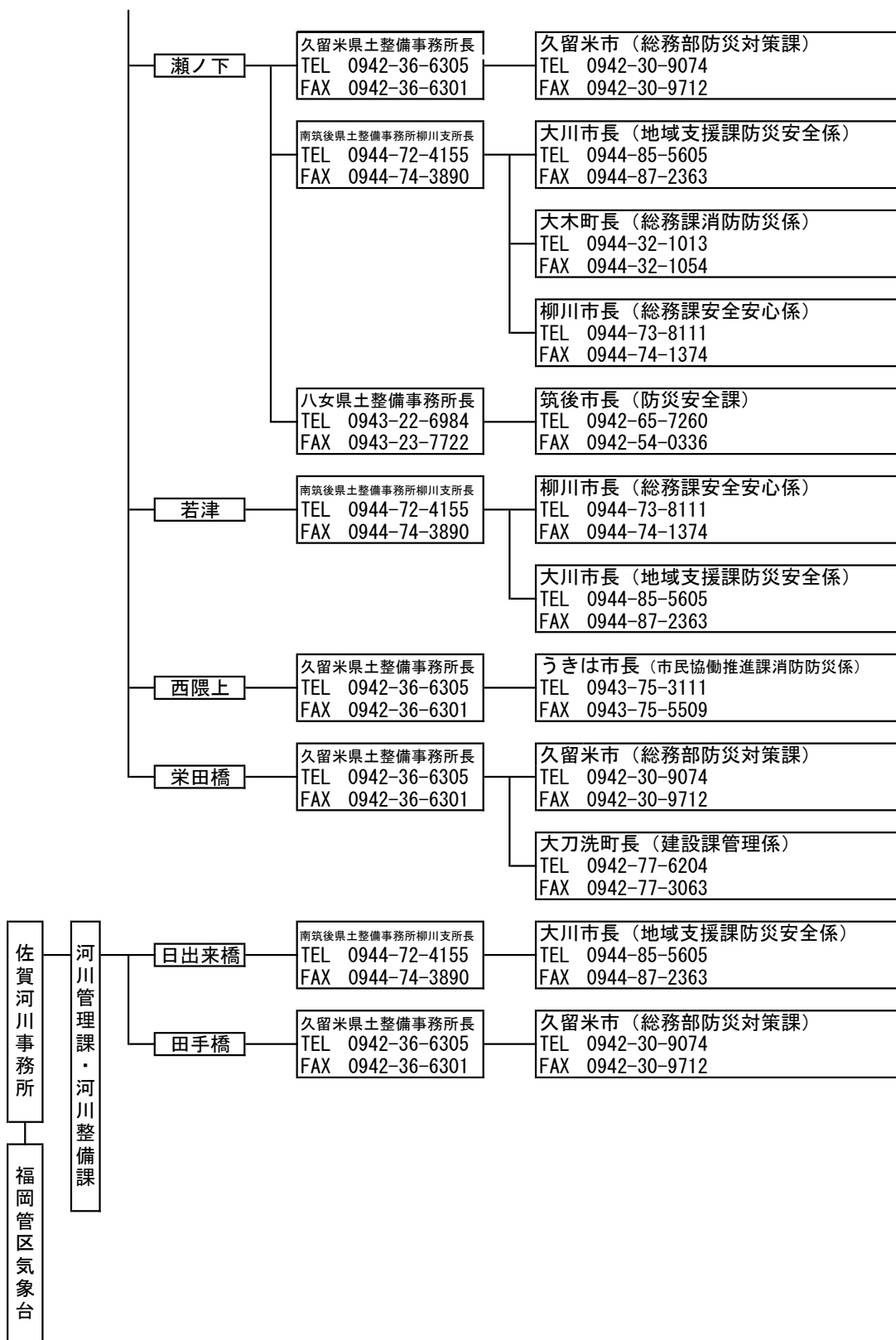
河川名	対象量水標	第一段階 待機	第二段階 準備	第三段階 出動	第四段階 解除	摘 要
後川	日 出 来 橋	水防団待機水位 (2.00m)に達し、 氾濫注意水位 (2.50m)に達する と思われるとき	水防団待機水位 (2.00m)に達し、 氾濫注意水位 (2.50m)を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (2.50m)に達し、な お上昇の見込みが あるとき	氾濫注意水位 (2.50m)以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	城 原 川 7 k 9 7 0
	西 隈 ノ 上	水防団待機水位 (1.40m)に達し、 氾濫注意水位 (2.00m)に達する と思われるとき	水防団待機水位 (1.40m)に達し、 氾濫注意水位 (2.00m)を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (2.00m)に達し、 なお上昇の見込み があるとき	氾濫注意水位 (2.00m)以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	限 上 川 0 k 7 5 0
	栄 田 橋	水防団待機水位 (2.00m)に達し、 氾濫注意水位 (2.50m)に達する と思われるとき	水防団待機水位 (2.00m)に達し、 氾濫注意水位 (2.50m)を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (2.50m)に達し、 なお上昇の見込み があるとき	氾濫注意水位 (2.50m)以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	小石原川 3 k 2 4 0
	田 手 橋	水防団待機水位 (1.50m)に達し、 氾濫注意水位 (1.80m)に達する と思われるとき	水防団待機水位 (1.50m)に達し、 氾濫注意水位 (1.80m)を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (1.80m)に達し、 なお上昇の見込み があるとき	氾濫注意水位 (1.80m)以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	田 手 川 1 0 k 0 0 0
矢部川	船 小 屋	水防団待機水位 (4.50m)に達し、 氾濫注意水位 (6.00m)に達する と思われるとき	水防団待機水位 (4.50m)に達し、 氾濫注意水位 (6.00m)を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (6.00m)に達し、 なお上昇の見込み があるとき	氾濫注意水位 (6.00m)以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	幹 川 1 5 k 2 7 0
	浦 島 橋 (高 潮)	台風接近に伴い福 岡県筑後地方、佐賀 県南部に高潮注意 報が発令された場 合	高潮水位 (7.50m) を突破すると思わ れるとき	高潮水位 (7.50m) に達し、なお潮位 の上昇風波浪が激 しくなると思われ るとき	高潮水位 (7.50m) を下り再び潮位 の上昇及び波浪が 激しくなる見込み がなくなったとき	幹 川 4 k 8 1 0
	安 手 橋	水防団待機水位 (3.50m)に達し、 氾濫注意水位 (4.00m)に達する と思われるとき	水防団待機水位 (3.50m)に達し、 氾濫注意水位 (4.00m)を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (4.00m)に達し、 なお上昇の見込み があるとき	氾濫注意水位 (4.00m)以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	飯 江 川 3 k 4 8 0
遠賀川	中 間	水防団待機水位 (2.40m)に達し、 氾濫注意水位 (3.70m)に達する と思われるとき	水防団待機水位 (2.40m)を超え、 氾濫注意水位 (3.70m)を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (3.70m)に達し、 なお上昇の見込み があるとき	氾濫注意水位 (3.70m)以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	幹 川 1 0 k 8 0 0
	日 の 出 橋	水防団待機水位 (4.60m)に達し、 氾濫注意水位 (5.90m)に達する と思われるとき	水防団待機水位 (4.60m)を超え、 氾濫注意水位 (5.90m)を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (5.90m)に達し、 なお上昇の見込み があるとき	氾濫注意水位 (5.90m)以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	幹 川 1 8 k 7 0 0
	川 島	水防団待機水位 (2.30m)に達し、 氾濫注意水位 (3.60m)に達する と思われるとき	水防団待機水位 (2.30m)を超え、 氾濫注意水位 (3.60m)を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (3.60m)に達し、 なお上昇の見込み があるとき	氾濫注意水位 (3.60m)以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	幹 川 3 0 k 5 0 0
	伊 田	水防団待機水位 (1.60m)に達し、 氾濫注意水位 (2.80m)に達する と思われるとき	水防団待機水位 (1.60m)を超え、 氾濫注意水位 (2.80m)を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (2.80m)に達し、 なお上昇の見込み があるとき	氾濫注意水位 (2.80m)以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	彦 山 川 1 3 k 4 0 0

河川名	対象量水標	第一段階 待機	第二段階 準備	第三段階 出動	第四段階 解除	摘 要
遠賀川	宮 田 橋	水防団待機水位 (4.00m) に達し、 氾濫注意水位 (5.50m) に達する と思われるとき	水防団待機水位 (4.00m) を超え、 氾濫注意水位 (5.50m) を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (5.50m) に達し、 なお上昇の見込み があるとき	氾濫注意水位 (5.50m) 以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	犬 鳴 川 8 k400
	春 日 橋	水防団待機水位 (2.00m) に達し、 氾濫注意水位 (3.10 m) に達する と思われるとき	水防団待機水位 (2.00m) を超え、 氾濫注意水位 (3.10m) を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (3.10m) に達し、 なお上昇の見込み があるとき	氾濫注意水位 (3.10m) 以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	中元寺川 7 k600
	木 月	水防団待機水位 (1.50m) に達し、 氾濫注意水位 (2.30 m) に達する と思われるとき	水防団待機水位 (1.50m) を超え、 氾濫注意水位 (2.30m) を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (2.30m) に達し、 なお上昇の見込み があるとき	氾濫注意水位 (2.30m) 以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	西 川 8 k900
	野 面	水防団待機水位 (2.00m) に達し、 氾濫注意水位 (2.40 m) に達する と思われるとき	水防団待機水位 (2.00m) を超え、 氾濫注意水位 (2.40m) を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (2.40m) に達し、 なお上昇の見込み があるとき	氾濫注意水位 (2.40m) 以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	笹 尾 川 4 k700
	生 見	水防団待機水位 (1.80m) に達し、 氾濫注意水位 (2.30 m) に達する と思われるとき	水防団待機水位 (1.80m) を超え、 氾濫注意水位 (2.30m) を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (2.30m) に達し、 なお上昇の見込み があるとき	氾濫注意水位 (2.30m) 以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	八 木 山 川 0 k350
	秋 松 橋	水防団待機水位 (2.80m) に達し、 氾濫注意水位 (3.70m) に達する と思われるとき	水防団待機水位 (2.80m) を超え、 氾濫注意水位 (3.70m) を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (3.70m) に達し、 なお上昇の見込み があるとき	氾濫注意水位 (3.70m) 以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	穂 波 川 2 k800
	夏 吉	水防団待機水位 (2.10m) に達し、 氾濫注意水位 (3.10 m) に達する と思われるとき	水防団待機水位 (2.10m) を超え、 氾濫注意水位 (3.10m) を突破す ると思われるとき	はん濫注意水位 (3.10m) に達し、 なお上昇の見込み があるとき	はん濫注意水位 (3.10m) 以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	金 辺 川 1 k700
	下 唐 原	水防団待機水位 (4.40m) に達し、 氾濫注意水位 (5.00m) に達する と思われるとき	水防団待機水位 (4.40m) を超え、 氾濫注意水位 (5.00m) を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (5.00m) に達し、 なお上昇の見込み があるとき	氾濫注意水位 (5.00m) 以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	
	金 谷	水防団待機水位 (4.70m) に達し、 氾濫注意水位 (5.40m) に達する と思われるとき	水防団待機水位 (4.70m) を超え、 氾濫注意水位 (5.40m) を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (5.40m) に達し、 なお上昇の見込み があるとき	氾濫注意水位 (5.40m) 以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	
	上 曾 木	水防団待機水位 (3.80m) に達し、 氾濫注意水位 (5.30m) に達する と思われるとき	水防団待機水位 (3.80m) を超え、 はん濫注意水位 (5.30m) を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (5.30m) に達し、 なお上昇の見込み があるとき	氾濫注意水位 (5.30m) 以下に下 って再び増水の恐 れがないと思われ るとき	

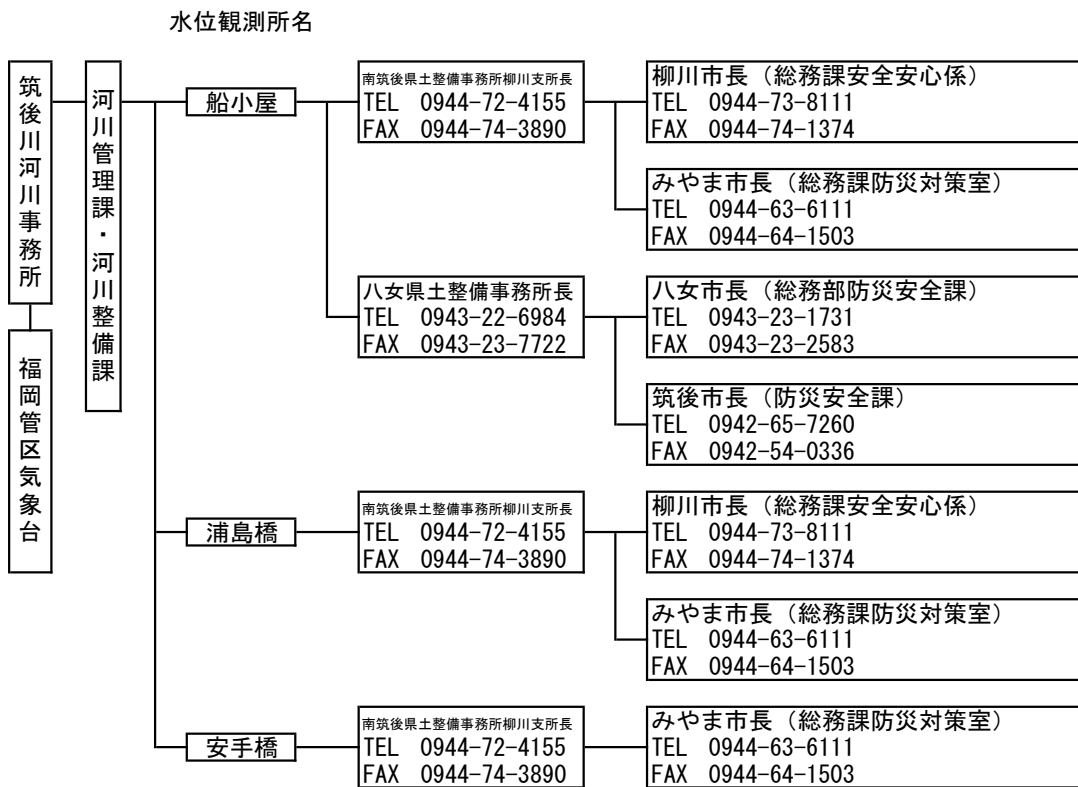
(4) 国土交通大臣が発する水防警報の連絡系統図

【筑後川水防警報連絡系統図】



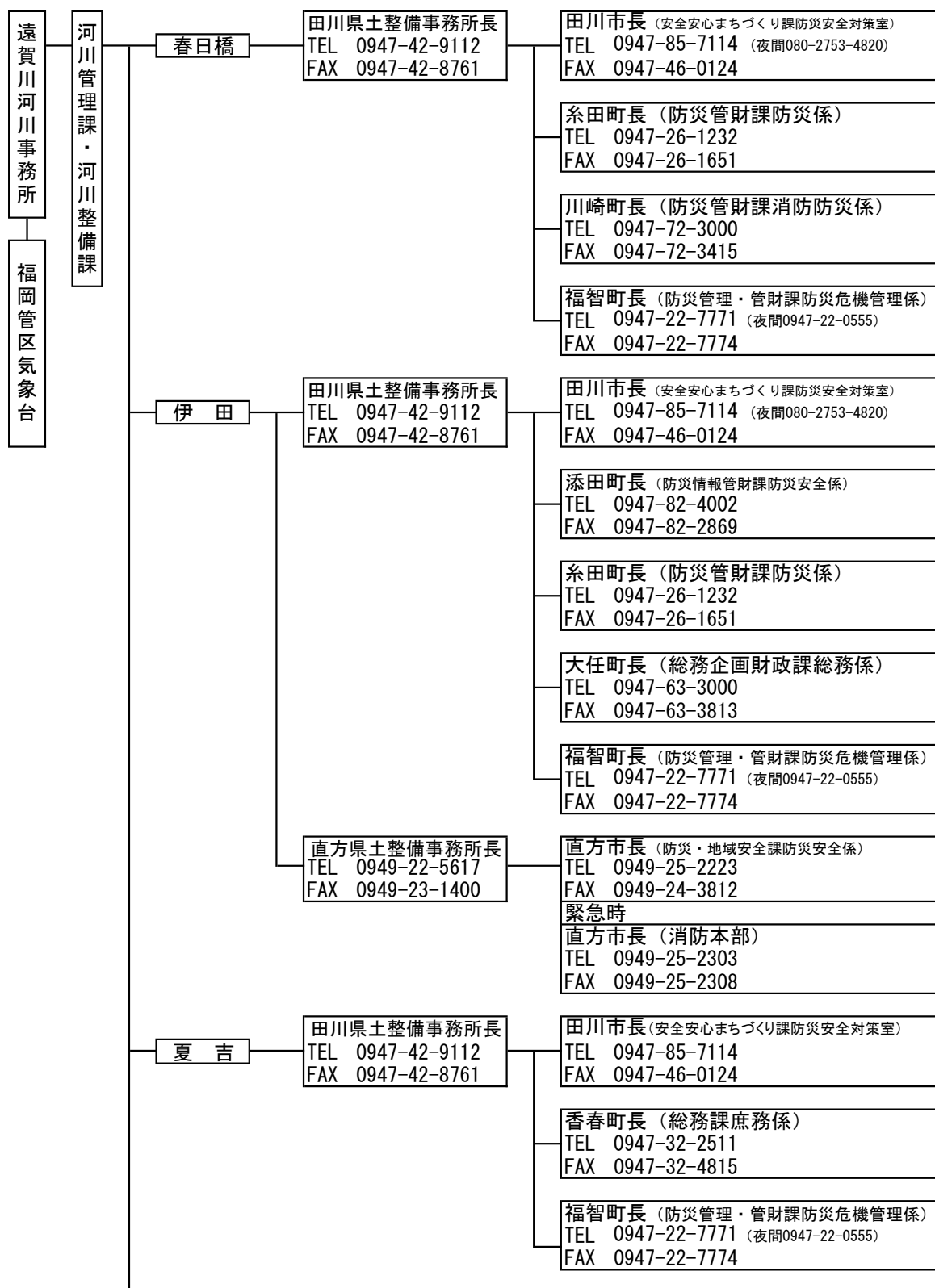


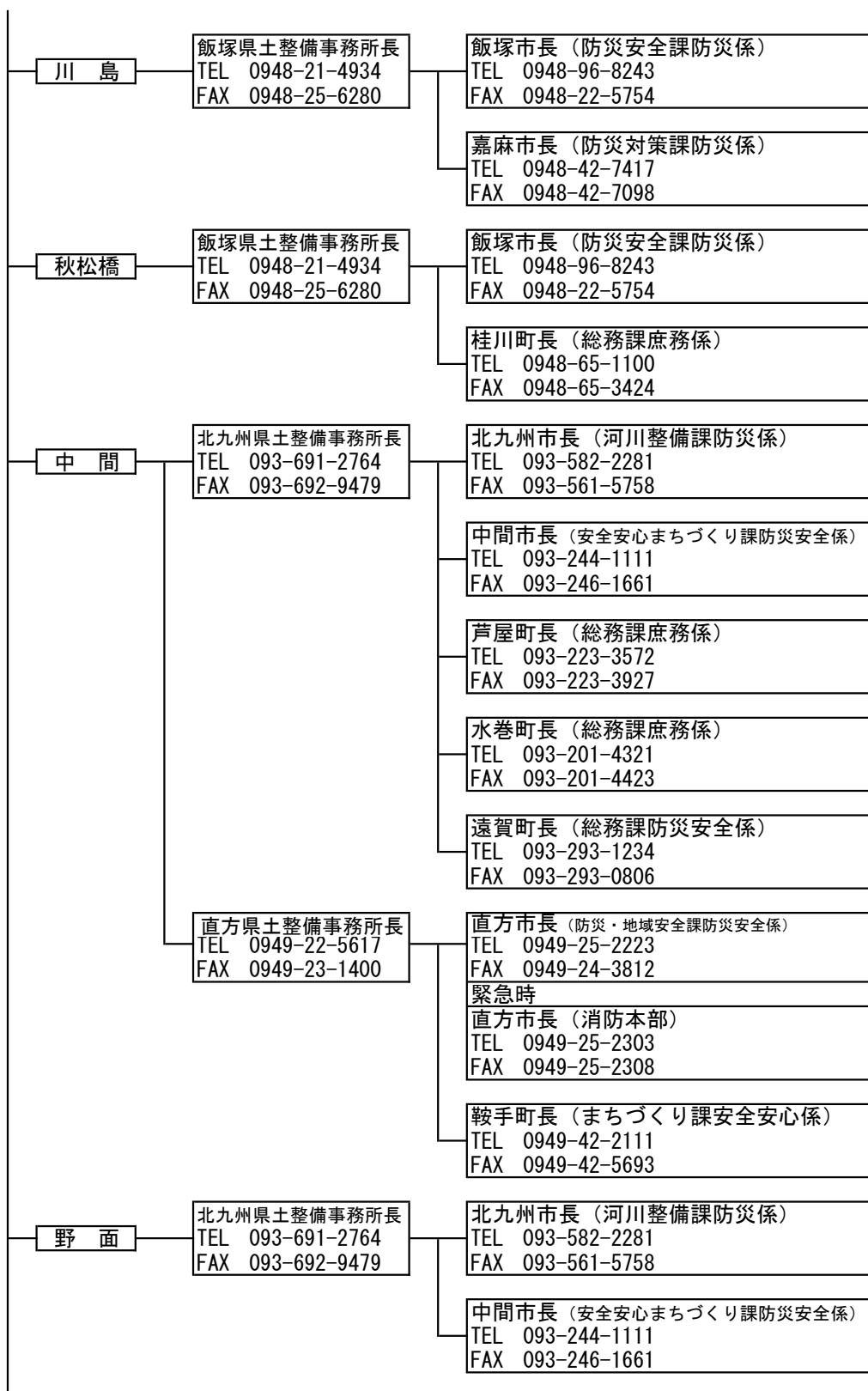
【矢部川水防警報連絡系統図】

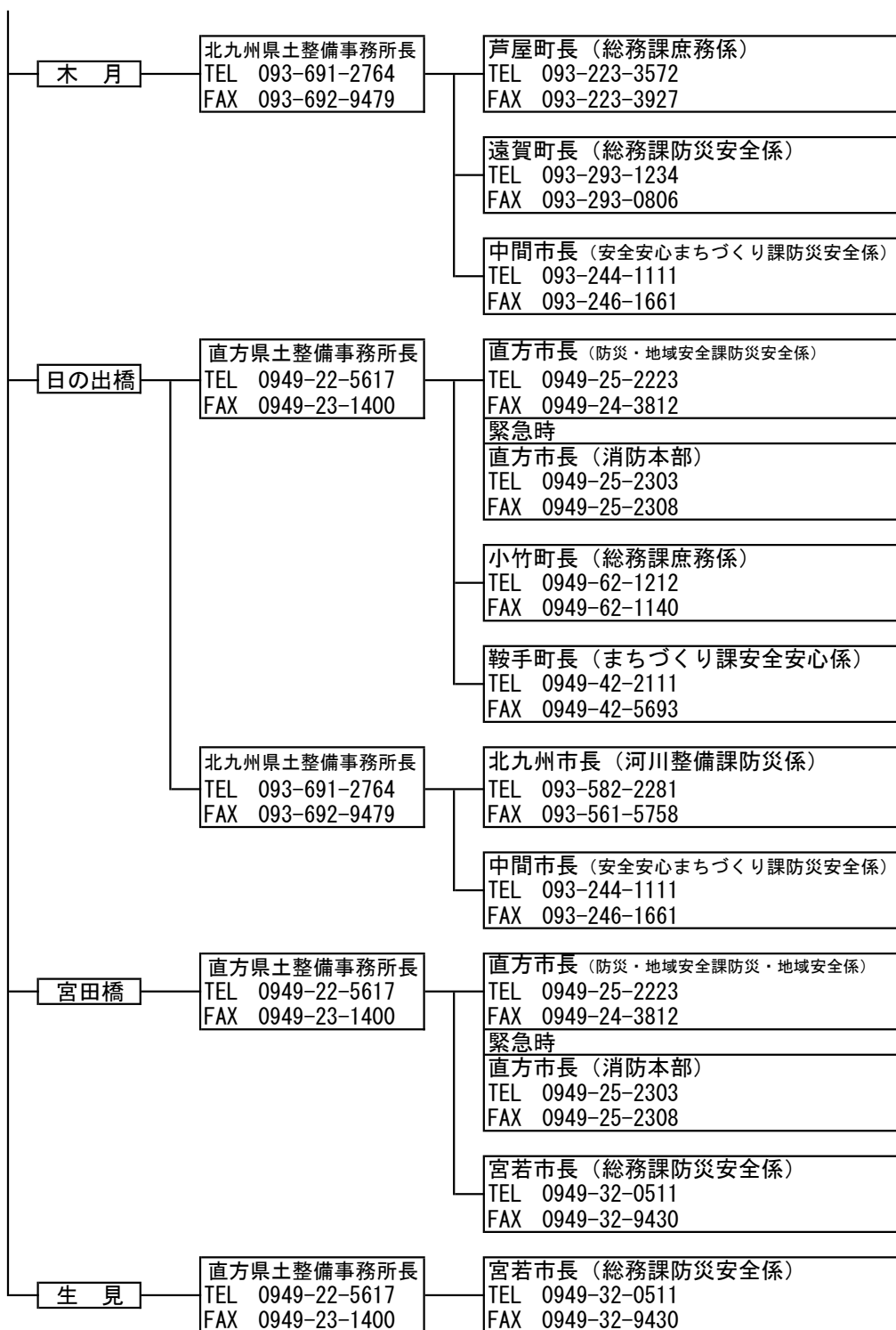


【遠賀川水防警報連絡系統図】

水位観測所名

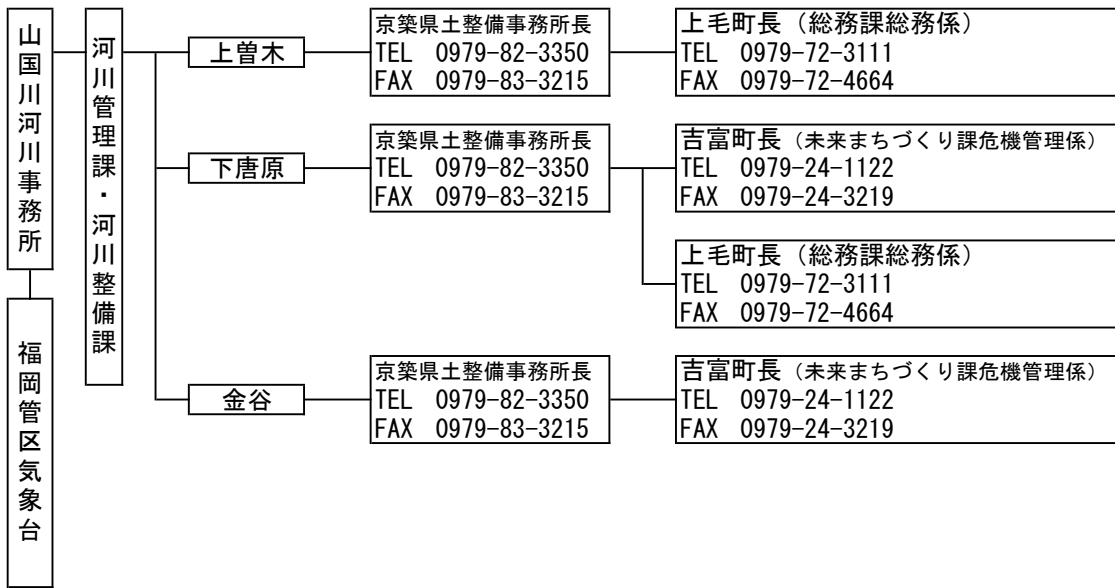






【山国川水防警報連絡系統図】

水位観測所名



第5章 氾濫危険水位到達情報の通知及び周知

第1節 洪水特別警戒水位到達情報の通知及び周知

1. 水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位に係る通知

(1) 県知事が行う氾濫危険水位到達情報の通知及び周知

- ① 各県土整備事務所長・支所長（水防地方本部長）は、水防法第13条第2項の規定により知事が指定する河川（水位周知河川）の水位が氾濫危険水位に到達した場合、関係水防管理者へ通知するとともに、県河川管理課、県河川整備課（水防本部）に報告する。
- ② 県河川管理課、県河川整備課（水防本部）は、①の通知を受けた場合、必要に応じて、報道機関の協力を求めて、一般への周知を図るものとする。
- ③ ①の通知を受けた水防管理者は、関係住民への周知を図るものとする。

資料編 1. 様式 (2) 知事が行う氾濫危険水位到達情報の発表形式 参照

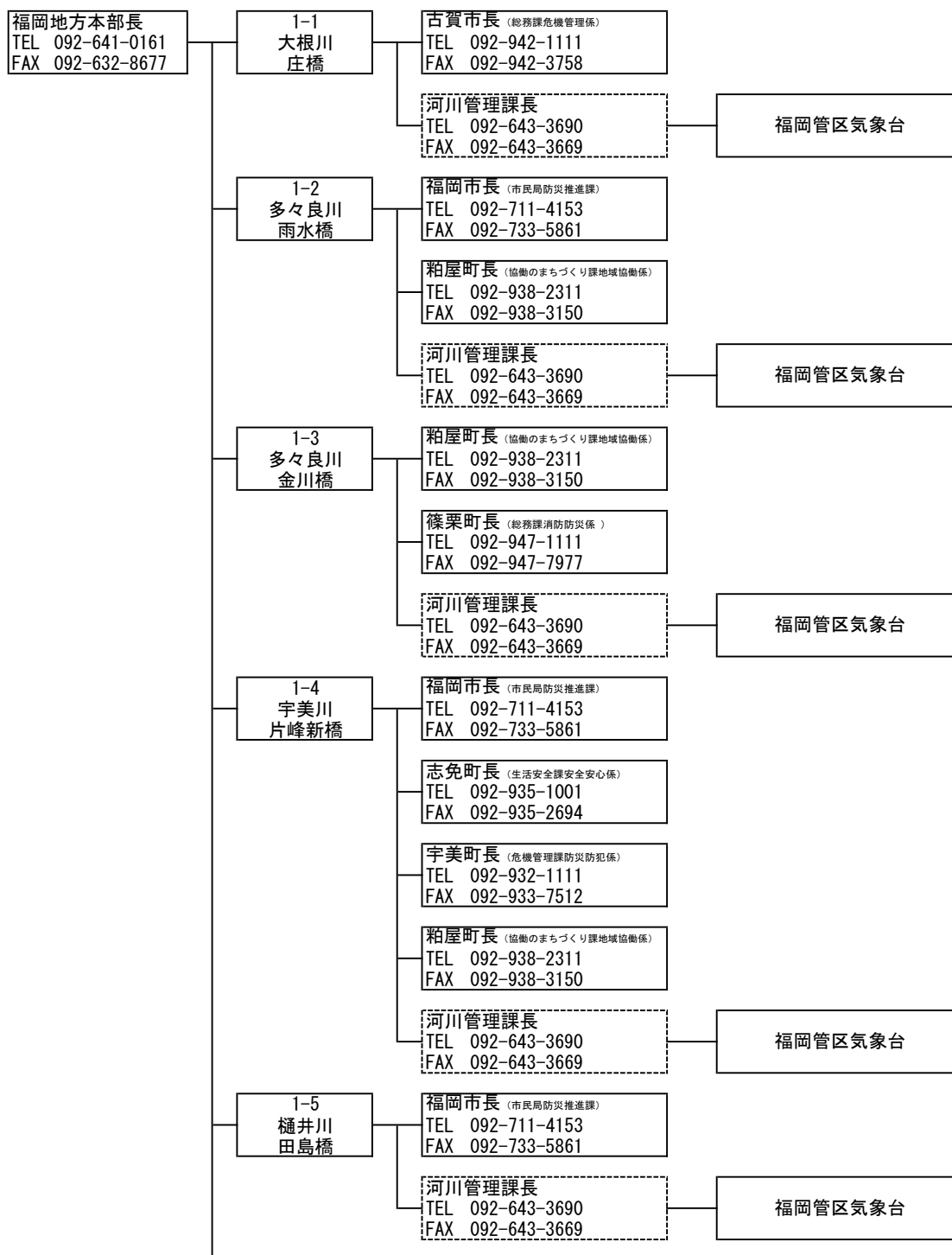
(2) 県知事が氾濫危険水位到達情報の通知及び周知を行う河川

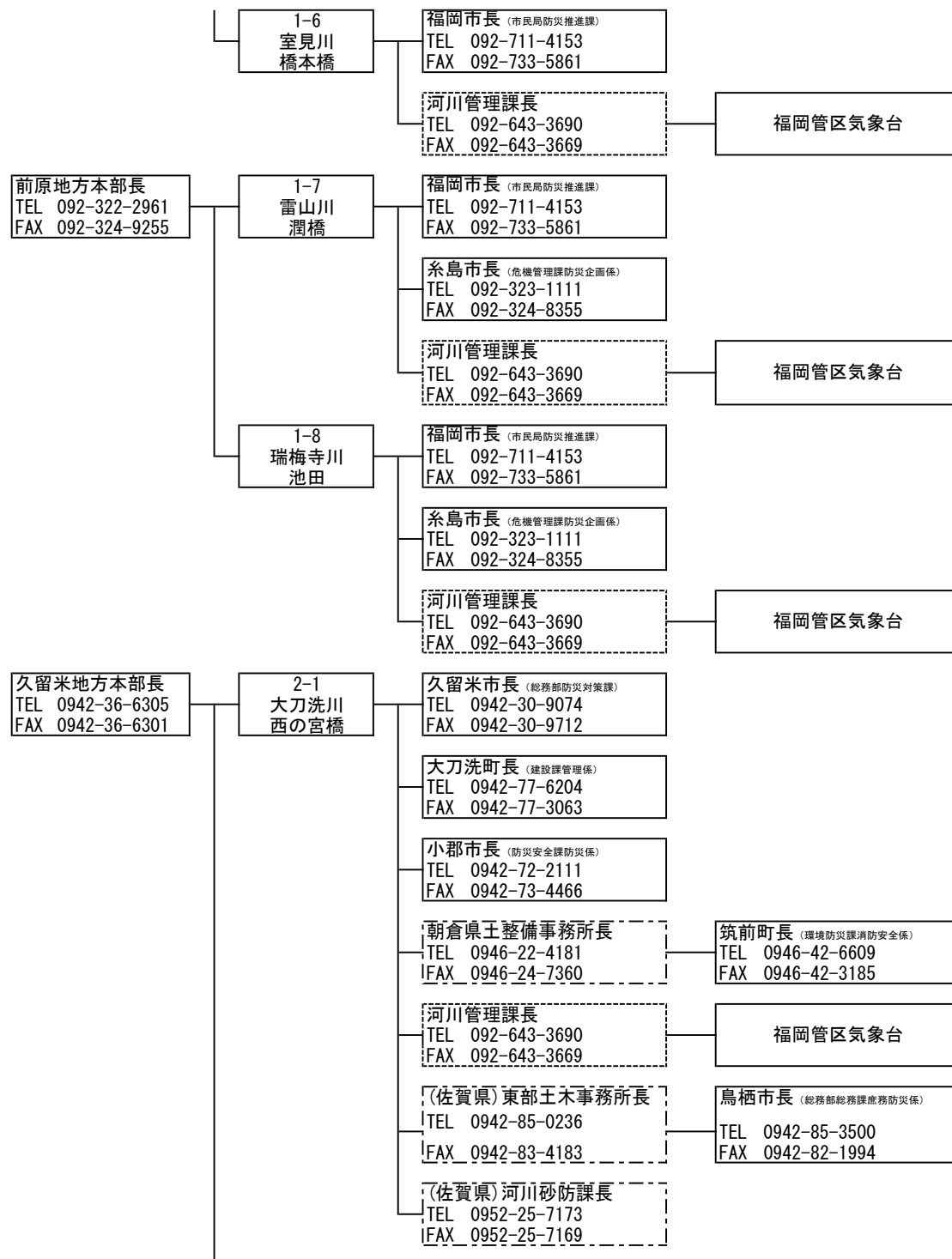
県土整備事務所名	河川名	区間	観測所	氾濫危険水位 (避難判断水位)	関係水防管理団体
福岡	大根川	県管理区間全区間	庄橋	2.69 (2.41)	古賀市
	多々良川	県管理区間全区間	雨水橋	3.46 (2.84)	福岡市・粕屋町
			金川橋	3.72 (3.09)	粕屋町・篠栗町
	宇美川	県管理区間全区間	片峰新橋	3.50 (3.10)	福岡市・志免町・宇美町 粕屋町
	樋井川	県管理区間全区間	田島橋	2.72 (2.47)	福岡市
	室見川	県管理区間全区間	橋本橋	3.90 (3.70)	福岡市
(前原支所)	雷山川	県管理区間全区間	潤橋	3.00 (2.67)	福岡市・糸島市
	瑞梅寺川	瑞梅寺ダム～海	池田	2.81 (2.62)	福岡市・糸島市
久留米	大刀洗川	県管理区間全区間	西の宮橋	6.46 (6.12)	久留米市・小郡市 大刀洗町 筑前町(朝倉県土整備) 鳥栖市(佐賀県東部土木)
	巨瀬川	県管理区間全区間	高橋	3.14 (2.58)	うきは市・久留米市 朝倉市(朝倉県土整備)
	高良川	県管理区間全区間	下川原橋	2.12 (1.84)	久留米市
	佐賀県	秋光川	秋光橋(基山町)～宝満川合流点	4.00 (3.40)	小郡市
			牛会橋	3.30 (2.70)	小郡市
		田手川	広円橋(神崎市)～城東橋(神崎市)	5.20 (4.80)	久留米市
		寒水川	江口西寄橋(みやき町)～県道西島筑邦線新橋	2.40 (1.90)	久留米市
南筑後	諏訪川	県管理区間全区間	臼井橋	3.20 (3.06)	大牟田市 荒尾市(熊本県玉名地域 振興局)
	堂面川	県管理区間全区間	畔切橋	2.36 (2.18)	大牟田市
(柳川支所)	沖端川	県管理区間全区間	新村橋	5.30 (5.00)	柳川市・大川市・みやま市 大木町 筑後市(八女県土整備)
	佐賀県 城原川	菅生橋(神崎市)～東佐賀導水路流入点	朝日橋	4.13 (3.87)	大川市
直方	西川	県管理区間全区間	小木橋	2.33 (2.21)	鞍手町 中間市(北九州県土整備) 遠賀町(北九州県土整備)

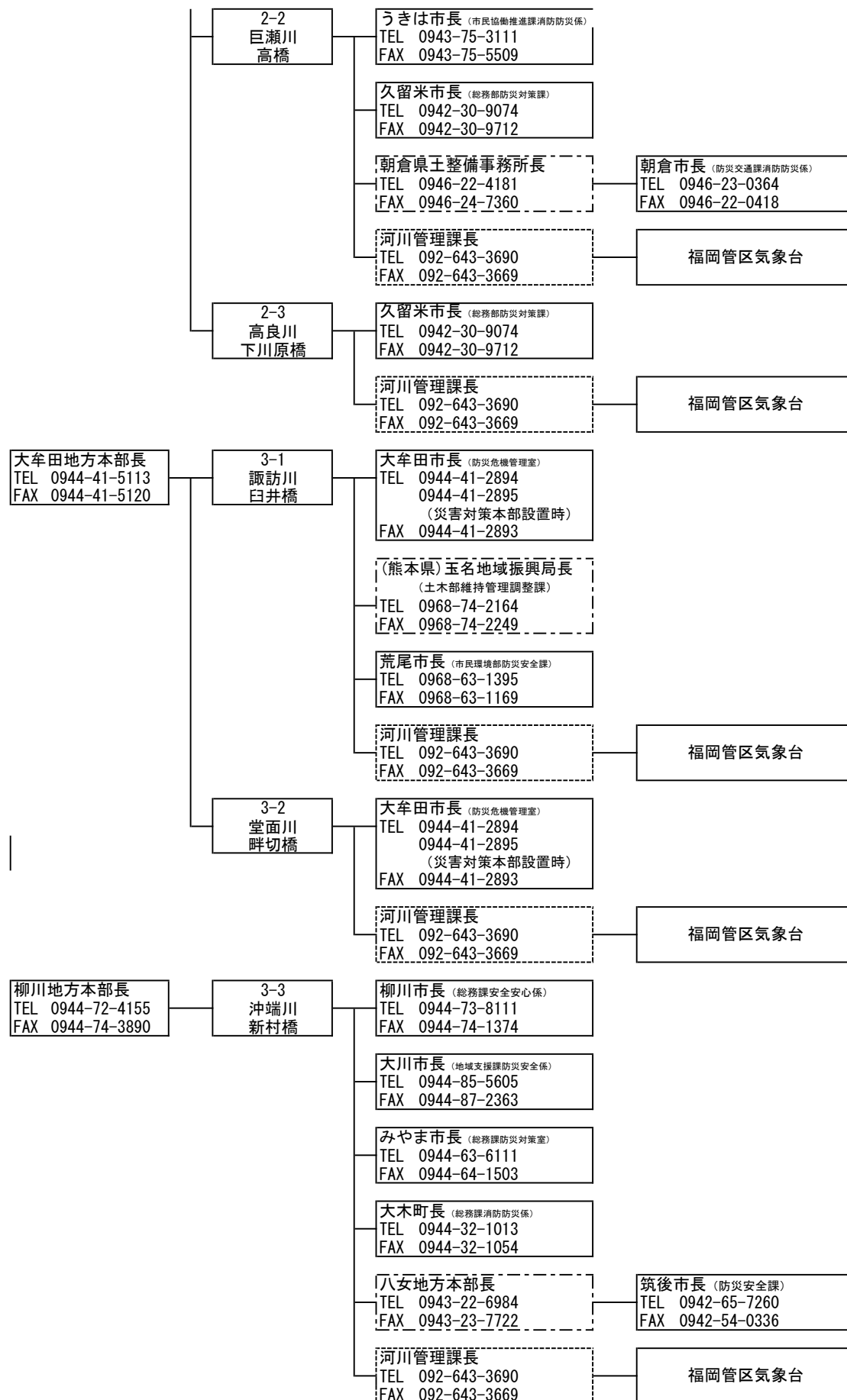
県土整備事務所名	河川名	区間	観測所	氾濫危険水位 (避難判断水位)	関係水防管理団体
京 築	佐井川	県管理区間全区間	新大の瀬橋	1.96 (1.73)	豊前市・吉富町・上毛町
	城井川	県管理区間全区間	馬渡橋	2.67 (2.24)	築上町
(行橋支所)	今川	赤村との境～海	豊国橋	3.67 (3.55)	行橋市・苅田町・みやこ町
			高崎	3.57 (3.14)	行橋市・苅田町・みやこ町
			犀川	2.03 (1.76)	行橋市・苅田町・みやこ町
	小波瀬川	県管理区間全区間	木ノ元橋	3.82 (3.74)	行橋市・苅田町
	長峽川	県管理区間全区間	長音寺橋	3.47 (3.20)	行橋市・みやこ町
			上稗田橋	2.92 (2.62)	行橋市・みやこ町
	祓川	県管理区間全区間	辻垣橋	2.30 (2.15)	行橋市・みやこ町
			犬丸渡橋	2.78 (2.36)	行橋市・みやこ町
			鳥越橋	3.53 (3.17)	行橋市・みやこ町
朝 倉	小石原川	江川ダム～直轄区間との境	新甘木橋	2.20 (1.90)	朝倉市・筑前町 久留米市(久留米県土整備) 小郡市(久留米県土整備) 大刀洗町(久留米県土整備)
八 女	矢部川	星野川合流点～直轄区間との境	中川原橋	6.90 (6.00)	筑後市・八女市 久留米市(久留米県土整備) 柳川市(柳川支所) 大川市(柳川支所) みやま市(柳川支所) 大木町(柳川支所)
		松瀬ダム～星野川合流点	黒木	4.30 (3.40)	八女市
	広川	広川ダム～直轄区間との境	智徳橋	3.00 (2.50)	筑後市・広川町 久留米市(久留米県土整備) みやき町(佐賀県東部土木)
北九州	紫川	ます瀏ダム～海	藪瀬橋	3.75 (3.48)	北九州市
			桜橋	2.90 (2.47)	北九州市
	東谷川	県管理区間全区間	高志橋	3.55 (3.17)	北九州市
	板櫃川	県管理区間全区間	仙房橋	2.50 (2.10)	北九州市
	金山川	県管理区間全区間	下上津役大橋	2.63 (2.37)	北九州市
	竹馬川	県管理区間全区間	新竹馬橋	2.66 (2.32)	北九州市

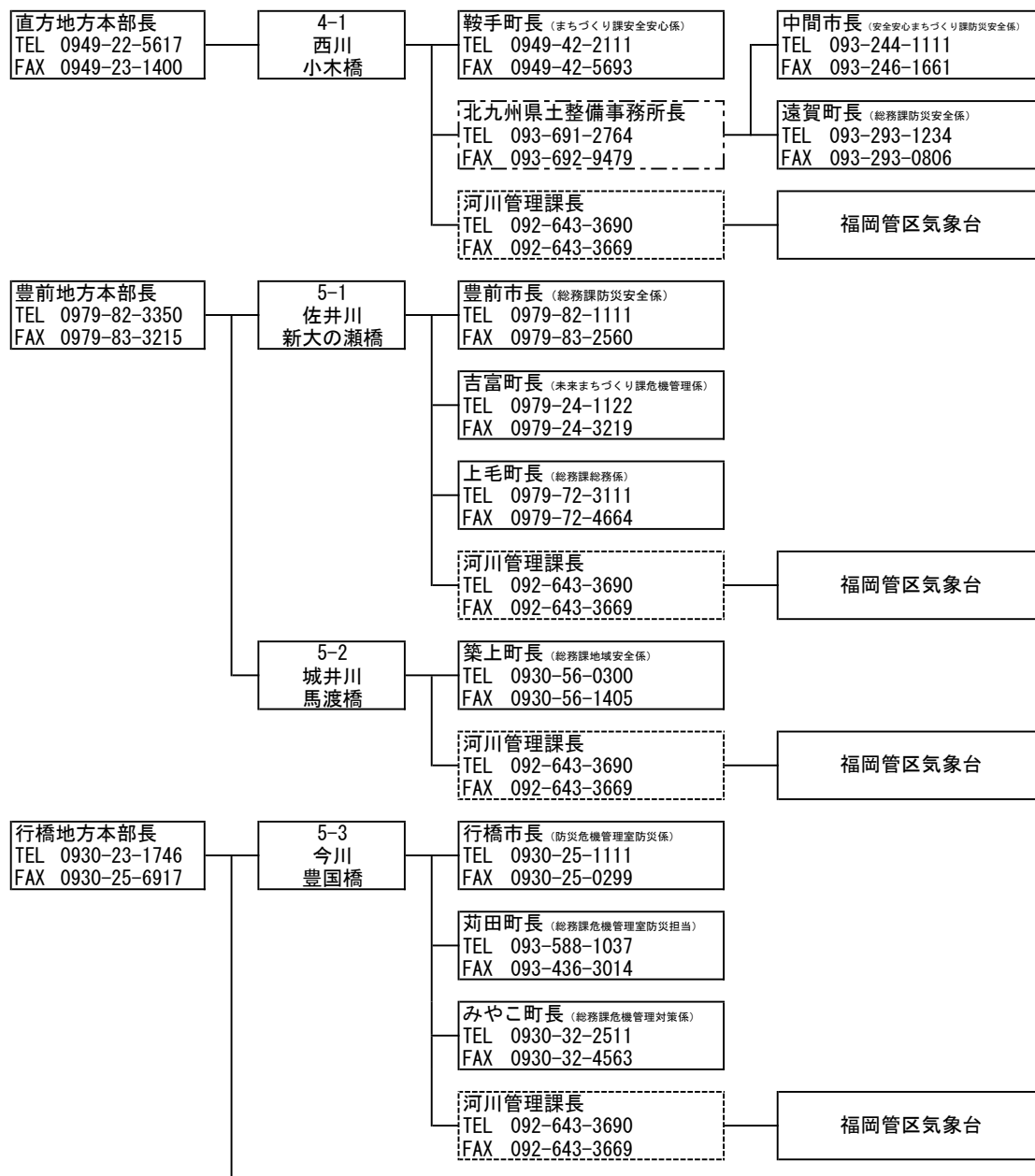
県土整備事務所名	河川名	区間	観測所	氾濫危険水位 (避難判断水位)	関係水防管理団体
	矢矧川	県管理区間全区間	前牟田橋	2.05 (1.94)	岡垣町
(宗像支所)	釣川	県管理区間全区間	川端井堰	2.95 (2.85)	宗像市
			上釣橋	3.55 (3.43)	宗像市
			鍵橋	3.44 (3.34)	宗像市
	八並川	県管理区間全区間	田熊	2.73 (2.22)	宗像市・福津市
	山田川	県管理区間全区間	長縄手橋	2.22 (2.17)	宗像市
	西郷川	県管理区間全区間	四角橋	2.66 (2.54)	福津市
田川	今川	油木ダム～みやこ町との境	今川橋	2.56 (2.10)	赤村・添田町
飯塚	遠賀川	県管理区間全区間	平成橋	3.32 (2.65)	嘉麻市
	穂波川	県管理区間全区間	豆田橋	1.80 (1.55)	飯塚市・桂川町 筑前町(朝倉県土整備)
	泉河内川	県管理区間全区間	名代橋	4.48 (4.30)	飯塚市・嘉麻市・桂川町
	建花寺川	県管理区間全区間	井手浦橋	2.95 (2.53)	飯塚市
	庄内川	県管理区間全区間	勢田(宮前橋)	4.71 (4.23)	飯塚市 小竹町(直方県土整備)
那珂	御笠川	福岡市と大野城市との境～東光寺橋(福岡市博多区)	隅田橋	1.75 (1.25)	福岡市
		牛頭川合流地点～福岡市と大野城市との境	筒井橋	4.69 (4.32)	大野城市
		北谷ダム～牛頭川合流地点	落合橋	2.82 (2.55)	太宰府市
	那珂川	梶原川合流地点～海	下日佐	5.55 (5.29)	福岡市
		南畑ダム～梶原川合流地点	轟橋	3.99 (3.61)	那珂川市
	宝満川	県管理区間全域	下見橋	3.29 (2.93)	筑紫野市 筑前町(朝倉県土整備) 久留米市(久留米県土整備) 小郡市(久留米県土整備) 大刀洗町(久留米県土整備) 鳥栖市(佐賀県東部土木)

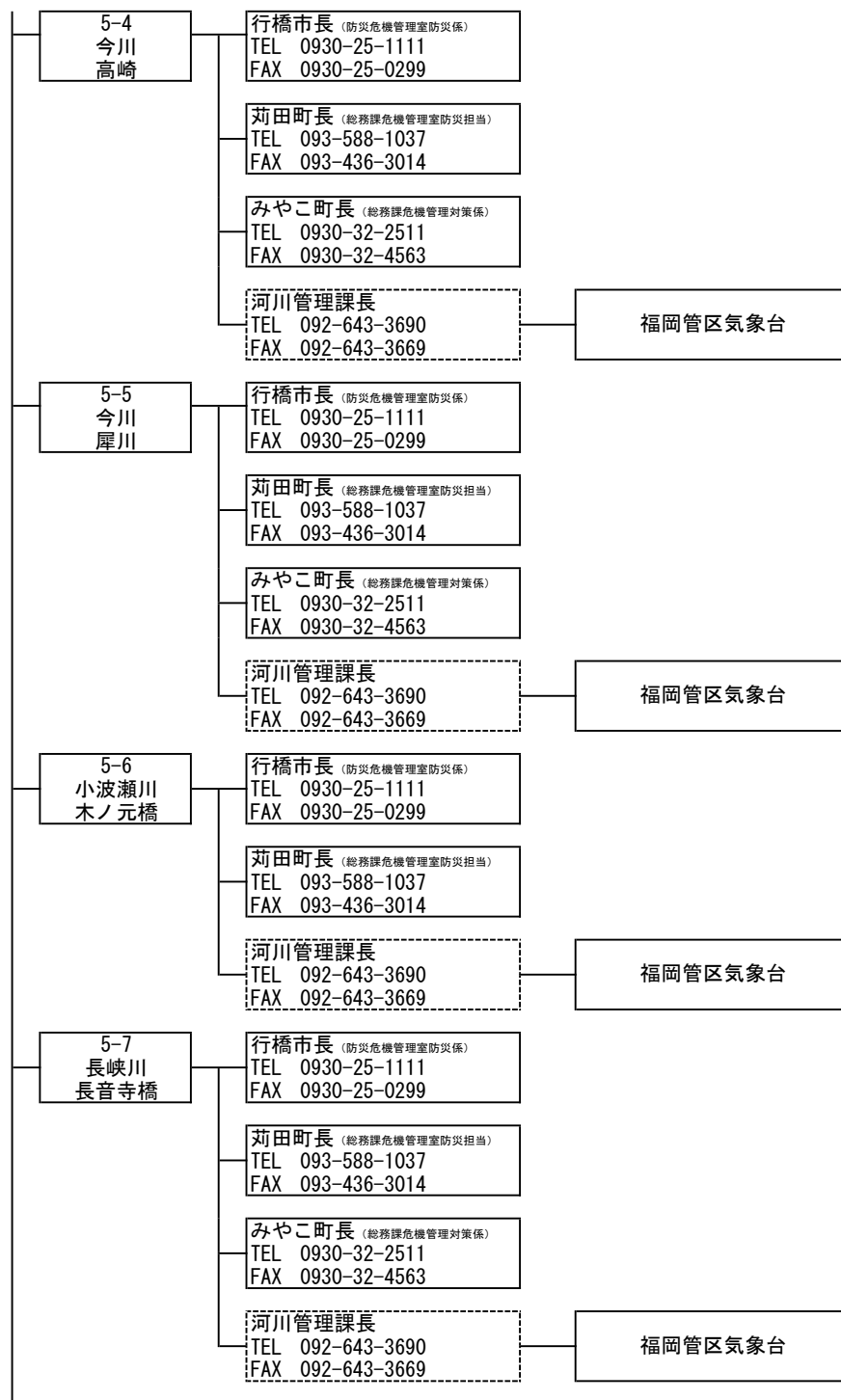
(3) 知事が発する氾濫危険水位到達情報の連絡系統図

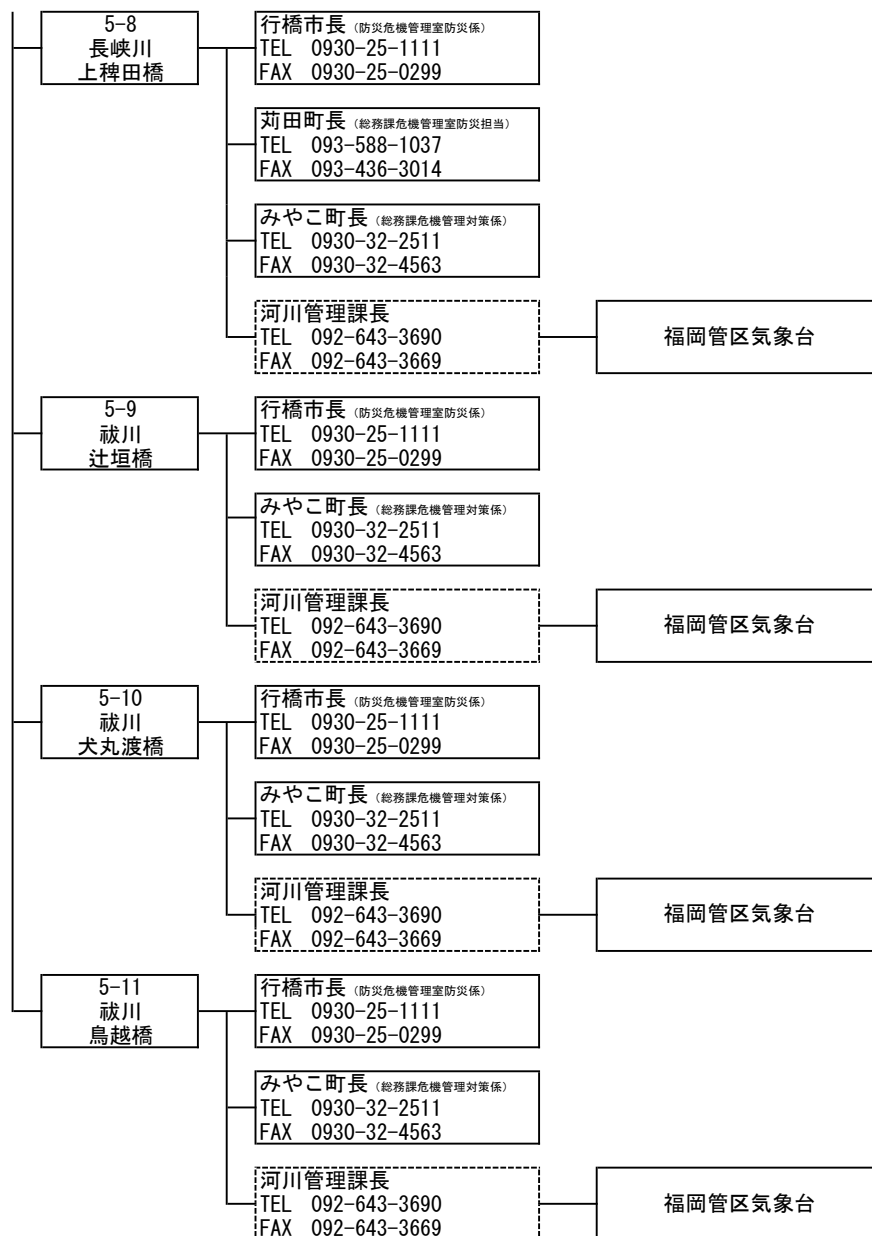


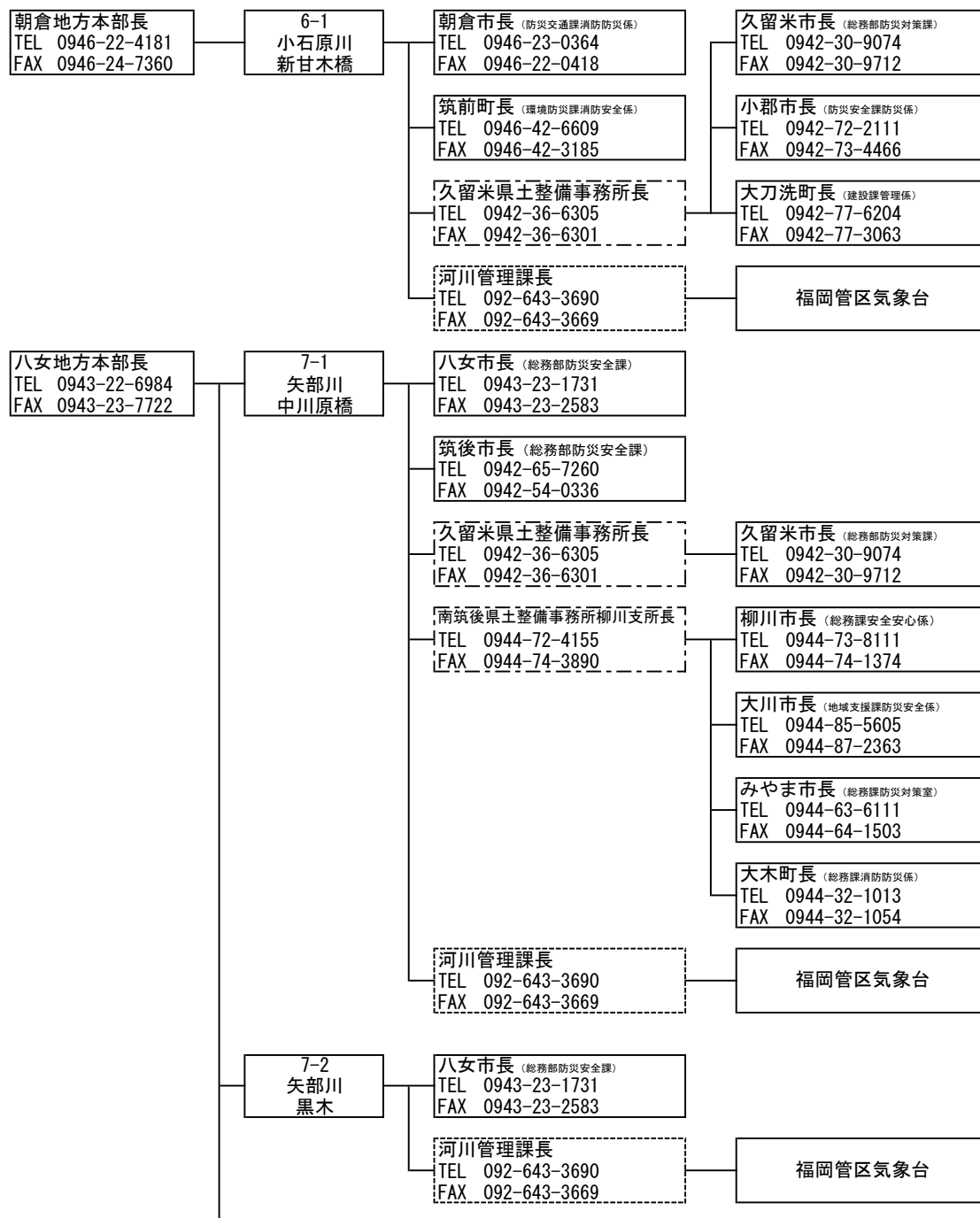


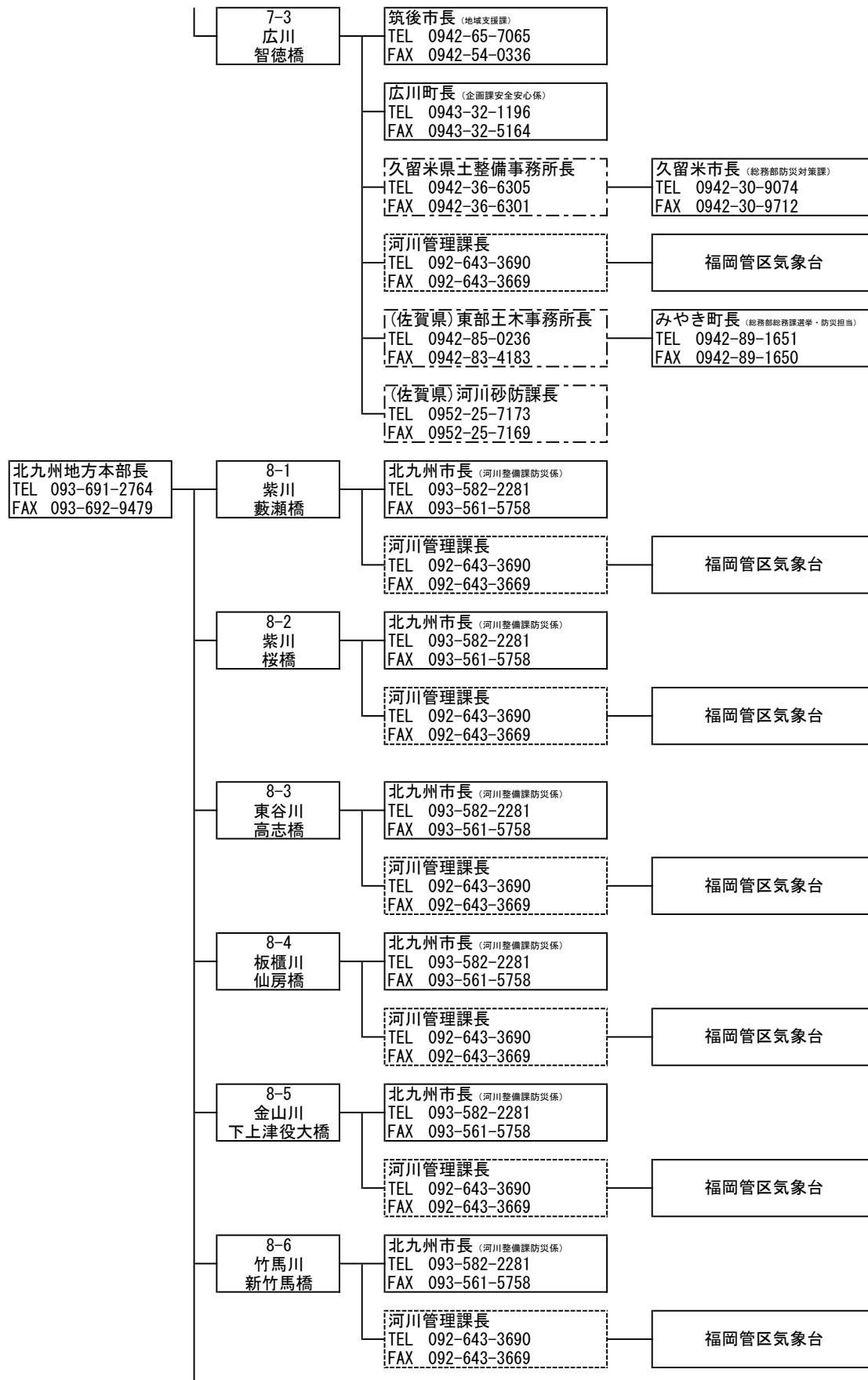


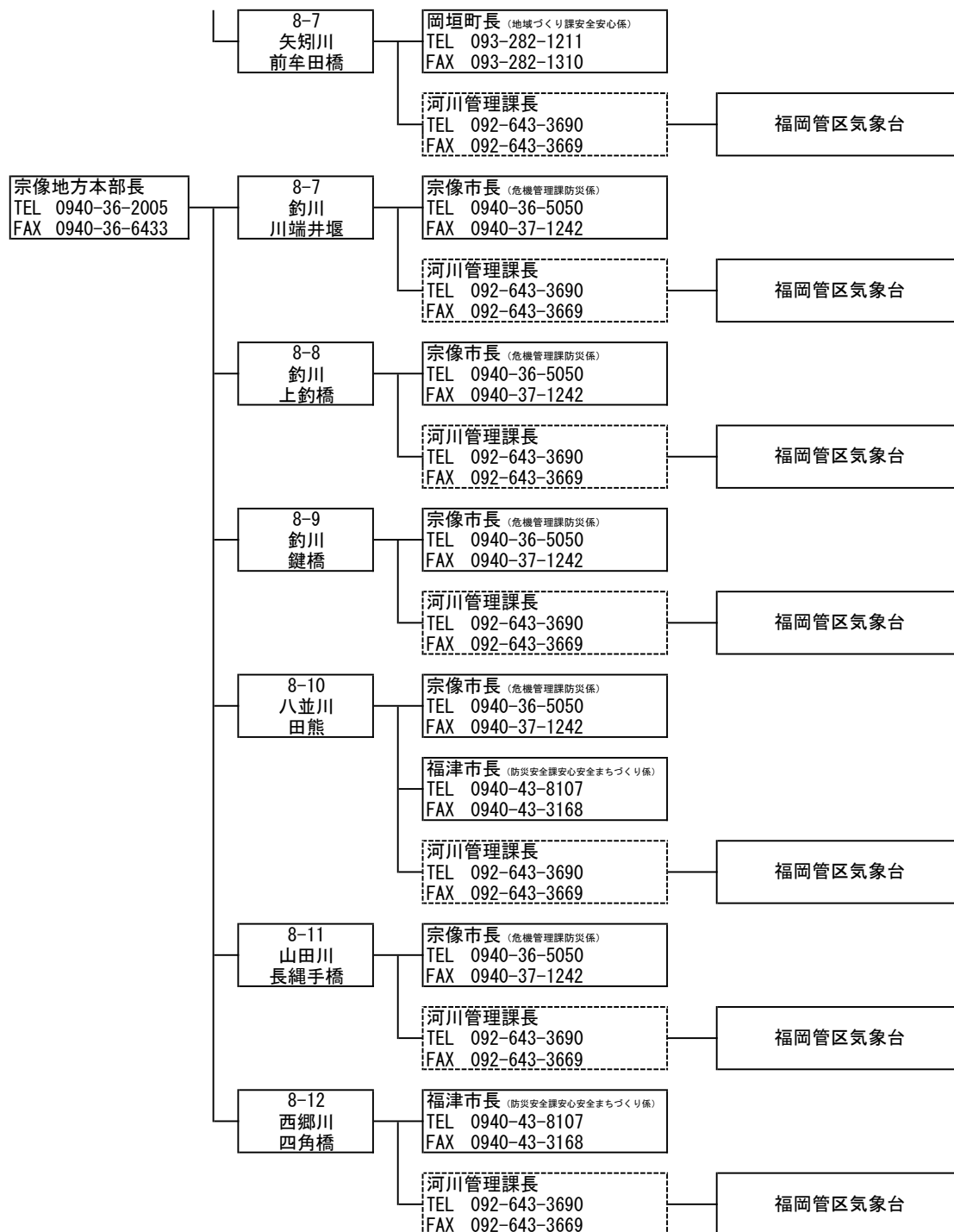


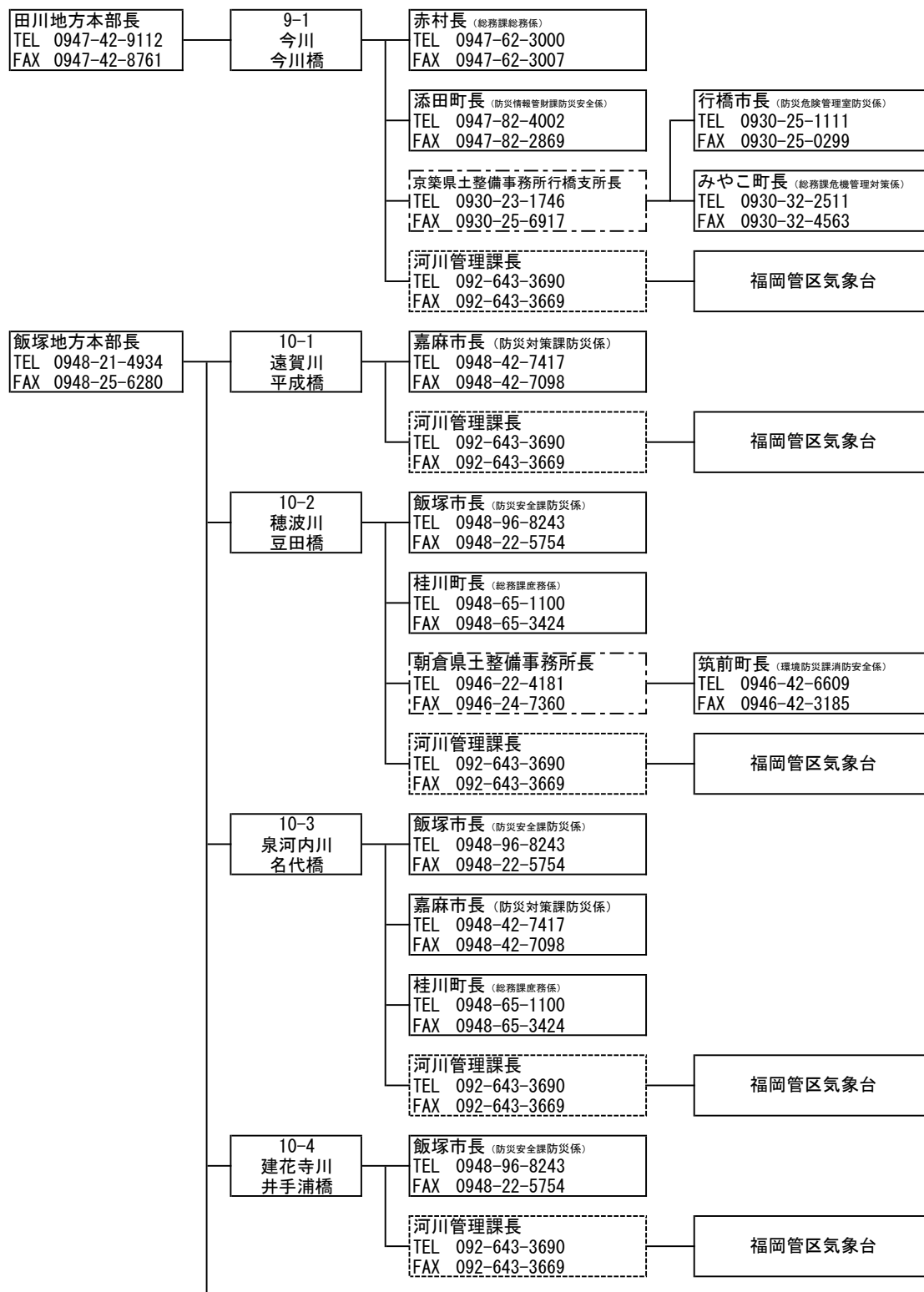


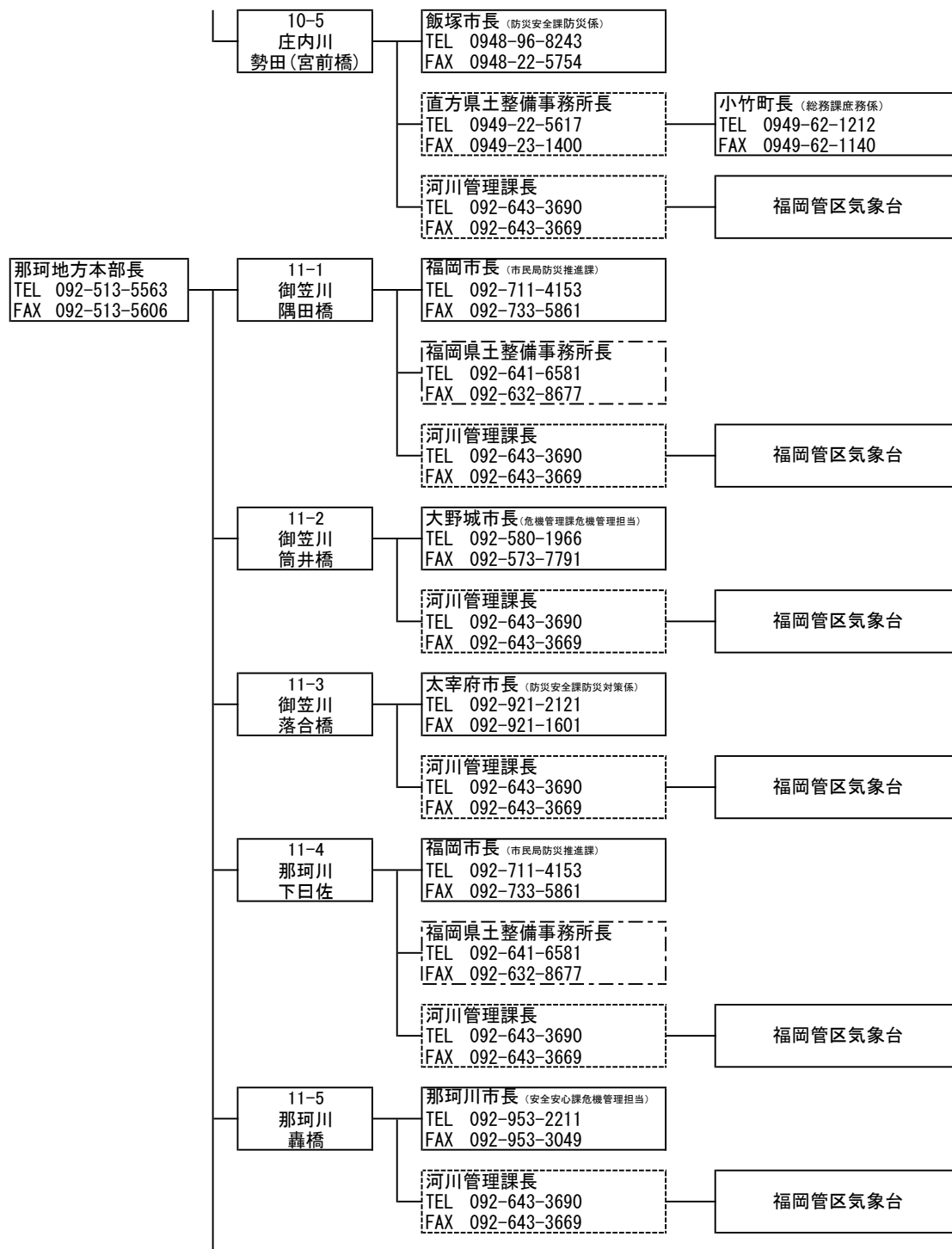


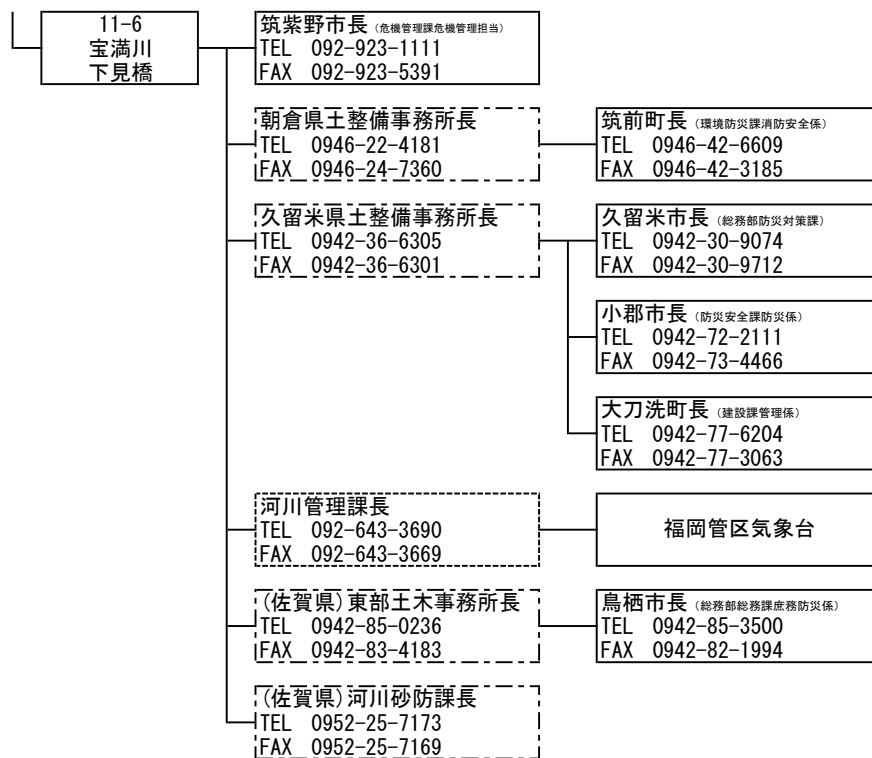




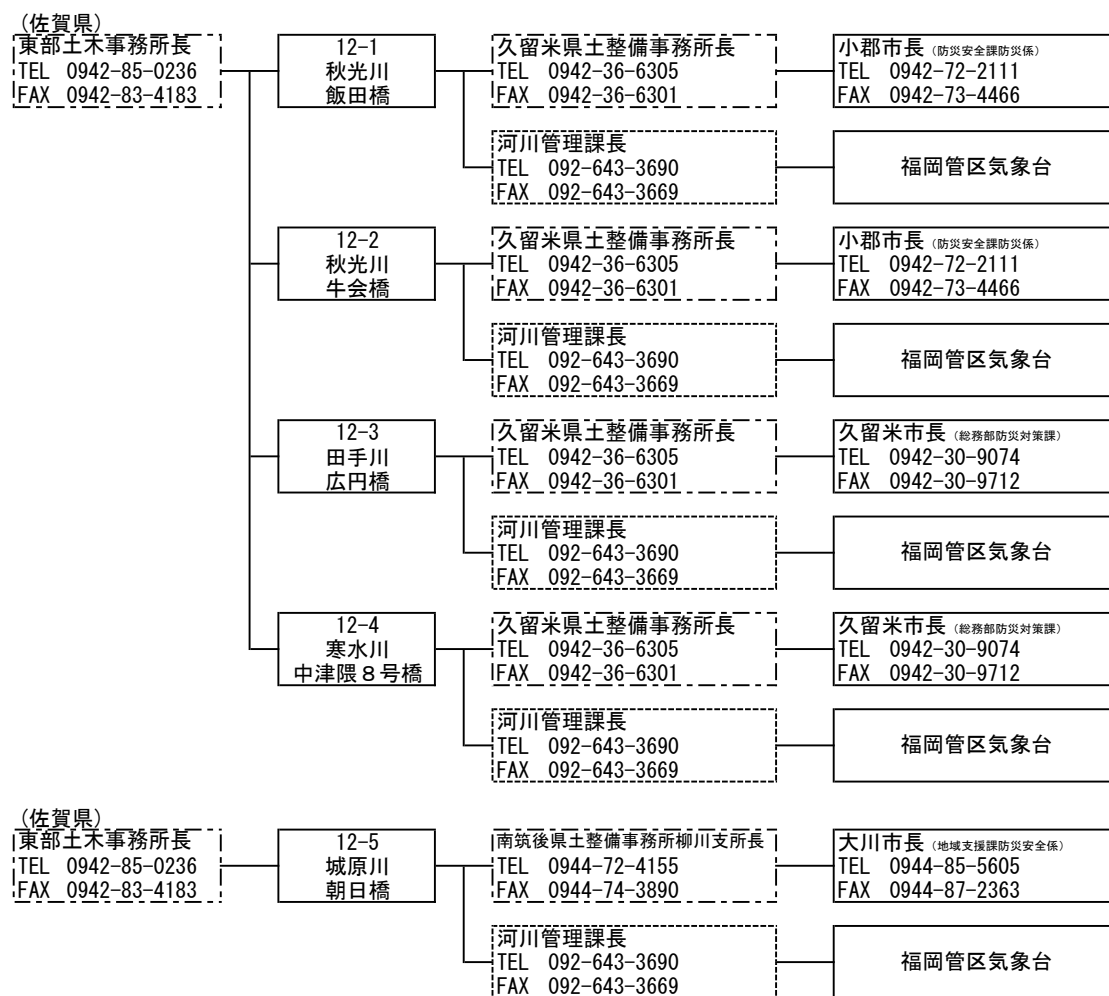








※他県から伝達される氾濫危険水位到達情報の連絡系統図



2. 国土交通大臣が行う氾濫危険水位到達情報の通知及び周知

(1) 国土交通大臣が行う氾濫危険水位到達情報の通知及び周知

- ① 県河川管理課、河川整備課（水防本部）は、国土交通大臣（筑後川水系、矢部川水系については国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長及び佐賀河川事務所長、遠賀川水系については国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長）から水防法第13条第1項の規定による通知を受けた場合、その河川を管轄する県土整備事務所長・支所長（水防地方本部長）へ通知する。
- ② ①の通知を受けた県土整備事務所長・支所長（水防地方本部長）は、その旨を関係水防管理者へ通知する。
- ③ ②の通知を受けた水防管理者は、関係住民への周知を図るものとする。

(2) 国土交通大臣指定の水位周知河川

① 水位周知河川の実施区域

（国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所）

水系名	河川名	実施区域
筑後川	宝満川	左岸 福岡県小郡市大字二森字馬洗川1725番の7地先の端間橋下流端から幹川合流点まで
		右岸 福岡県小郡市大字二森字馬洗川1725番の7地先の端間橋下流端から幹川合流点まで
筑後川	巨瀬川	左岸 福岡県久留米市田主丸町田主丸字柳ノ内1100番の2地先の県道中央橋下流端から幹川合流点まで
		右岸 福岡県久留米市田主丸町田主丸字柳ノ内1100番の2地先の県道中央橋下流端から幹川合流点まで
筑後川	佐田川	左岸 福岡県朝倉市小田字林岬371番地先から幹川合流点まで
		右岸 福岡県朝倉市小田字下川原381番地先から幹川合流点まで
筑後川	隈上川	左岸 福岡県うきは市浮羽町朝田字大久保1011番の1地先から幹川合流点まで
		右岸 福岡県うきは市浮羽町小塩字杵取塚1528の1地先から幹川合流点まで
筑後川	小石原川	左岸 福岡県三井郡大刀洗町大字栄田字西通才1336番の1地先から幹川合流点まで
		右岸 福岡県三井郡大刀洗町大字栄田字下草場866番の1地先から幹川合流点まで
矢部川	飯江川	左岸 福岡県みやま市瀬高町太神字中島2727番の3地先の町道安手橋から幹川合流点まで
		右岸 福岡県みやま市瀬高町太神字中島2727番の3地先の町道安手橋から幹川合流点まで

（国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所）

水系名	河川名	実施区域
筑後川	城原川	左岸 東佐賀導水路合流点から佐賀江川合流点まで
		右岸 東佐賀導水路合流点から佐賀江川合流点まで
筑後川	佐賀江川	左岸 城原川合流点から幹川合流点まで
		右岸 城原川合流点から幹川合流点まで
筑後川	田手川	左岸 佐賀県神埼市千代田町大字下坂字南川副2番の1地先から幹川合流点まで
		右岸 佐賀県神埼市千代田町大字詫田二本松175番の4地先から幹川合流点まで

(国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所)

水系名	河 川 名	実 施 区 域
遠賀川	黒 川	左右岸 福岡県北九州市八幡西区大字香月字葉川 3 8 0 5 番 3 地先三条橋から幹川合流点まで
遠賀川	笹 尾 川	左右岸 福岡県北九州市八幡西区大字野面字波打 1 2 4 4 番 1 地先四郎丸橋から幹川合流点まで
遠賀川	西 川	左岸 福岡県遠賀郡遠賀町今古賀字正堺 1 5 7 番地 1 地先から幹川合流点まで 右岸 福岡県遠賀郡遠賀町木守字長江口 9 5 9 番地 1 地先から幹川合流点まで

(国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所)

水系名	河 川 名	実 施 区 域
遠賀川	八木山川	左右岸 福岡県宮若市宮田字天神下 2419 番地の取水堰下流端から犬鳴川合流点まで
遠賀川	穂 波 川	左岸 福岡県嘉穂郡桂川町大字中屋字下川原 1 3 番 1 地先から幹川合流点まで 右岸 福岡県嘉穂郡桂川町大字寿命字前川原 9 6 6 番 1 地先から幹川合流点まで
遠賀川	中元寺川	左岸 福岡県田川市大字位登字毛無 1 5 0 8 番地先から彦山川合流点まで 右岸 福岡県田川郡川崎町大字池尻字宮ヶ坪 2 2 2 2 番 2 地先から彦山川合流点まで
遠賀川	金 辺 川	左岸 福岡県田川郡香春町大字香春字中川原 1 2 0 2 番地先から彦山川合流点まで 右岸 福岡県田川郡香春町大字香春字昭和区 1 5 4 9 番地先から彦山川合流点まで

② 氾濫危険水位情報の基準

(国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所)

河川名	県土整備事務所	水位観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	関係水防管理者
宝 満 川	久 留 米 朝 倉	端 間	3. 6 0 m	4. 0 0 m	4. 6 5 m	久留米市長 小郡市長 大刀洗町長 朝倉市長
巨 瀬 川	久 留 米 朝 倉	中央橋	1. 9 0 m	2. 2 0 m	2. 5 4 m	久留米市長 うきは市長 朝倉市長
佐 田 川	朝 倉 久 留 米	金丸橋	2. 5 0 m	3. 5 0 m	3. 8 7 m	朝倉市長 大刀洗町長 久留米市長
隈 上 川	久 留 米 朝 倉	西隈ノ上	2. 0 0 m	2. 4 0 m	2. 8 8 m	うきは市長 朝倉市長 久留米市長
小石原川	久 留 米	栄田橋	2. 5 0 m	3. 1 0 m	3. 7 1 m	大刀洗町長 久留米市長
飯 江 川	南 筑 後 南 筑 後 (柳 川)	安手橋	4. 0 0 m	5. 2 0 m	5. 5 9 m	みやま市長 大牟田市長

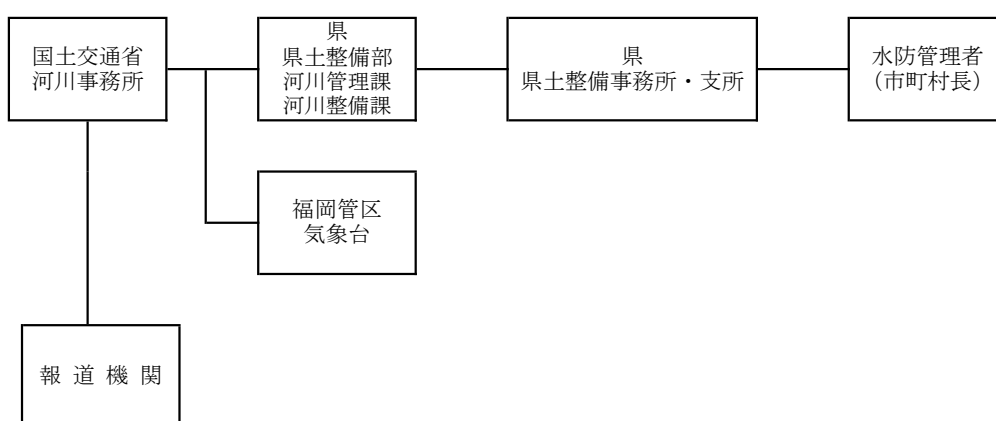
(国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所)

河川名	県土整備事務所	水位観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	関係水防管理者
佐賀江川・城原川	南 筑 後 (柳 川)	日出来橋	2. 5 0 m	3. 5 0 m	4. 3 2 m	大川市長
田 手 川	久 留 米 南筑後 (柳川)	田手橋	1. 8 0 m	2. 9 0 m	3. 5 2 m	久留米市長 大川市町

(国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所)

河川名	県土整備事務所	水位観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	関係水防管理者
黒 川	北 九 州	石 園	—	3. 4 0 m	3. 8 1 m	北九州市長 中間市長
笹 尾 川	北 九 州	野 面	2. 4 0 m	2. 7 0 m	2. 9 4 m	北九州市長 中間市長
西 川	北 九 州	木 月	2. 3 0 m	3. 0 0 m	3. 4 4 m	中間市長 芦屋町長 遠賀町長
八木山川	直 方	生 見	2. 3 0 m	2. 7 0 m	2. 9 5 m	宮若市長
穂 波 川	飯 塚	秋松橋	3. 7 0 m	4. 3 0 m	4. 9 0 m	飯塚市長 桂川町長
中元寺川	田 川	春日橋	3. 1 0 m	3. 7 0 m	4. 1 9 m	田川市長 糸田町長 川崎町長 福智町長
金 辺 川	田 川	夏 吉	3. 1 0 m	3. 7 0 m	4. 5 7 m	田川市長 香春町長 福智町長

(3)連絡系統図



第 2 節 高潮特別警戒水位到達情報の通知及び周知

1. 水防法第 13 条の 3 で規定される高潮特別警戒水位に係る通知

(1) 県知事が行う高潮特別警戒水位情報の通知及び周知を行う海岸

沿岸名	区 域
玄界灘沿岸	福岡県糸島市二丈鹿家から 福岡県芦屋町山鹿まで
豊前豊後沿岸	福岡県北九州市若松区大字乙丸から 福岡県築上郡吉富町大字小祝まで
有明海沿岸	福岡県柳川市久々原から 福岡県大牟田市四山町まで

第3節 雨水出水特別警戒水位到達情報の通知及び周知

1. 水防法第13条の2で規定される雨水出水特別警戒水位※に係る通知

(1) 福岡市長が行う氾濫危険水位到達情報の通知及び周知

- ① 福岡市長は、水防法第13条の2第2項の規定により福岡市長が指定する公共下水道の排水施設（水位周知下水道）の水位が内水氾濫危険水位に到達した場合、水防管理者へ通知するとともに、福岡県災害対策本部（福岡県防災企画課）に報告する。
- ② 福岡市長は、必要に応じて、報道機関の協力を求めて、一般への周知を図るものとする。
- ③ ①の通知を受けた水防管理者は、水防法第14条の2第1項の規定により福岡市長が指定した雨水出水浸水想定区域内の地下等管理者等への周知を図るものとする。

※雨水出水特別警戒水位

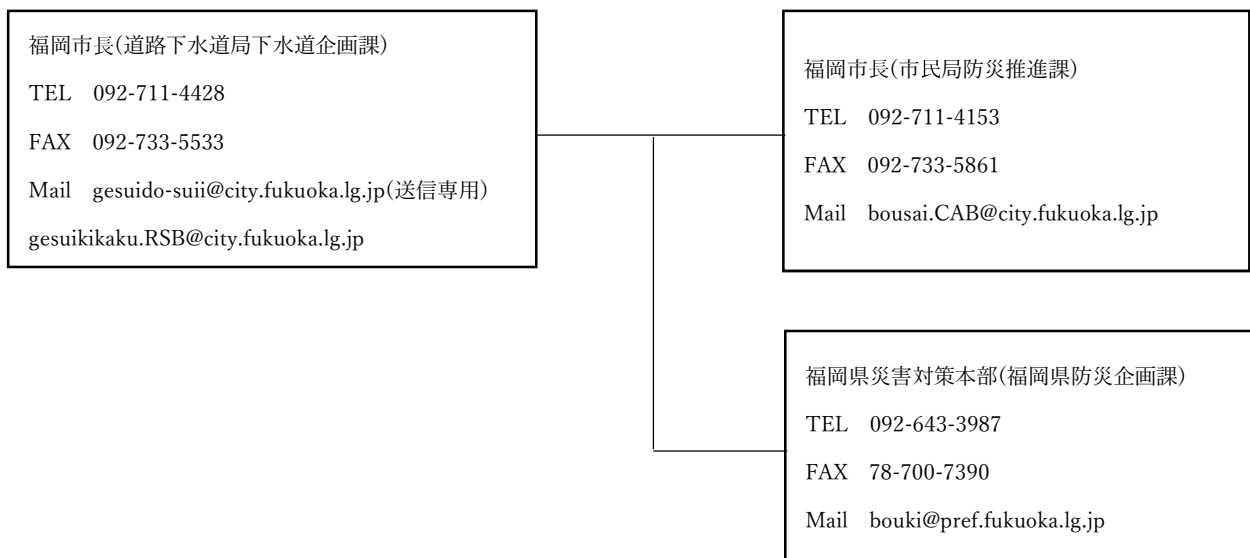
雨水出水（内水）による災害の発生を特に警戒すべき水位。これを一般に周知するうえでは、「内水氾濫危険水位」という。

資料編 1. 様式（4）福岡市長が行う内水氾濫危険情報の発表形式 参照

(2) 福岡市長が内水氾濫危険水位到達情報の通知及び周知を行う公共下水道

排水施設名	区間	観測所	内水氾濫危険水位	関係水防管理者
比恵1号幹線	福岡市博多区住吉1丁目6番地地先～ 福岡市博多区博多駅東1丁目18番地先まで	博多	2.57	福岡市
天神幹線	福岡市中央区長浜3丁目4番地地先～ 福岡市中央区大名1丁目12番地先まで	天神	2.50	福岡市

(3) 福岡市が発する内水氾濫危険水位到達情報の連絡系統図



第6章 水位状況等の公表

第1節 量 水 標

水防法第12条第2項の規定に基づき、氾濫注意水位を超えるとときに水位の状況の公表を行う量水標管理者については、以下のとおりとする。

また、水位の公表については、福岡県総合防災情報システムにより、スマートフォン及びインターネットを利用して水位情報を提供することにより行う。

(スマートフォン用アドレス) <http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sp/>

(インターネット用アドレス) <http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis/info/top/menu>

	県土整備 事務所	河 川 名	水位観測所	氾濫注意水位	量水標管理者
1	福岡	大根川	庄 橋	1.98m	福岡県
2	福岡	多々良川	雨水橋	2.41m	福岡県
3	福岡	多々良川	金川橋	2.57m	福岡県
4	福岡	宇美川	片峰新橋	2.80m	福岡県
5	福岡	御笠川	山王橋	3.50m	福岡県
6	福岡	樋井川	田島橋	2.34m	福岡県
7	福岡	室見川	橋本橋	3.50m	福岡県
8	福岡(前原)	瑞梅寺川	池 田	2.16m	福岡県
9	福岡(前原)	雷山川	潤 橋	2.14m	福岡県
10	福岡(前原)	一貴山川	小西橋	1.15m	福岡県
11	久留米	大刀洗川	西の宮橋	6.02m	福岡県
12	久留米	金丸川	飯ヶ口橋	2.90m	福岡県
13	久留米	巨瀬川	高 橋	2.12m	福岡県
14	南筑後	堂面川	畔切橋	1.97m	福岡県
15	南筑後	諏訪川	臼井橋	2.20m	福岡県
16	南筑後(柳川)	山ノ井川	十間橋	3.60m	福岡県
17	南筑後(柳川)	沖端川	新村橋	4.40m	福岡県
18	直方	西 川	小木橋	2.16m	福岡県
19	直方	八木山川	千 石	1.50m	福岡県
20	京 築	佐井川	新大の瀬橋	1.60m	福岡県
21	京 築	城井川	馬渡橋	2.23m	福岡県
22	京築(行橋)	祓 川	辻垣橋	1.97m	福岡県
23	京築(行橋)	祓 川	犬丸渡橋	2.29m	福岡県
24	京築(行橋)	祓 川	鳥越橋	3.02m	福岡県
25	京築(行橋)	今 川	犀 川	1.65m	福岡県
26	京築(行橋)	今 川	豊国橋	2.80m	福岡県
27	京築(行橋)	今 川	高 崎	2.65m	福岡県
28	京築(行橋)	長峽川	長音寺橋	2.73m	福岡県
29	京築(行橋)	長峽川	上稗田橋	2.49m	福岡県
30	京築(行橋)	小波瀬川	木ノ元橋	3.40m	福岡県

	県土整備 事務所	河 川 名	水位観測所	氾濫注意水位	量水標管理者
3 1	朝 倉	小石原川	新 甘 木 橋	1. 7 9 m	福 岡 県
3 2	八 女	花 宗 川	下 北 島	1. 9 0 m	福 岡 県
3 3	八 女	矢 部 川	中 川 原 橋	4. 4 0 m	福 岡 県
3 4	八 女	矢 部 川	祈 禱 院	3. 5 0 m	福 岡 県
3 5	八 女	矢 部 川	黒 木	2. 9 0 m	福 岡 県
3 6	八 女	星 野 川	光 延 橋	2. 7 5 m	福 岡 県
3 7	八 女	広 川	智 徳 橋	2. 1 0 m	福 岡 県
3 8	北九州	紫 川	藪 瀬 橋	3. 3 5 m	福 岡 県
3 9	北九州	紫 川	桜 橋	1. 8 1 m	福 岡 県
4 0	北九州	東 谷 川	高 志 橋	2. 5 8 m	福 岡 県
4 1	北九州	板 櫃 川	仙 房 橋	1. 7 0 m	福 岡 県
4 2	北九州	金 山 川	下上津役大橋	2. 0 8 m	福 岡 県
4 3	北九州	竹 馬 川	新 竹 馬 橋	2. 1 5 m	福 岡 県
4 4	北九州	矢 矧 川	前 牟 田 橋	1. 8 5 m	福 岡 県
4 5	北九州(宗像)	釣 川	川 端 井 堰	2. 5 2 m	福 岡 県
4 6	北九州(宗像)	釣 川	上 釣 橋	2. 7 8 m	福 岡 県
4 7	北九州(宗像)	釣 川	鍵 橋	3. 1 0 m	福 岡 県
4 8	北九州(宗像)	八 並 川	田 熊	2. 1 7 m	福 岡 県
4 9	北九州(宗像)	山 田 川	長 縄 手 橋	2. 1 2 m	福 岡 県
5 0	北九州(宗像)	西 郷 川	四 角 橋	2. 3 8 m	福 岡 県
5 1	田 川	今 川	今 川 橋	1. 4 6 m	福 岡 県
5 2	田 川	中元寺川	古 屋 敷	1. 1 4 m	福 岡 県
5 3	飯 塚	遠 賀 川	平 成 橋	2. 4 0 m	福 岡 県
5 4	飯 塚	穂 波 川	豆 田 橋	1. 4 0 m	福 岡 県
5 5	飯 塚	泉河内川	名 代 橋	4. 0 0 m	福 岡 県
5 6	飯 塚	建花寺川	井 手 浦 橋	2. 4 1 m	福 岡 県
5 7	飯 塚	庄 内 川	勢田(宮前橋)	3. 9 2 m	福 岡 県
5 8	那 珂	御 笠 川	隅 田 橋	1. 0 0 m	福 岡 県
5 9	那 珂	御 笠 川	落 合 橋	2. 1 0 m	福 岡 県
6 0	那 珂	那 珂 川	轟 橋	3. 1 2 m	福 岡 県
6 1	那 珂	那 珂 川	下 曰 佐	4. 2 9 m	福 岡 県
6 2	那 珂	宝 満 川	御 笠 橋	1. 3 0 m	福 岡 県
6 3	那 珂	宝 満 川	下 見 橋	2. 6 8 m	福 岡 県
6 4	那 珂	御 笠 川	筒 井 橋	3. 5 0 m	福 岡 県
6 5	南筑後(柳川)	沖 端 川	松 原 橋	3. 1 0 m	福 岡 県
6 6	八 女	矢 部 川	串 毛 橋	※5. 4 3 m	福 岡 県
6 7	八 女	笠 原 川	蛭 橋	※1. 4 0 m	福 岡 県
6 8	八 女	横 山 川	下八重谷橋	※2. 9 1 m	福 岡 県
6 9	八 女	龍川内川	十 竈 橋	※3. 4 8 m	福 岡 県

※は、氾濫危険水位。（但し、堤防天端から溢水・越水と思われる参考水位であり、水防法第 1 3 条の洪水特別警戒水位ではない。）

第 2 節 監 視 カ メ ラ

No.	県土整備事務所	水系名	河川名	設置場所
1	福岡	十郎川	十郎川	平原橋
2	福岡	名柄川	名柄川	石丸橋
3	福岡	室見川	金屑川	西ノ坪橋
4	福岡	室見川	椎原川	原田橋
5	福岡	御笠川	御笠川	山王橋
6	福岡	御笠川	御笠川	東大橋
7	福岡	多々良川	多々良川	雨水橋
8	福岡	多々良川	多々良川	金川橋
9	福岡	多々良川	宇美川	片峰新橋
10	福岡	多々良川	須恵川	扇橋
11	福岡	多々良川	須恵川	古宮橋
12	福岡	多々良川	井野川	小出ヶ浦橋
13	福岡	多々良川	久原川	久保橋
14	福岡	唐の原川	唐の原川	社田橋
15	福岡	湊川	湊川	野入橋
16	福岡	大根川	大根川	庄橋
17	福岡	大根川	谷山川	川原橋
18	福岡(前原)	加茂川	加茂川	加茂川橋
19	福岡(前原)	一貴山川	一貴山川	小西橋
20	福岡(前原)	雷山川	雷山川	潤橋
21	福岡(前原)	雷山川	長野川	新蛇石橋
22	福岡(前原)	雷山川	初川	新久保田橋
23	福岡(前原)	桜井川	桜井川	沖田橋
24	福岡(前原)	瑞梅寺川	瑞梅寺川	池田橋
25	福岡(前原)	瑞梅寺川	周船寺川	周船寺駅前橋
26	福岡(前原)	瑞梅寺川	川原川	天神橋
27	久留米	筑後川	宇田貫川	北ノ脇橋
28	久留米	筑後川	切通川	三城橋
29	久留米	筑後川	山ノ井川	城島大橋
30	久留米	筑後川	広川	広川西鉄橋梁
31	久留米	筑後川	上津荒木川	江崎橋
32	久留米	筑後川	金丸川	金丸川池町川合流部
33	久留米	筑後川	池町川	西縄手橋
34	久留米	筑後川	池町川	二の江橋
35	久留米	筑後川	沼川	北村下橋
36	久留米	筑後川	築地川	築地川樋門
37	久留米	筑後川	築地川	中島橋

38	久 留 米	筑後川	口無川	土器田橋
39	久 留 米	筑後川	高良川	下川原橋
40	久 留 米	筑後川	下弓削川	下道添橋
41	久 留 米	筑後川	大刀洗川	西の宮橋
42	久 留 米	筑後川	大刀洗川	ひばり橋
43	久 留 米	筑後川	大谷川	前江川橋
44	久 留 米	筑後川	陣屋川	新近橋
45	久 留 米	筑後川	陣屋川	鬼丸橋
46	久 留 米	筑後川	陣屋川	古賀橋
47	久 留 米	筑後川	陣屋川	松本橋
48	久 留 米	筑後川	巨瀬川	高橋
49	久 留 米	筑後川	巨瀬川	吉田町橋
50	久 留 米	筑後川	巨瀬川	河童橋
51	久 留 米	筑後川	不動川	不動川藤町川合流部
52	久 留 米	筑後川	不動川	不動川調整池
53	久 留 米	筑後川	藤町川	藤町川樋門
54	久 留 米	筑後川	山曾谷川	鉢尻橋
55	久 留 米	筑後川	美津留川	石王大橋
56	久 留 米	筑後川	美津留川	大木森橋
57	久 留 米	筑後川	井延川	井延川橋
58	南 筑 後	諏訪川	諏訪川	臼井橋
59	南 筑 後	大牟田川	大牟田川	勝立調節池流入部
60	南 筑 後	堂面川	堂面川	畔切橋
61	南 筑 後	堂面川	白銀川	忠屋橋
62	南 筑 後	隈川	隈川	干渡橋
63	南筑後(柳川)	筑後川	花宗川	明治橋
64	南筑後(柳川)	筑後川	花宗川	下田橋
65	南筑後(柳川)	筑後川	山ノ井川	十間橋
66	南筑後(柳川)	矢部川	楠田川	赤坂四号橋
67	南筑後(柳川)	矢部川	飯江川	飯江橋
68	南筑後(柳川)	矢部川	沖端川	新村橋
69	南筑後(柳川)	矢部川	沖端川	松原橋
70	南筑後(柳川)	矢部川	沖端川	磯鳥橋
71	南筑後(柳川)	矢部川	塩塚川	御仮橋
72	直 方	遠賀川	西川	小木橋
73	直 方	遠賀川	西川	浮殿橋
74	直 方	遠賀川	山口川	福丸橋
75	直 方	遠賀川	尺岳川	久保田橋
76	直 方	遠賀川	近津川	近津橋
77	直 方	遠賀川	川端川	下境
78	直 方	遠賀川	福地川	峰橋

79	直 方	遠賀川	庄内川	御徳
80	京 築	山国川	黒川	新黒川橋
81	京 築	山国川	友枝川	二の瀬橋
82	京 築	城井川	城井川	馬渡橋
83	京 築	城井川	真如寺川	坂田橋
84	京 築	城井川	岩丸川	船田橋
85	京 築	城井川	岩丸川	引金橋
86	京 築	城井川	小山田川	野正橋
87	京 築	角田川	角田川	馬場橋
88	京 築	岩岳川	岩岳川	梶屋橋
89	京 築	佐井川	佐井川	新大之瀬橋
90	京 築	佐井川	佐井川	佐井川橋
91	京築(行橋)	長峽川	長峽川	長音寺橋
92	京築(行橋)	長峽川	長峽川	上稗田橋
93	京築(行橋)	長峽川	小波瀬川	木の元橋
94	京築(行橋)	菰川	菰川	辻垣橋
95	京築(行橋)	菰川	菰川	犬丸渡橋
96	京築(行橋)	菰川	菰川	鳥越橋
97	京築(行橋)	菰川	菰川	徳永
98	京築(行橋)	今川	今川	豊国橋
99	京築(行橋)	今川	今川	高崎
100	京築(行橋)	今川	今川	犀川
101	京築(行橋)	今川	高屋川	桜橋
102	京築(行橋)	今川	喜多良川	松本橋
103	京築(行橋)	江尻川	江尻川	西川橋
104	朝 倉	筑後川	草場川	新橋
105	朝 倉	筑後川	曾根田川	夜須橋
106	朝 倉	筑後川	山家川	朝日橋
107	朝 倉	筑後川	大刀洗川	大刀洗橋
108	朝 倉	筑後川	小石原川	新甘木橋
109	朝 倉	筑後川	小石原川	吉の浦橋
110	朝 倉	筑後川	野鳥川	新庄屋橋
111	朝 倉	筑後川	佐田川	清水橋
112	朝 倉	筑後川	黒川	宮園橋
113	朝 倉	筑後川	桂川	比良松橋
114	朝 倉	筑後川	桂川	平瀬橋
115	朝 倉	筑後川	桂川	桂川遊水地
116	朝 倉	筑後川	荷原川	久保鳥橋
117	朝 倉	筑後川	新立川	中町橋
118	朝 倉	筑後川	妙見川	妙見橋
119	朝 倉	筑後川	北川	神田橋

120	朝 倉	筑後川	白木谷川	前田橋
121	朝 倉	筑後川	赤谷川	久保垣橋
122	朝 倉	筑後川	赤谷川	松末橋
123	朝 倉	筑後川	大山川	尾迫橋
124	朝 倉	筑後川	大肥川	のなか橋
125	朝 倉	筑後川	大肥川	小松橋
126	朝 倉	筑後川	宝珠山川	古庄屋橋
127	朝 倉	筑後川	奈良ヶ谷川	奈良ヶ谷川砂防堰堤
128	朝 倉	筑後川	導目木川	花立砂防堰堤下流
129	朝 倉	筑後川	寒水川	大分自動車道下
130	八 女	筑後川	花宗川	下北島
131	八 女	筑後川	山ノ井川	若菜
132	八 女	筑後川	広川	智徳橋
133	八 女	矢部川	矢部川	中川原橋
134	八 女	矢部川	矢部川	祈祷院
135	八 女	矢部川	矢部川	串毛橋
136	八 女	矢部川	矢部川	黒木
137	八 女	矢部川	矢部川	石川内
138	八 女	矢部川	白木川	和田一号橋
139	八 女	矢部川	大倉谷川	北山排水機場
140	八 女	矢部川	辺春川	小春橋
141	八 女	矢部川	星野川	光延橋
142	八 女	矢部川	横山川	下八重谷橋
143	八 女	矢部川	龍川内川	十箆橋
144	八 女	矢部川	田代川	中田代橋
145	八 女	矢部川	笠原川	蛸橋
146	八 女	矢部川	剣持川	劔橋
147	北 九 州	遠賀川	芦屋汐入川	芦屋唐戸橋
148	北 九 州	遠賀川	江川	太閣橋
149	北 九 州	遠賀川	曲川	鳴王寺橋
150	北 九 州	遠賀川	戸切川	古川橋
151	北 九 州	遠賀川	吉原川	神屋敷井堰
152	北 九 州	遠賀川	新々堀川	貴船橋
153	北 九 州	汐入川	汐入川	関前橋
154	北 九 州	矢矧川	矢矧川	前牟田橋
155	北 九 州	金手川	金手川	曳地橋
156	北 九 州	金山川	金山川	下上津役大橋
157	北 九 州	割子川	割子川	神ノ木橋
158	北 九 州	撥川	撥川	湊天満橋
159	北 九 州	板櫃川	板櫃川	仙房橋
160	北 九 州	紫川	紫川	藪瀬橋

161	北九州	紫川	紫川	桜橋
162	北九州	紫川	東谷川	高志橋
163	北九州	大川	大川	小野前橋
164	北九州	竹馬川	竹馬川	新竹馬橋
165	北九州	貫川	貫川	中貫橋
166	北九州(宗像)	西郷川	西郷川	四角橋
167	北九州(宗像)	釣川	釣川	上釣橋
168	北九州(宗像)	釣川	釣川	川端井堰
169	北九州(宗像)	釣川	釣川	鍵橋
170	北九州(宗像)	釣川	山田川	長縄手橋
171	北九州(宗像)	釣川	八並川	田熊
172	田川	遠賀川	中元寺川	中津橋
173	田川	遠賀川	中元寺川	古屋敷
174	田川	遠賀川	泌川	堂ヶ籠橋
175	田川	遠賀川	猪位金川	小柳橋
176	田川	遠賀川	安宅川	馬場橋
177	田川	遠賀川	金辺川	唐子橋
178	田川	遠賀川	御祓川	山渡橋
179	田川	今川	今川	今川橋
180	田川	今川	今川	下井橋
181	飯塚	遠賀川	遠賀川	平成橋
182	飯塚	遠賀川	八木山川	市瀬橋
183	飯塚	遠賀川	庄内川	勢田(宮前橋)
184	飯塚	遠賀川	新川	中方4号橋
185	飯塚	遠賀川	建花寺川	井手浦橋
186	飯塚	遠賀川	穂波川	豆田橋
187	飯塚	遠賀川	碓川	飯塚坑橋
188	飯塚	遠賀川	内住川	九郎原橋
189	飯塚	遠賀川	泉河内川	名代橋
190	飯塚	遠賀川	山口川	土居丸橋
191	飯塚	遠賀川	山田川	学橋
192	飯塚	遠賀川	千手川	碓井橋
193	那珂	筑後川	宝満川	下見橋
194	那珂	筑後川	宝満川	御笠橋
195	那珂	筑後川	宝珠川	原田橋
196	那珂	筑後川	山口川	針摺東
197	那珂	那珂川	那珂川	下日佐
198	那珂	那珂川	那珂川	塩原
199	那珂	那珂川	那珂川	轟橋
200	那珂	那珂川	那珂川	那珂川橋
201	那珂	御笠川	御笠川	隅田橋

202	那 珂	御笠川	御笠川	筒井橋
203	那 珂	御笠川	御笠川	落合橋
204	那 珂	御笠川	諸岡川	板付新橋
205	那 珂	御笠川	鷺田川	市ノ上橋
206	那 珂	御笠川	高尾川	平成橋

第 3 節 ダムのリアルタイム情報の提供

	県土整備 事務所	ダ ム 名	水 系 名	河 川 名
1	八 女	日向神	矢部川	矢部川
2	那 珂	南 畑	那珂川	那珂川
3	直 方	力 丸	遠賀川	八木山川
4	田 川	油 木	今川	今川
5	北九州	ます湊	紫川	紫川
6	田 川	陣 屋	遠賀川	中元寺川
7	福岡(前原)	瑞梅寺	瑞梅寺川	瑞梅寺川
8	那 珂	山 神	筑後川	山口川
9	那 珂	牛 頸	御笠川	牛頸川
10	直 方	犬 鳴	遠賀川	犬鳴川
11	那 珂	北 谷	御笠川	山の神川
12	福 岡	猪 野	多々良川	猪野川
13	福 岡	鳴 淵	多々良川	鳴湊川
14	直 方	福智山	遠賀川	福地川
15	久留米	藤 波	筑後川	巨瀬川

※公開するダム情報は、流入量、放流量等である。

第 7 章 重要水防箇所

水防上重要と認められる水防地方本部ごとの知事管理区間と、国土交通大臣管理区間の重要水防箇所は次のとおりである。

第 1 節 知事管理区間

1. 河川

(1) 重要度

水防上最も重要な区間	A	背後地に家屋密集地、あるいは主要公共施設（鉄道、主要道路等）があり甚大な被害が予想されるもの
次に重要な区間	B	背後地にある、家屋あるいは公共施設に被害が予想されるもの
その他重要な区間	C	背後地の農地（田畑等）に被害が予想されるもの

(2) 選定基準

河川断面	河道の未改修による狭小、または局所的な堆積土砂等に起因して被害が予想される区間
堤防断面強度 護岸脆弱	築堤箇所で堤防天端幅が 3.0m 以下で一般に刃堤となっているところ、築堤河川において基礎地盤の軟弱により法面崩壊や急激な沈下等が予想される箇所、または護岸脆弱に起因して決壊する危険が予想されるもの
漏水・水衝 洗掘	堤体あるいは基礎地盤により漏水の実績があるところ、または水衝部で川岸が洗掘され護岸がたびたび破損や破堤等により被害が予想される区間
工事施工中	出水期間中および長期間にわたって仮締切により樋門樋管等の工事のため堤防を開削している箇所、または築堤、掘削工事のため堤防を横断方面に切開している箇所で一時的であるが危険が予想される箇所

資料編 2.重要水防箇所 (1)知事管理区間 (河川) 参照

2. 海岸

(1) 重要度

A 水防上最も重要な区間	背後地に家屋密集地、あるいは主要公共施設（鉄道、主要道路等）があり、甚大な被害が予想されるもの。
B 次に重要な区間	背後地の家屋あるいは公共施設に被害が予想されるもの。
C その他重要な区間	背後地の農地（田畑等）に被害が予想されるもの。

(2) 選定基準

破	堤	高潮や波浪、または津波による堤防（護岸）の決壊が予想される箇所。
侵	食	侵食によって、背後地に被害の発生が予想される箇所。
越	波	越波によって 背後地に被害の発生が予想される箇所。
漏	水	堤体や樋門からの漏水によって、背後地に塩害の発生が予想される箇所。

資料編 2.重要水防箇所 (2)知事管理区間（海岸） 参照

3. 風倒木流出警戒箇所

風倒木流出の警戒を要する箇所については、パトロールを強化するとともに、その流下の兆候に留意し、情報の迅速な伝達・避難及び流出木の撤去等2次災害の防止もしくは軽減を図るものとする。

第2節 国土交通大臣管理区間
重要水防箇所評定基準（案） 平成31年2月改定

表

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に係る変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ、一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
陸閘			陸閘が設置されている箇所。
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。

第8章 気象・雨量・水位・風倒木に関する連絡及び報告

第1節 気象連絡

1.福岡管区気象台が行う水防に関する警報・注意報の発表基準一覧表

発表官署		福岡管区気象台					URLに 対応する QRコード
府県予報区		福岡県					
一次細分区域		福岡地方	北九州地方		筑豊地区	筑後地方	
市町村等をまとめた地域			北九州・遠賀 地区	京築		筑後北部	筑後南部
特 別 警 報	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合					—
	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合					—
警 報	高潮(潮位)	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合 (別表5: https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/fukuoka/5_fukuoka.pdf)					
	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合 (別表1: https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/fukuoka/1_fukuoka.pdf)					
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合 (別表2: https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/fukuoka/2_fukuoka.pdf)					
注 意 報	高潮(潮位)	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合 (別表5: https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/fukuoka/5_fukuoka.pdf)					
	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合 (別表3: https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/fukuoka/3_fukuoka.pdf)					
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合 (別表4: https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/fukuoka/4_fukuoka.pdf)					

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m 以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等の留意事項等

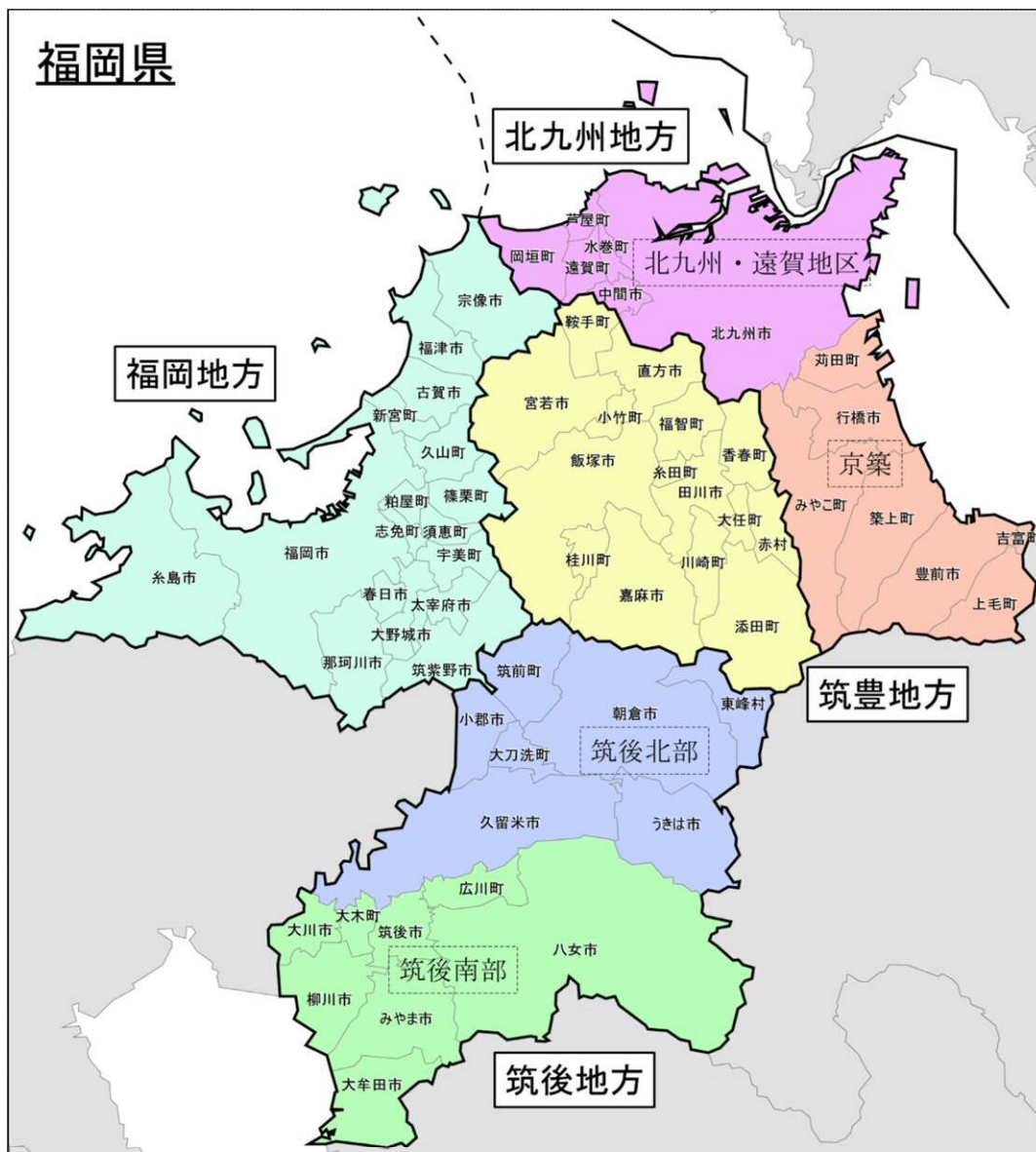
- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

水防活動の利用に適合する注意報、警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨 特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報又は津波 特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高潮 特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される



【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表 1～5）の解説】

- (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、() 内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“—”で示している。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (5) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1 km 四方毎に設定しているが、別表 1 及び 3 の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1 km 四方毎の基準値については、以下 URL、もしくは QR コードの資料を参照のこと。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/fukuoka/dosha_fukuoka.csv



- (6) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表 2 及び 4 の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、以下 URL、もしくは QR コードの資料を参照のこと。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/fukuoka/kijun_kouzui_fukuoka.csv



- (8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、以下 URL、もしくは QR コードの資料を参照のこと。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/fukuoka/kijun_kouzui_fukuoka.csv



- (9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である 〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（T P）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは M S L（平均潮位）等を用いる。

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は、以下URL、もしくはQRコードの土壌雨量指数の説明を参照。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>



流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は、以下URL、もしくはQRコードの流域雨量指数の説明を参照。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>

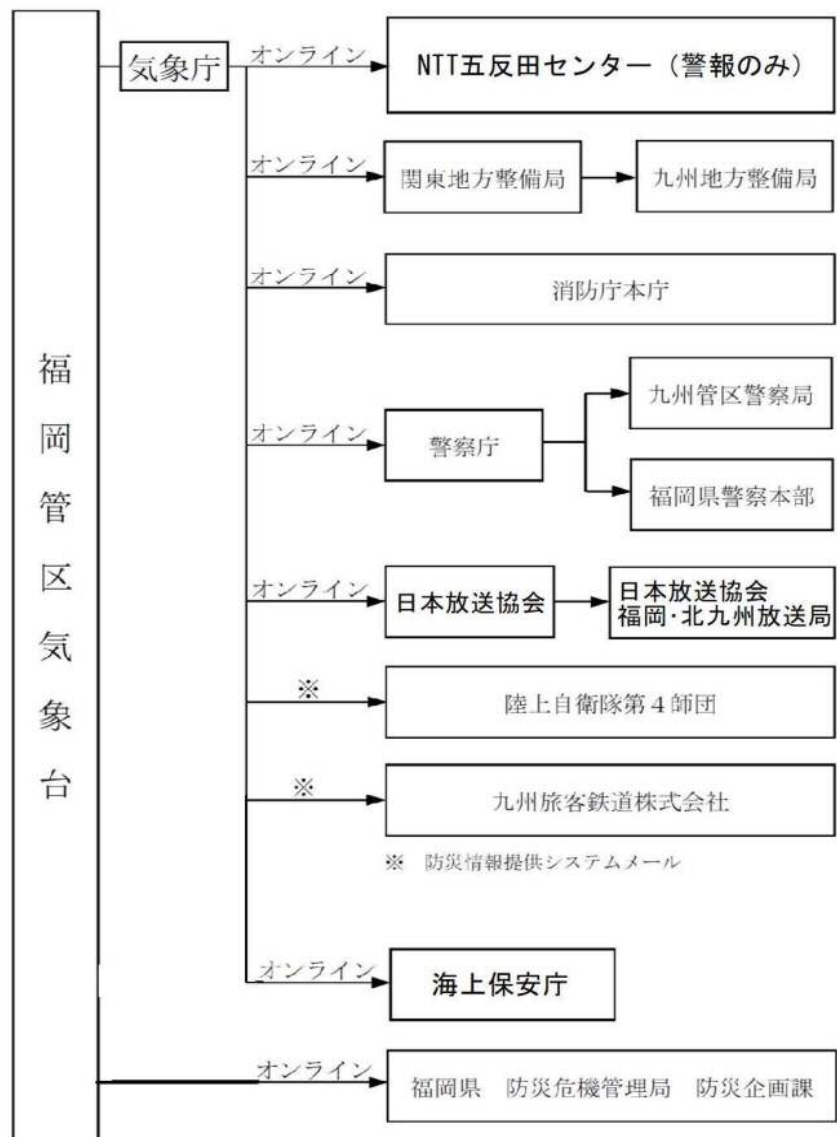


表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は、以下URL、もしくはQRコードの表面雨量指数の説明を参照。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>



2. 予報・警報の伝達系統図



第2節 雨量及び水位の通報

1. 通報要領

水位及び雨量の観測員は、出水時の水位、雨量の通報を下記基準に基づき水防地方本部へ、水防地方本部は、水防本部・関係水防管理者及びその他の水防関係機関に迅速、的確に連絡するものとする。

(1) 通報基準

① 水位の通報

観測員は、水防団待機水位を超えてから、水防団待機水位以下となるまで毎時観測し、水防地方本部へ通報するものとする。

② 氾濫注意水位の通報

観測員は、氾濫注意水位、氾濫危険水位を超えた時は直ちに、その旨を水防地方本部へ通報するものとする。

③ 雨量の通報

観測員は、雨がふり始めてから50ミリメートルに達したときは、その時刻と降り始めた時刻を水防地方本部へ通報するものとし、その後は毎時ごとの観測値を水防地方本部へ通報するものとする。

雨がやんだときは、その時刻と雨量を水防地方本部へ通報するものとする。

2. 他の機関の観測施設との協力

(1) 雨量観測の情報の相互交換

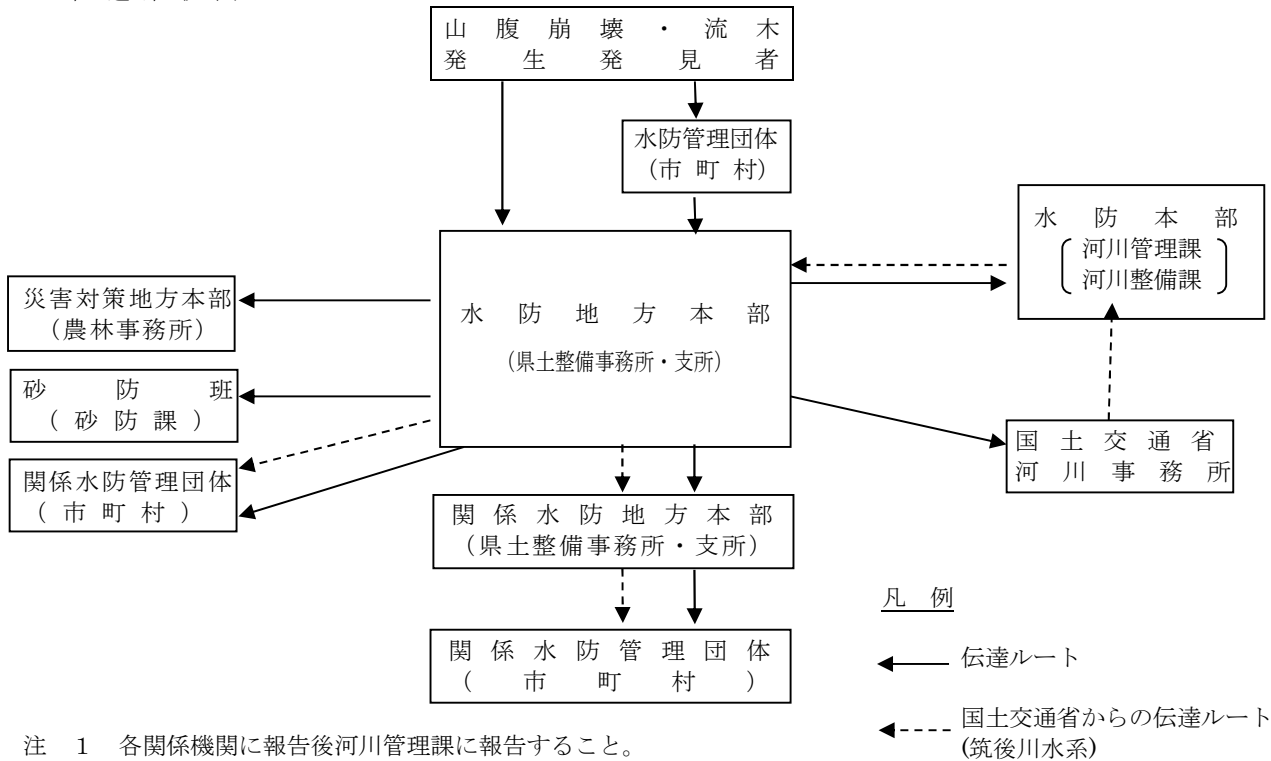
県水防本部、福岡管区气象台、九州地方整備局は、次の雨量観測所の観測結果について相互に交換するものとする。

資料編 3.雨量観測所 4.水位観測所 参照

第3節 風倒木に関する速報

風倒木による2次災害が懸念されており、山腹崩壊・倒木の流出等が発生した場合、次の系統図により関係機関に迅速かつ確実に情報伝達を行うものとする。

山腹崩壊情報
風倒木情報
伝達系統図



- 注 1 各関係機関に報告後河川管理課に報告すること。
 2 当該水系に関係のある機関についてのみ報告すること。
 3 災害対策地方本部が設置された場合は、農林事務所にも報告すること。
 4 様式は別紙を FAX するものとし、電話にて確認をすること。

各地方本部通報先

水防地方本部 (県土整備事務所・支所)	通 報 先		
	水 防 管 理 団 体	関係県土整備事務所・支所	国 土 交 通 省
久 留 米	管内流域市町村	南筑後(柳川)	筑後川河川事務所
柳 川	〃	南筑後	筑後川河川事務所
直 方	〃	北九州	遠賀川河川事務所
朝 倉	〃	久留米・南筑後・飯塚・那珂	筑後川河川事務所
八 女	〃	久留米・南筑後(柳川)	筑後川河川事務所
北 九 州	〃		遠賀川河川事務所
田 川	〃	直方・京築(行橋)・北九州	遠賀川河川事務所
飯 塚	〃	直方・北九州	遠賀川河川事務所
那 珂	〃	福岡・久留米・朝倉	筑後川河川事務所
大 牟 田	〃		筑後川河川事務所
豊 前	〃		山国川河川事務所
そ の 他	〃		

資料編 1.様式 (3)山腹崩壊 (土砂崩れ)・流木発生 (4)災害概況即報 参照

第 9 章 水門、排水施設、ダムの操作

1. 水 門

資料編 5.水門（福岡県） 参照

2. 陸 こ う

資料編 6.陸こう（福岡県） 参照

3. 排水施設

資料編 7.排水施設（福岡県） 参照

4. ダム

資料編 8.ダム（福岡県） 参照

第 10 章 水防機械器具及び資材

第 1 節 県有水防機械器具及び資材

1. 使 用 基 準

県有水防資器材の使 用 基 準 は 次 の と お り で あ る。

- (1) 水防管理団体が十分な資材を備蓄したにもかかわらず、事態に対応できない不足分を緊急に調整できない場合
- (2) 交通と絶などで当該水防管理団体の資材を水防現場に搬入することが困難な場合

2. 使 用 決 定

県の資器材は使 用 基 準 に よ っ て 最 も 有 効 適 切 に 現 地 応 援 す る の が 目 的 で あ る の で、その使用決定は所管県土整備事務所・支所が判断するものとする。

なお、県の保管資材が不足する場合の措置は水防地方本部長の指示によるものとする。

第 2 節 水防管理団体の水防資器材の基準

水防管理団体は、管内の水防区域を充分調査し、水防活動が十分行われるよう既設の水防倉庫の外、適当な備蓄場所を選定し、十分な資器材を備蓄するものとする。

備蓄資器材の内容については、管内の水防区域の状況や緊急時に調達しうる数量を確認して、最も適した内容を決定するものとし、1 水防倉庫当たりの備蓄基準は次のとおりとする。

（参 考）

水防倉庫（10 坪）1 棟当りの基準（最低）

品 目	数 量	品 目	数 量
土 の う 袋	850 枚	掛 矢	6 丁
杉丸太（杭） 1 間 1.5 間	150 本	鎌 （ 厚 薄 ）	30
		ハ シ マ ー	10 丁
ビ ニ ー ル シ ー ト	200 枚	ツ ル ハ シ	5 丁
ロ ー プ （ 縄 ）	275 kg	斧	5 丁
ス コ ッ プ	20 丁	照 明 灯	若 干
鉄 線	20 kg	そ の 他 必 要 器 具	〃
ペ ン チ	5 丁		

資料編 9.水防資材 参照

第 11 章 輸 送 路 の 確 保

1. 県管理の国道及び県道の輸送路確保

非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、各県土整備事務所長・支所長は、緊急時の管内輸送路の計画を定めて輸送の万全を期するとともに、各水防管理団体にその計画を周知させておくものとする。

2. 輸送う廻路

各県土整備事務所長・支所長は、県管理の国道及び県道の輸送路の使用ができない状況となったときは、その状況を水防本部及び水防管理団体に通知するとともに、そのう廻路を連絡するものとする。

3. 市町村の輸送路確保

市町村道についても、水防管理者は1及び2に準じるものとする。

第 12 章 巡視及び警戒

1. 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2. 出水時

(1) 洪水

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防地方本部長に報告し、水防地方本部長は水防本部長に報告するものとする。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂または沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(2) 高潮、津波

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、高潮の場合は高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮し、津波の場合は津波襲来までの時間的余裕が十分ある場合に限り、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、水防地方本部長に報告し、水防地方本部長は水防本部長に報告するものとする。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂または沈下
- ③ 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
- ⑤ 排水門・取水門・閘門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状
- ⑦ 津波防護施設の状況（津波の場合に限る）

第 13 章 水 防 作 業

水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第 14 章 水防信号及び標識並びに身分証明

第 1 節 水防信号

資料編 14.水防信号 参照

第 2 節 水防標識

資料編 15.水防標識 参照

第 3 節 身分証明

資料編 16.身分証明 参照

第 15 章 他県或は他の機関との援助及び相互協定

第 1 節 福岡県と他県の協定

水防法第 7 条第 2 項に基づき下記のとおり協定する。

1. 大分県との協定 (S33. 4. 15)

水防法第 7 条第 2 項に基づき、福岡県と大分県は、下記のとおり協定する。

山国川および筑後川の水防事業については、両県は夫々の区域に属する部分を管理するものとする。

2. 佐賀県との協定 (S33. 5. 16)

筑後川下流地区の水防管理については、水防法第 7 条第 2 項の協定により下記のとおり定めるものとする。当該県管下の地域においては、当該県の水防管理団体で管理することとし、大野島については、その立地条件により、水防法第 16 条の規定にもとづく応援については、自己の責任区域の水防に支障のない範囲でこれに応ずるものとする。

3. 熊本県との協定 (S46. 7. 30)

諏訪川の水防管理については、水防法第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

当該県管轄の地域においては、当該県の水防管理団体で管理することとし、その立地条件により、水防法第 16 条の規定にもとづく応援については、自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で、これに応ずるものとする。

※この節では、水防法第 7 条第 2 項→H 2 7 年改正後の水防法第 7 条第 6 項

水防法第 16 条 →H 2 7 年改正後の水防法第 23 条 である。

第 2 節 水防管理団体相互の援助

市町村の境界については、水防法第 23 条の規定にもとづき、相互援助を必要とするときは、関係水防管理団体は、水防活動及び費用等の問題について事前に協定し、水防活動の円滑をはかるものとする。

第 3 節 各県土整備事務所・支所（水防地方本部）相互の援助

各水防地方本部管内の水防活動に支障のない限りにおいて、水防本部長に連絡のうえ、他の水防地方本部に応援するものとする。

第 16 章 自衛隊及び警察官の出動要請

第 1 節 自衛隊の災害派遣要請等

自衛隊の災害派遣要請は、災害対策基本法第 68 条の 2 及び自衛隊法第 83 条に基づき実施し、要請要領等については、福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）第 3 編第 1 章第 3 節によるものとする。

資料編 17.福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）第 3 編第 1 章第 3 節 参照

第 2 節 警察官の出動要請

水防法第 22 条の規定により、水防上必要な場合の警察官の要請は所轄警察署長に対し出動を要請することができる。

資料編 18.警察署の名称、位置及び管轄区域 参照

第 17 章 水 防 報 告 と 記 録

第 1 節 水 防 記 録

(1) 各水防地方本部及び水防管理者は「水防日誌」を作成し、当時の状況を記録しておくものとする。

資料編 1.様式 (7)水防日誌 参照

(2) 水防活動又は水防訓練の結果について、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ・ 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ・ 水防活動をした河川（海岸）名及びその箇所
- ・ 水防団員および消防機関に属する者の出動時刻および人員
- ・ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ・ 堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ・ 水防作業の状況
- ・ 使用資材の種類、数量並びに消耗品等の回収状況
- ・ 水防法第28条の規定による公用負担下命等の種類及び員数
- ・ 応援の状況
- ・ 居住者の状況
- ・ 警察の援助の状況
- ・ 現場指導の官公吏名
- ・ 立退きの状況及びそれを指示した理由
- ・ 水防関係者の死傷の有無並びに罹災者状況
- ・ 殊勲者およびその功績
- ・ 殊勲水防団とその功績
- ・ 今後の水防について考慮を要する点、その他の所見

第 2 節 水 防 報 告

(1) 水防管理者は水防法第 47 条の規定に基づき、国土交通大臣、消防庁長官及び知事から報告を求められたときは水防活動実施報告書に必要事項を付記して提出するものとする。

(2) 水防管理者から様式 6、6－2 の提出があった場合は、知事は国（九州地方整備局長）に報告するとともに、広報活動に努めるものとする。

資料編 7 水防活動実施報告書

7－2 水防活動のみえる化

第 18 章 そ の 他

第 1 節 避 難 及 び 立 退

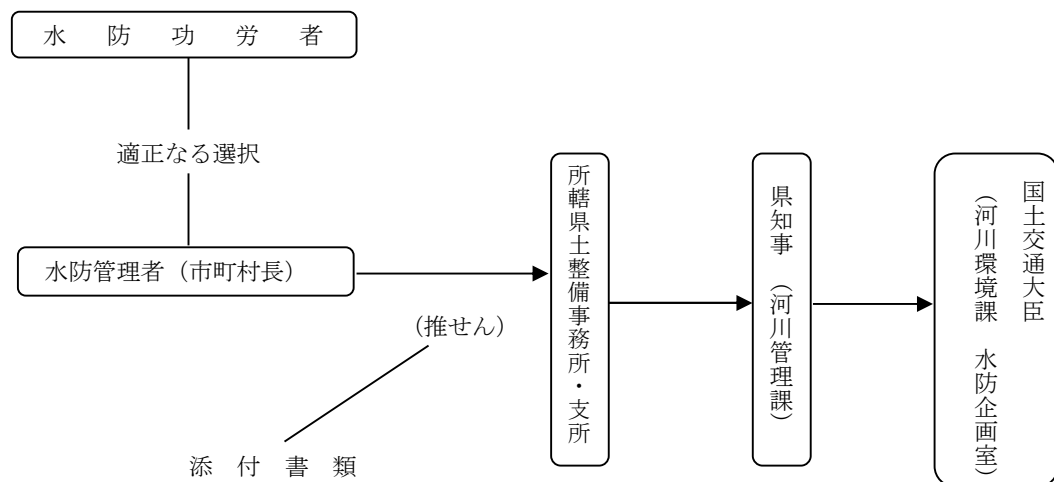
1. 洪水、津波又は高潮等により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は現地の状況に応じ適切な避難のための立退き又はその準備の指示を行なうものとする。
水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を所管する警察署長にその旨を通知しなければならない。
2. 各水防管理者は緊急に際して円滑な避難が出来きよう、あらかじめ避難予想地区と避難先、避難経路、避難の時期と伝達方法等を定め、住民への周知徹底を図るものとする。
3. 避難、救助、防疫との関連については、県、各市町村など関係機関と十分協議しておくものとする。

第 2 節 水防功労者の表彰

1. 表 彰

国土交通大臣は、水防法第 46 条及び「水防功労者表彰規則」（S31.3 建設省令第 6 号）により、水防に関し著しい功労があると認められる者（「水防功労者」）に対して、表彰を行うことができることとされている。

2. 表彰の取扱要領



- ・「水防功労者表彰実施要領」に定める書類

第3節 水 防 訓 練

1. 県

県は、水防管理団体との連携の強化及び水防活動の円滑な実施を図るため、水防関係機関と協力して、全県域および各地域において水防演習（情報伝達・水防工法）を実施するものとする。

2. 水防管理団体の水防訓練

(1) 水防訓練実施要領

水防管理団体の水防訓練は、次の項目について十分訓練を行うよう水防計画に定めるものとし、特に一般住民の参加を求め水防思想の高揚に努めるものとする。

- ① 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- ② 通報（水防関係機関、住民）
- ③ 動員（消防機関の職員、水防団、居住者の応援）
- ④ 輸送（資材、器材、人員）
- ⑤ 工法（各水防工法）
- ⑥ 樋門等の操作
- ⑦ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

(2) 水防訓練の実施期間

指定水防管理団体の水防訓練の実施は、最も効果のある時期を選び、毎年1回以上単独又は関係機関と合同で実施するものとする。

また、指定水防管理団体以外の水防管理団体についても、洪水、津波又は高潮のうち当該水防管理団体の区域において想定される災害について、毎年水防訓練を行うよう努めるものとする。

(3) 津波避難訓練への参加

津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、市町村地域防災計画に基づく津波避難訓練が行われるときは、これに参加するものとする。

第4節 水 防 工 法 一 覧 表

資料編 11. 水防工法 参照

第5節 水 防 啓 発

水防月間を毎年5月1日～5月31日とし、県は福岡県河川協会、水防管理団体と協力し、県民一般に水防の重要性について広報活動を行うとともに水防訓練等により水防思想の高揚を図る。

第6節 水 防 関 係 機 関

資料編 12. 水防関係機関 参照

